

青金 年谷 團村	青竹 年岡 團村	青天 年神 團山	青駒 年山 團村	青關 年豐 團岡	青環 年村 團	青湊 年町 團
金谷村	竹岡村	天神山村	駒山村	關合村	環村	湊町
大正八年八月	大正七年五月	大正四年二月	明治四十三年一月	大正三年六月	大正五年七月	大正五年一月
自滿十五年至廿五年正團員百二十名	滿十五才以上滿廿五未滿を以て組織し現に正團員百五十人あり	各區の支部會を統一して組織す、正團員五十名、豫算八十圓	村内在住の滿十六歳以上廿五歳迄の青年を以て組織し別に賛助員を置く、正團員五十一名、經費六十圓	滿廿五才未滿を以て組織し現に正團員九十名	自十五才至二十五才青年を以て組織す、正團員百十名、豫算九十七圓	滿十五歳より廿歳迄の青年を以て組織し、別に特別團十名、顧問を置く、正團員五十名、豫算百四十圓
諸岡誠網代省	石井惣兵衛 荒井榮	服部廣 進藤京爾 荒川保之助 平野秀治 坂口莊治 淺野守三 森本兼壽 早川崎隣	笹生精一 白井常五郎 笹生精一 大森潤	在原稔	小安嘉六 鈴木寛	夏目限五郎 山崎八五郎 夏目限五郎 高梨彦三郎 松永嘉明
演說會、講演會、運動會	品評會一回、海水浴場設置、講演會、社會奉仕、會員製作品廉賣	講演會、講習會、運動會、旅行、社會奉仕作業	講習會、講演會、視察、運動會、就學出席の督勵、道路修繕、品評會、害蟲驅除	文庫設置、運動會、講演會	運動會、青年館設置、講演會、試作	見學旅行、道路修繕、學校敷地埋立、工事完成、講演會、試作、運動會、講習會、表彰、團報發行

第二節 君津郡青年團聯合會

君津郡青年團聯合會は郡内町村青年團の聯絡統一を圖り兼て地方の開発に資するの目的を以て大正三年十月二十五日創設せられたるものなり、爾來日向淺しと雖も或は講演會を開きて智徳の修養に資し或は運動會を開催して体力の鍊磨を圖り或は事業を選定して各青年團の啓發指導に盡す等其事業見るべきもの頗る多し

本會々則並に決議したる實行事項左記の如し

君津郡青年團聯合會規約

- 第一條 本會ハ各町村青年團相互ノ聯絡ヲ謀リ智徳ノ修養體力ノ鍊磨ト併テ風紀ノ改善産業ノ振興ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ君津郡青年團聯合會ト稱ス
- 第三條 本會ノ事務所ハ君津郡役所内ニ置ク
- 第四條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 一、會長 一名
 - 一、副會長 一名
 - 一、顧問 若干名
 - 一、評議員 四十一名
 - 一、常務幹事 若干名
 - 一、幹事 四十一名
- 第五條 會長ニハ郡長ヲ推薦シ副會長、顧問ハ評議員會ニ於テ之ヲ推薦シ常務幹事及幹事ハ會長之ヲ囑託シ評議員ハ町村青年團ヨリ各一名ヲ選出スルモノトス
- 但シ評議員ハ便宜町村長ニ囑託スルコトヲ得
- 第六條 役員ノ權限左ノ如シ

會長ハ本會ニ關スル一切ノ事務ヲ總理シ本會ヲ代表ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

會長副會長共ニ事故アルトキハ常務幹事之ヲ代理ス

顧問ハ會長ノ諮問ニ應ジ又本會ニ關スル意見ヲ提出スルコトヲ得

評議員ハ本會ニ關スル重要ノ事項ヲ議決スルモノトス

常務幹事及幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ従事ス

第七條 本會役員ノ任期ハ顧問ヲ除クノ外總テ滿二ヶ年トス

補闕ノ爲就任シタル役員ハ前任者ノ殘任期トス

役員ハ任期滿了後ト雖モ後任者就任ノ日迄仍ホ其任務ヲ行フモノトス

第八條 本會ハ毎年一回總會ヲ開キ左記事項ヲ行フ

但シ會長ニ於テ必要ト認ムルトキハ臨時總會ヲ開クコトヲ得

一、町村青年團ニ於テ施設スヘキ事業ノ選定其ノ他必要ノ事項

二、町村青年團ニ關スル報告

三、講話及演說

第九條 評議員會ハ必要ニ應ジ會長之ヲ招集ス

第十條 本會ノ經費ハ當分ノ内寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ヲ支辨スルモノトス

君津郡青年團聯合會實行事項

大正三年十月二十五日議決

一、時間を恪守すること

二、簡易文庫を設置し穩健なる圖書を供へ常に智徳の修養に努むること

三、擊劍、相撲、遠足、其の他適當なる方法に依り常に体力の鍊磨をなすこと

四、冠婚葬祭等に際し冗費を節約し其の一部を會に寄附し基本財産を造成すること

五、農事改良に率先留意して其の普及に努め兼て共同試作地を設け耕作方法を研究すると共に其の

生産品の一部を以て基本財産を造成すること 以上

大正四年一月十七日議決

一、時間勵行に關しては特に各地方の集合に適應する時間の選定に考慮し兼て會員到着簿を備へ置

き遅參等の弊を矯正すること

二、補習教育の普及に努め其の成績を擧ぐることに

三、各町村青年團は適當の時期に於て相互視察を爲し其の状況を本會に報告すること

四、冠婚葬祭等に際し冗費を節約し其の一部を會に寄附する方法として其の種類金額等を協定す

ること

五、産業の振興に關しては左記事項に留意すること

1、試作地には本縣採種田種粉を栽培し良種の普及に努むること

2、成るべく町村農會設置の改良麥作指導地を擔當し其の成績を良好ならしむること

3、果樹蔬菜の栽培に關しては良種を撰ひ其の改善普及に努むること

4、各種農産物及手工品の品評會を開催し生産の發達に資すること

5、内國品の使用に努め自家自給の方法を講ずること

6、農家經濟を知得するは最も必要の事項なるを以て農業生産調査を補助し其の成績を正確ならしむること

大正五年一月二十三日議決

- 一、忠孝の本義を體する一方法として敬神崇祖及尊老の道を講すべきこと
- 二、夜學會、講話會、圖書回讀等の方法に依り補習教育の實績を期すべきこと
- 三、公德を重んじ協同の實を發揮する爲め道路等の修理をなすこと
- 四、擊劍、柔道、水泳、馬術、操練、射的、遠足、相撲、力持を實行し、尙武の氣象体力の増進を圖るべきこと

五、産業に關しては特に左記事項に留意すること

- 1、各地方の狀況を視察し需用供給の關係を調査し販路の擴張を謀ること
- 2、宅地の利用を圖り有益なる植物を選定し其の栽培に注意すること
- 3、湖沼溜池等を利用し魚介類の養殖をなすこと
- 4、副業として養蠶養豚家禽の飼養をなし兼ねて其の良種の普及に努むること
- 5、堆肥製造方法の改良並綠肥の栽培に努むること
- 6、牛馬耕其の他耕耘競技會等を開設し之か改善發達を圖ること

本會聯合會役員移動

1、會長氏名

山口利文 竹内錠之助 加藤輝夫 新川謙治 關野周治

2、副會長氏名

落合初太郎 森田要作 澤渡鏡太郎

3、幹事氏名

池田瀧次郎	川名貞治郎	笹本眞雄	細井子之助	鈴木誠一
景山安五郎	金坂徳司	宇井政吉	増田正直	佐久間喜平
石原僖衛	石川忠司	鈴木三郎	山口城司	渡邊正義
林太一	梶四衛	河内純次郎		

4、顧問氏名

石川貞次郎	越川健	竹内寅次郎	石井忠五郎	相澤房治郎
武田俊義	三神竹二郎			

第五章 處女會

第一節 各町村處女會

各町村處女會一覽表 (大正十五年四月一日現在)

名稱	所在町村	創立年月	組	織	會長	移動	事業
木更津町 婦人會	木更津町	大正十三年十月	主婦及び處女を以て組織し、 小學校卒業後滿十八歳迄の 處女を一部とし、其他を二 部とす、正團員三十四人	佐々木かれ			講習會、講演會、品評會 展覽會、見學旅行、表彰
眞舟村 處女會	眞舟村	大正十二年七月	未婚女子を以て組織す、正 團員五十名、豫算二十七圓	林 豊次郎			講演會、講習會
清川村 婦人會	清川村	大正十四年一月	主婦及處女を以て組織し、 小學校卒業より滿十八歳迄 の處女を一部とし、其他を 二部とす、正團員總計五百 二名、豫算百十五圓	鈴木さみ			講演會、講習會、見學旅 行、貯金、展覽會
巖根村 處女會	巖根村	大正十二年九月	六支部に分ち普通會員、名 譽會員、特別會員の三種よ り成る、正會員三百九十二 名、豫算百三十一圓	重城末子			講習會、講習會、パザ 見學旅行、規約貯金、敬 老會、共同勞作
金田村 處女會	金田村	大正十一年三月	村内在住の處女を正會員と し、既婚の女子を特別會員と す、正會員八十一名、豫算 二十八圓	尾高よれ			講習會、講習會、見學旅 行、貯金

處神 女納 會村	處神 納村	大正十年三月	村内に居住する處女を以て 豫算二十圓	奈良輪由郎 中村重 多田昌太郎	講演會、講習會、共同作 業、品評會、展覽會、旅 行、善行者表彰
處櫛 女葉 會村	櫛 葉 村	大正十二年一月	村内に居住する未婚の女子 を以て組織し、便宜上之を三 部に分つ會員四十五名、豫 算三十二圓	鈴木芳太郎	講演會、講習會、品評會 旅行
處長 女浦 會村	長 浦 村	大正九年十月	滿廿歳以下の未婚者を以て 組織す、會員五十五名	鈴木むら	講演會、講習會、旅行、 品評會、展覽會、表彰
處中 女郷 會村	中 郷 村	大正十年二月	村内の處女を正會員とし主 婦を特別會員とし、正會員 八十名、豫算五十三圓	分目寅吉 渡邊兼吉	講話會、展覽會、運動會 修養會、旅行
處根 女形 會村	根 形 村	大正十一年二月	滿十二歳以上二十歳迄の未 婚の女子を以て組織す、正 會員二十四名	小關光太郎	講習會、講演會、品評會 旅行
婦平 人會 岡	平 岡 村	大正十年二月	滿廿歳未満の處女を一部會 員とし三十歳未満の婦人を 二部會員とし、正會員百名 豫算百一十圓	山口貞治 杉山與三郎	講演會、講習會、敬老會 品評會、展覽會、共同作 業、旅行、貯金、兒童生 徒の就學出席督勵
處馬 來田 會村	馬 來 田 村	大正八年八月	村内居住の義務教育を終了 せる未婚の女子を以て組織 す、正會員八十名、豫算七 十一圓	高橋正二 金見善次郎	講演會、講習會、品評會 運動會、貯金、修養會、 雜誌書籍の購讀

處小 女櫃 會村	小 櫃 村	明治三十四年四月	廿五歳以下を以て組織す、 正會員七十五名、豫算百五 十八圓	高浦ふん 地曳てる	講習及講演會
處久 留里 會町	久 留 里 町	大正五年一月	町内に居住する婦人主とし て主婦を以て組織す、正會 員五十名、豫算百圓	長谷川ひめ 丸勝 松本靜子	就學兒童(貧困者)の救濟 講演會、講習會
處松 女丘 會村	松 丘 村	大正十年七月	滿十二歳以上十八歳迄の處 女を以て組織す、正會員九 十名、豫算百二十圓	池田きぬ 平野佐喜子 龜田うめ	講習會、社會奉仕、貯金 講演會、視察、補習教育 の後援
處龜 女山 會村	龜 山 村	大正十一年三月	十四歳以上二十歳未満の女 子を以て組織す、正會員五十 名、豫算二十五圓	鶴田ひさ	講演會、講習會、旅行
婦中 人川 會村	中 川 村	大正七年七月	小學校卒業者を一部會員其 の他を二部會員とし、正會 員百八十五名、豫算九十三 圓	鈴木巖 齋藤忠作 村田辨之助 鳥海豊三	講演會、講習會、見學旅 行、敬老會
婦富 人岡 會村	富 岡 村	大正九年十月	尋常小學卒業以後滿十八歳 迄を一部とし、其の他の女子 を二部とし、正會員百十五 名、豫算百圓	大野千代	講演會、展覽會、品評會 講習會
婦鎌 人足 會村	鎌 足 村	大正十年七月	村内に居住する女子を以て 組織し、滿十四年以上廿年迄 を一部とし、其の他を二部 とし、正會員三十七名、豫 算八十八圓	綾部幸太郎 角村ひさ 齋藤こら	講演會、講習會、旅行、 共同作業、展覽會、敬老 會、音樂會、時間勵行

處波岡會村	處八重原會村	處周西會村	處中會村	處小糸會村	處秋元會村	處三島會村
波岡村	八重原村	周西村	中村	小糸村	秋元村	三島村
大正十年五月	大正十一年三月	大正十二年八月	大正十一年十二月	大正十年九月	大正十一年十月	大正十年九月
村内在住の處女を以て組織し別に名譽會員あり、正會員九十一名、豫算五十圓	滿十三歳以上三十歳未満の女子を以て組織す、正會員二百三十四名、豫算九十圓	滿十三歳以上二十歳迄の處女を正會員とし別に名譽會員四十五名、豫算六十七圓	村内在住の處女を以て組織す、正會員七十五名、豫算百圓	一般會員は滿十二歳以上の未婚者にして別に賛助會員七十五名、豫算百十圓	村内在住の處女を以て組織す、正會員四十名、豫算四十五圓	小學校卒業以後滿二十歳迄の處女を以て組織す、正會員三十四名、豫算六十二圓
大澤鎌助 飯妻はる	能星藤吉 榎本のぶ	宮崎政之助 東條きね	春木みさを	谷中國樹丸 石井つる	島田つね 山中てい	竹内伊十郎 北川浩
講演會、講習會、旅行、品評會、展覽會、貯金、表彰	復興貯金講演會、講習會、發表會、旅行、展覽會	講演會、講習會、學藝會、研究會、旅行、技藝競技會、展覽會、共同貯金會	講演會、講習會、研究會、早起會、展覽會、旅行、勞力奉仕、運動會、敬老會	講習會、講習會、旅行	講習會、運動會、手藝品々評會	講演會、講習會、奉仕作業、病氣又は逆境に在る者の慰問

處周南會村	處貞元會村	處飯野會村	處青堀會村	處富津會町	處吉野會村	處大貫會町
周南村	貞元村	飯野村	青堀村	富津町	吉野村	大貫町
大正十一年五月	大正十一年三月	大正四年四月	大正十年十一月	大正十二年七月	大正十四年九月	大正十一年一月
四十歳未満の女子を以て組織す、正會員八十名、豫算四十三圓	村内在住の未婚者を以て組織す、正會員五十名、豫算三十圓	小學校を卒業若くは退學せる年齢滿廿年未満の處女を以て正會員とし其の他を特別會員とし、正會員六十名、豫算百五十圓	小學校卒業後滿十八歳迄の處女を一部とし其の他を二部とし、正會員七十二名、豫算六十六圓	町内在住の處女を以て組織す、正會員三十名、豫算四十二圓	會員を分ちて二部とし、小學校卒業後滿十八歳迄の處女を一部とし其の他を二部とし、正會員百三十名、豫算八十三圓	正會員、准會員(高等小學在籍の女子)特別會員、賛助會員、顧問より成る、正會員三十名
大野くま	久保田福太郎 山口登	小熊吉藏 鈴木正作 宮野しげ 池田きぬ	勝呂みや 高橋もこ 高橋きく	小幡徳治 松本勝	武内三郎 庄司むめ	藤平喜左衛門
講演會、講習會	講演會、講習會、見學旅行	共同耕作、敬老會、体育會、講習會、講演會、旅行、社會奉仕、神社掃除	講習會、講習會、運動會、學藝會、視察會、バザー、時間勵行、貯金	講習會、共同作業、善行者表彰、見學	講演會、講習會、貯金、敬老會、運動會	講習會、講習會、体育奨勵、旅行

處竹 女岡 會村	處天 神山 會村	婦駒 人山 團村	處關 女豐 會村	處環 女會 村	婦湊 人會 町	婦佐 人貫 會町
竹岡村	天神山村	駒山村	組關 合豐 村岡	環村	湊町	佐貫町
大正九年八月	大正十一年五月	大正八年四月	大正九年五月	大正十年二月	大正十二年四月	大正八年九月
十五歳以上の未婚女子正會員三十五名、豫算二十五圓	十五歳以上廿歳未満の未婚女子を以て組織、正會員四十五名、經費四十五圓	滿十四歳以上廿五歳迄の女子を正會員とし、廿五歳以上卅五歳迄の婦人を賛助員とし、正會員四十名	未婚女子を以て組織す、正會員九十名、豫算百一圓	二十歳以下の女子を以て組織す、會員百十名	十四歳以上の女子を以て組織す、會員八十名、豫算百圓	町内に居住する婦人を以て組織し、未婚者を一部會員、既婚者を二部會員と稱す、正會員百十名、豫算五十九圓
原あや 能星いと	川名もこ 平島さじ	島野重義 山口登 小柴こう 笹生精一 大森潤	水野さよ	笹生よれ	山口貞治	山口登丸 勝 鈴木巖 石渡伊之吉 小川きよ
展覧會、旅行	講演會、講習會、品評會	講習會、講話會、勤儉勵行	講演會、講習會、見學旅行	貯金、講演會、旅行	講習會、講演會、展覽會、見學旅行、修養會	講演會、講習會

處金 女谷 會村	久留里町	大正十年五月	村內居住の處女を以て組織す、正會員二十六名、豫算四十一圓	岡崎彦次郎 内野貞三郎 堀江貞司	講習會、講演會、見學旅行、展覽會、善行者表彰
久留里町	大正九年一月	滿十四歳以上の處女を以て普通會員とし、本會の趣旨に賛同したる既婚者を以て特別會員とす	長谷川ひめ 丸勝 山崎初枝 松本靜子	講演會、講習會、文庫の設置、月次會	

第二節 君津郡聯合處女會

本郡各町村に於ける處女會は時代の進展と共に大正九年、十年の兩年度に設置を見るに至る茲に於て各町村處女會の連絡統一指導せん爲め郡聯合處女會を大正十一年四月廿三日木更津高等女學校講堂に發會式を擧ぐ其會則左の如し

君津郡聯合處女會々則

- 第一條 本會ハ君津郡聯合處女會ト稱シ郡内各町村ノ處女會ヲ以テ組織ス
- 第二條 本會ノ事務所ヲ君津郡役所内ニ置ク
- 第三條 本會ハ各町村處女會ヲ統轄シ教育勸語ノ御趣旨ヲ奉体シ處女ノ智德ヲ進メ品性ノ向上ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
 - 1、各町村處女會相互連絡ヲ圖ルコト
 - 2、講習會及講演會ヲ開催スルコト
 - 3、展覽會、品評會ヲ開催スルコト

4、表彰ヲ行フコト。

5、決議申合等ニヨリ地方風俗習慣及生活上ノ改善ヲ圖ルコト

6、其他必要ナル事項

第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一、會長 一名
- 一、副會長 一名
- 一、評議員 四十一名
- 一、幹事 若干名
- 一、顧問 若干名

第六條 會長副會長ハ評議會ニ於テ之ヲ選舉シ幹事ハ會長之ヲ囑託ス

評議員ハ各町村處女會長ヲ以テ之ニ充ツ

顧問ハ評議員會ノ決議ヲ經テ之ヲ推選ス

第七條 役員ノ任務左ノ如シ

- 一、會長ハ本會ニ關スル一切ノ事務ヲ總理シ本會ヲ代表ス
- 一、副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル時ハ之ヲ代理ス
- 會長副會長事故アル時ハ幹事之ヲ代理ス

一、評議員ハ會長ノ招集ニ應ジ收支豫算ノ議決決算ノ認定其他重要事項ヲ議決ス

一、顧問ハ會長ノ諮問ニ應ジ又本會ニ關スル意見ヲ提出ス

第八條 本會役員ノ任期ハ顧問及評議員ヲ除ク外三ケ年トス但再選ヲ妨ケス

補缺ノ爲就任シタル役員ハ前任者ノ殘任期トス

役員任期滿了後ト雖後任者就任ノ日マテ其任務ヲ行フモノトス

第九條 毎年一回總會ヲ開キ左ノ事項ヲ行フ但會長ニ於テ必要ト認メタル時ハ臨時總會ヲ開クコトヲ得

一、會務報告

一、各町村處女會事業報告

一、町村處女會ニ於テ施設スヘキ事業ノ選定

一、講演

第十條 本會ノ經費ハ町村處女會分賦金、補助金、寄附金、其他ノ收入ヲ以テ之ヲ支辨ス

本會聯合會役員移動

- 1、會長氏名 山口 利文 竹内錠之助 加藤輝夫 新川謙治 關野周治
- 2、副會長氏名 三神竹治郎 鴉矢忠部
- 3、幹事氏名 石原億衛 笹本眞雄 増田正直 佐久間喜平 林 太一
- 梶 四衛 河内純次郎 小林庄太郎

第六章 各種教育團體

第一節 馬來田村婦人講演會

本會は馬來田村茅野區に於て大正四年二月十八日開始したるに始まり爾來同區は郡社會教育主事、役場吏員、僧侶、小學校職員之が講師として繼續し今日に及び其の他七曲、地藏堂、泉谷、眞里方面に於て婦人講習會を開催せり、然れども未だ全村に及ばざるは頗る遺憾とする處なり、本會々員は各區義務教育終了後のあらゆる階級の婦人を網羅し別に役員を置かず、青年團の後援を得て講演會、講習會、懇談會等を行ひつゝあり

第二節 松丘村社會教育

松丘村に於ける社會教育、村内各種團體幹部の聯合會を組織し各公益團體の聯絡を保ち社會教育方面の統一を計り左の事項を實行す、村内各部落巡廻講演會、名士講演會を開催し尙風會、婦人農會を設け文庫及び農會報、學友會報「學校から家庭へ」等の印刷物を利用し各部落掲示板の善用を計る等民智の開發並に修養の道を講じ各種生産物並に手藝品の品評會を行ひ、視察團の派遣をなして産業の發達を圖れり

第三節 佐貫町親愛會

一、畜産業生産額	九七一、二九九
一、林業生産額	一、九四一、八〇三
一、水産業生産額	二、〇四一、〇二八
一、工業生産額	五、一八一、九六一
合計	二〇、九七五、一一三

而して最近の調査に係る之等生産の要素たるべき土地並に戸口業態別を大別すれば左の如し

土地

(イ) 土地所有別	七八一・七反
一、御料地	七八一・七反
一、國有地	四、四〇五・五
一、民有地	四四、五四一・四
山原野	四、三五五・八反
有租地	四三、二三九・一
免租地	二四〇・〇
年期地	一、〇六二・三

(ロ) 民有有租地内譯

種目	反別	地價
田	一二、七八九・九反	四、三〇八、九四〇
畑	五、六六八・〇	五七九、六〇三
宅地	一、七七八・四	一、五三三、九五四

山原野	二〇、三八八・一	一〇一、〇七二
牧場	二、四五九・五	六、一九九
池沼	一、三三三・九	二六八
鹽田	一・五	六
雜地	一・四	一四三
合計	四三、二三九・一	七〇

戸口業態別

一、農業	一五、二七三・三	自作兼農	四、五〇三・戸
		自作農	七、一三一
		小作農	三、六三九
一、漁業	四、九七四	本業	二、一五四
		副業	二、八二〇
一、商工業	三、一二八	本業	一、九二五
		副業	一、二〇三

即ち農業戸數最も多く漁業、商工業之に亞けり

元來此地に於ける地勢の状態並に風土の關係は各種農林業に好適するを以て古來農業を以て最とし米麥、蔬菜、果實、牧畜、蠶業等の生産に乏しからずと雖も尙改良の餘地甚だ大なるものあるに因り當局は農業に對しては或は土地の開墾、耕地の整理、農業水利の完成を促し又は二毛作を奨勵し併せて

斯業の統一を圖り専ら少費多穫の實を擧ぐるに努むるものあり

水産は沿岸線十有七里總て東京灣の東岸に位し相摸の觀音崎と相對して東京灣の咽喉を擁する富津灣より以北は内灣に其以南は外灣に面し内灣は干潟遠く露出し且つ淡鹹水の混交宜しきを得て海苔及貝類等の養殖に適す、外灣は蓋し浦賀水道にして内灣的漁業に便あり、而して南端金谷村鋸山を以て安房郡に堺し『ワカメ』、『アラメ』、『テングサ』、龍蝦、鮑等の外海的水族を多産す、殊に最近海苔、貝類及養殖業は長足の進歩を見たりと雖一般漁業は尙ほ當年の舊套を脱せず、頗る幼稚の域にあるは蓋し内灣漁業の發達せざるに由るものなるべし故を以て當局は夙に漁船、漁具の改良と養殖業の改善を圖り以て漁利を開拓するの急務なるを知り大に之が指導誘掖に努めつゝあり

商業は海外的には木更津町、富津町、湊町等の諸港によりて郡内の物資集散行はれ城主又は合の宿として久留里町等の發達を見たるもの、如く農林、水産物の京濱市場に移出せらるゝもの多く砂糖鯉節其他、日常必需品及肥料、衣類等の移入盛に行はれ交通機關の發達に伴ひ漸次殷盛の域に趣きつゝあるなり

工業は醤油、酒、味噌等を最とし近時化學の智識進達するに伴ひ醸造法の技術大に改善せられ醤油に在りては君津郡醤油同業組合を酒類にありては君津郡酒類組合を組織して品評會を開催し又は販路の擴張を講ずる等同士自ら斯業の改善を競ふの結果最近長足の進歩を遂ぐるものあり、殊に醤油の如きは市場に於て名聲を博しつゝあり

第一章 農業

本郡は土地は概ね肥沃、氣候は和順にしてまた灌漑の利あるにより穀菽、蔬菜、果樹等の栽培に適し夙に農耕の業開け重要な農作物を生産し産業中農業は第一位を占む

最近の調査に據れば郡内耕地の面積は壹萬八千四百五十七町九段にして内田壹萬二千七百八十九町九段、畑五千六百六十八町なり

農業に従事するものは自作農四千五百〇三戸、自作兼小作農七千三百三十一戸、小作農三千六百三十九戸、計壹萬五千二百七十三戸なり、故に耕地は平均一戸壹町二段餘に當る

耕地の最も廣きは小櫃川流域にして小糸川の流域之に次ぎ、湊川の流域は其次なり故に米の産額これに準す

穀菽類は郡内到處に其栽培を見るべく菜蔬、鹹果類は沿海地方より多く産出す
蠶豆、甘藷、南瓜、蓮根、煙草、柑橘、梨、桃、柿、梅、桑、茶等の栽培は漸く盛んに將來益其發展を觀るに至らん

第一節 耕地整理

農業經營の刷新又は合理化は言ふ迄もなく農業耕地を整理し其作業に便利ならしむると共に勞力の節

減を圖り經濟的增收を期すること耕地整理を以て先決の問題となすべきなり
 本郡の耕地概ね低濕にして田園、道路、畦畔亦屈折多く到底畜力を應用し器具、機械類を利用するに堪へざるもの多く農業水利及び用水の解決と相俟つて之が促進を圖るべき必要將に緊要に迫らる、而して最近の調査に依れば田耕地面積一萬三千二百六十町一反、畑耕地面積五千四百七十三町八反にして耕地整理及土地改良の奨励につきては常に文章を以て通牒し又は町村長會同の際に或は又施行必要の町村には特に吏員を出張せしむる等其指導誘掖に努め、一面縣に於ては斯業専門の技術員を配置し調査設計の指導又は工事監督等専ら之れが奨励に努めたるの結果町村に於ても耕地整理の有益なるを自覺し近年著しく事業の進捗を來し、明治三十四年より大正十四年三月末日迄の二十四年三ヶ月間に於ける耕地整理發起及組合設立の認可を得たる箇所就て調査すれば、地區數合計五十九、面積四千三百三十五町歩内工事未着手のもの五ヶ所、工事中のもの四十四ヶ所、工事完了のもの三ヶ所にし其面積を田畑其他に區分すれば左の如し

田 二、九一三・一四〇一
 畑 八三二・九三二二
 其他 二五四・二〇一八
 而して其工事費豫算其他一切の費用豫算は實に九十六萬八千四百十九圓餘に相當せり
 其内譯左の如し

地名	地 區 市 名	地 區 總 面積	内 田 畑 其他面積	工事費豫算 其ノ他一切 ノ費用豫算	田畑其 他反當 算	發 行 起 年 月 日	組 合 設 立 可 行 日 年 月 日	工 事 着 手 日 年 月 日	記 事
巖根村巖根地區	巖根村	九四三・七八五	四五五・〇四二 二七六・七六六 四六・〇二二	九五、九八七・三三	二・三三三	三六、二・二七 三六、三・三三			區劃整理事業完了
檜葉村中野組合	檜葉村	二六八・七六九	二〇六・七六七 二二・一九三 三九・八〇三	一四、九九九・三三〇 一七、〇〇〇・〇〇〇	六五・四九五	三六、九・三三 三六、三・三〇	二、一〇二		區劃整理事業完了
中川村横田組合	中川村	二六四・七〇三	二二二・三〇三 六・一〇三 九・二九八	三七、七三三・三三 六、四三二・一七	一八・三七六	四、五・三三 四、二・三三	四、一・二九		區劃整理事業終了
神納村外二大字組合	神納村	二九・三〇八	一五四・九二四 六四・五〇四 五・一七一	五三、二八・九四	三三・二四九	四二、六・一五	四、一・三三		區劃整理事業終了
中川村百目木組合	中川村	三二・四〇二	二六・五九三 九・九二〇 四・五二六	二、九四〇・七三	一〇・四八六		四、二・二九		區劃整理事業終了
中川村横田南部組合	中川村	四六・九二二	二五・三九〇 一三・八一〇 四・四二二	一七、八四三・一三 八〇・〇〇〇	四一・九一〇		五、三・一五		區劃整理事業完了
金田村中島組合	金田村	二〇二・一四九	一五〇・九三九 三三・四二六 五・九〇六	一五、四三七・五七〇 二、三三三・〇〇〇	九・三三三		六、三・一		區劃整理事業完了

金田村瓜倉組合	一三九・七三〇五	八六・三二六	四一・三二二	七・四五二〇	八四〇九・七〇〇	六・五〇四	六・四二四	六・四二四	全
金田村畔戸組合	一四・四六六	四・〇五九	八七七	四七〇七	六・三九〇・八二〇	二五・〇四三	六・五二三	一〇・九・一	千拓工事完了
中川村横田西部組合	三・四二五	八・〇八四	一四・七六六	八・〇八一四	七・八九九・〇三三	二八・二三七	九・一・三	一三・四・一	區劃整理工事中
貞元村新御堂地區	一四・八七六	一〇・七八一	三・二四五	四・一〇六・四九八	四・〇三・〇〇〇	三三・一四四	九・二・八	一〇・二・〇	開墾一人施行
長浦村久保田字地區	八・八〇元	六・六二一	一・〇〇三	一・五八七・一六〇	二七・二・八四〇	二・二・二	一〇・三・五	一〇・二・五	開墾一人施行
長浦村藏波、久保田宿地區	五・三九六	二五・〇八	二七・三〇〇	八・七五五・一六	一・五四五・〇〇〇	二〇・二・五〇	一〇・四・七	一〇・一・五	開墾工事完了
中川村横田北部組合	五・三三〇〇	三四・九七二	一・七六六	八・八九五・〇〇〇	九八九・〇〇〇	二五・五七三	二〇・二・二九	一一・二・三	區劃整理工事中
田代宿組合	三三・〇二八	二六・七〇三	五・二八	三・〇六五・八七〇	一・五三九・一七〇	六〇・六九	一〇・二・二	一〇・三・七	溜池工事中
飯野村上飯野組合	九二・六三三	六・七〇五	一七・八二六	三三・三〇〇・〇〇〇	一・八八〇・〇〇〇	四〇・三・三	二・三・三〇	一一・九・一	溜池工事完了
檜葉村坂戸市場組合	三三・九五二	一六・四五二	三・一一五	二五・四五八・八二五	六・六五・一〇〇	二五・一八〇	一一・〇・六	一一・四・一	開墾工事中
長浦村藏波組合	三三・七五五	三三・〇一八	四・〇二九	一一・四〇〇・九〇〇	八三〇・〇〇〇	三三・〇・七	一一・三・三	一一・二・一	溜池工事中
松岡村山瀧野地區	五・〇二六	五・〇二六	二・〇二六	二・〇四二・〇七〇	一・六二二・八四〇	四三・九・六四	一一・三・〇	一一・三・〇	開墾工事中
周西村川田組合	二二・八二六	二・五三三	〇〇〇三	一・五七一・三七〇	四・五〇〇・〇〇〇	一六・二・四	一一・二・五	一一・二・六	區劃整理事業終了
清川村椿笹子組合	七三・八〇七	五九・四〇九	一・二三三	二八・五八九・一四〇	二・三九二・七五〇	四・五・〇六九	一一・二・三	一一・二・五	溜池工事中
周南貞元組合	七三・四七三	六二・九三三	四・三三三	一・七・三九〇・三三〇	二・六四三・二八〇	二九・〇・四七	一一・二・三	一一・三・〇	揚水機

貞元村郡組合	六七・七〇七	四四・三三〇	一四・九五一	二六・六二五・二五〇	一六・〇七・七・六〇	六・六・〇一	一〇・三・三	一一・三・一	全
飯野村上飯野組合	九二・六三三	六・七〇五	一七・八二六	三三・三〇〇・〇〇〇	一・八八〇・〇〇〇	四〇・三・三	二・三・三〇	一一・九・一	溜池工事完了
檜葉村坂戸市場組合	三三・九五二	一六・四五二	三・一一五	二五・四五八・八二五	六・六五・一〇〇	二五・一八〇	一一・〇・六	一一・四・一	開墾工事中
長浦村藏波組合	三三・七五五	三三・〇一八	四・〇二九	一一・四〇〇・九〇〇	八三〇・〇〇〇	三三・〇・七	一一・三・三	一一・二・一	溜池工事中
松岡村山瀧野地區	五・〇二六	五・〇二六	二・〇二六	二・〇四二・〇七〇	一・六二二・八四〇	四三・九・六四	一一・三・〇	一一・三・〇	開墾工事中
周西村川田組合	二二・八二六	二・五三三	〇〇〇三	一・五七一・三七〇	四・五〇〇・〇〇〇	一六・二・四	一一・二・五	一一・二・六	區劃整理事業終了
清川村椿笹子組合	七三・八〇七	五九・四〇九	一・二三三	二八・五八九・一四〇	二・三九二・七五〇	四・五・〇六九	一一・二・三	一一・二・五	溜池工事中
周南貞元組合	七三・四七三	六二・九三三	四・三三三	一・七・三九〇・三三〇	二・六四三・二八〇	二九・〇・四七	一一・二・三	一一・三・〇	揚水機

金田村畔戸第二組合	八九・三三九	六六・四〇八	二七・五七・六八〇	二四・四四六		一三、七・六		一三、三・一	揚水機工事中
周西村人見組合	七・七二七	五〇・三〇〇	三三、六六〇・〇〇〇	四九・七一九		一三、一・九		一三、二・三	全
飯野村二間塚組合	三・七〇九	一四・四三三	八、五〇〇・〇〇〇	三・一四六		一三、一・五		一三、二・五	悪水排除工事中
飯野村第二區組合	二九・六一八	二六・三六〇	四、一〇〇・〇〇〇	一五・五六二		一三、一・五		一三、二・六	用排水路改修工事中
中郷村牛袋川西組合	三・七〇七	二八・〇一一	一五、〇四四・一五〇	四六・九四二		一三、二・八		一三、三・一	頭首工事中
富岡村上根岸組合	二・八〇三	九・六四二	九、〇〇〇・〇〇〇	七六・〇三五		一三、三・一		一三、三・六	地均工事中
富岡村下根岸組合	二・三〇〇	九・〇四七	二五、〇〇〇・〇〇〇	二四・九三五		一三、三・一		一三、三・九	揚水機工事中
中郷村井尻組合	六・〇二八	四六・七五九	一一、一〇〇・〇〇〇	一〇・三三〇		一三、三・五		一三、二・六	全

檜葉村川間尻組合	三六・八四三	二六・八四一〇	一三、〇〇〇・〇〇〇	六七・二八三		一三、三・五		一三、三・〇	全
中郷村牛袋川東組合	九九・二〇八	七九・四八一	二二、〇一八・〇九〇	二四・四五		一三、三・五		一三、三・〇	頭首工事中
富岡村堂谷組合	一・三七七	一三、四〇八	二八、〇〇〇・〇〇〇	一八・二四〇		一三、三・七		一三、三・五	地均工事中
富岡村下郡組合	三四・四九五	二九・九九三	一三、七〇〇・〇〇〇	四三・五九八		一三、三・七		一三、三・五	用水路復舊工事中
周西村久保組合	八三・三三七	七七・八九九	五、五〇〇・〇〇〇	七・七〇三		一三、三・六			頭首工事中
巖根村久津間組合	一三七・八〇二	七五・五七八	一一、〇〇〇・〇〇〇	九・五九一		一三、三・二		一三、三・三	全
巖根村下堰組合	一六四・五六四	二六・七五〇	一三、〇〇〇・〇〇〇	八・九三六		一三、三・二		一三、三・三	全
中郷村下望陀組合	八〇・七三三	六三・三〇五	一五、一〇〇・〇〇〇	二〇・五五〇		一三、三・二		一三、三・七	全

中郷村有吉組合	一三九・九三三	一〇四・七二〇	一七・五六一	一〇・四一〇	一五・五〇〇	二〇・三〇〇	一三、三二	一三、三二	全
中郷村大寺組合	七八・二〇八	五四・四九二	一七・五四九	一〇・九三三	一六・七〇〇	八五〇・〇〇〇	一三、三三	一三、三五	全
中郷村十日市場組合	八五・三〇三	六〇・五〇五	一九・三〇七	五・三八八	一〇、一〇〇	一、〇〇〇	一三、三六	一三、三六	全
小糸村行馬根本組合	一三・三四三	一三・一九〇	一四・三三	一四・五七五	一四、〇五〇	一〇七・一九六	一三、七四	一三、七〇	震災耕地復舊工事中
小糸村鎌瀧組合	五・四五七	五・四五七	—	—	四、〇〇〇	一七〇・〇〇〇	一三、七四	一三、七〇	全
小樺村青柳組合	三九・三四三	二六・一六七	七・五〇七	二・二一七	二四、〇〇〇	〇〇〇	一三、七三	一三、七三	灌漑用揚水機工事中
中村練木上組合	一六・一五三	一五・九〇八	一九・九五〇	〇・五〇	一一、一五〇	〇〇〇	一三、七六	一三、七六	震災耕地復舊工事中
中村中島組合	二二・六五〇	二二・六〇八	〇・四一四	—	七、〇三三	〇〇〇	一三、七六	一三、七六	全
中村藤田中島組合	一〇・六五七	一〇・四〇一	—	—	五、一〇〇	〇〇〇	一三、七六	一三、七六	全
中村大鷲組合	六・一九九	五・八六三	六・三三	二・五三	三、八三四	〇〇〇	一三、七六	一三、七六	全
中村大井組合	七・八八六	七・一四八	四・六二	二・六七	四、〇六八	〇〇〇	一三、七六	一三、七六	全
根形村野田組合	三・六三九	一一・二〇一	七・二〇四	九・一八〇	一六、三八五	〇〇〇	一三、三五	一四、一三	溜池工事中
中川村大鳥居組合	二九・三三七	二五・九五五	一・二二四	一・〇〇〇	七、六〇〇	〇〇〇	一三、二六	一四、二〇	頭首工事中
龜山村四方木組合	一〇・六四〇	二・九九九	二・四六〇	五・一八一	七、二三五	六四〇	一三、二五	一三、二〇	溜池工事中
龜山村釜生組合	八・三四二	五・〇〇一	三・三〇〇	—	五、九〇〇	〇〇〇	一四、一七	一四、二一	全
龜山村笹豊田組合	二〇・五三二	一八・六〇三	四・〇三三	三・二二九	八、八二六	〇〇〇	一四、一七	一四、二一	全

中村藤田中島組合	一〇・六五七	一〇・四〇一	—	—	五、一〇〇	〇〇〇	一三、七六	一三、七六	全
中村大鷲組合	六・一九九	五・八六三	六・三三	二・五三	三、八三四	〇〇〇	一三、七六	一三、七六	全
中村大井組合	七・八八六	七・一四八	四・六二	二・六七	四、〇六八	〇〇〇	一三、七六	一三、七六	全
根形村野田組合	三・六三九	一一・二〇一	七・二〇四	九・一八〇	一六、三八五	〇〇〇	一三、三五	一四、一三	溜池工事中
中川村大鳥居組合	二九・三三七	二五・九五五	一・二二四	一・〇〇〇	七、六〇〇	〇〇〇	一三、二六	一四、二〇	頭首工事中
龜山村四方木組合	一〇・六四〇	二・九九九	二・四六〇	五・一八一	七、二三五	六四〇	一三、二五	一三、二〇	溜池工事中
龜山村釜生組合	八・三四二	五・〇〇一	三・三〇〇	—	五、九〇〇	〇〇〇	一四、一七	一四、二一	全
龜山村笹豊田組合	二〇・五三二	一八・六〇三	四・〇三三	三・二二九	八、八二六	〇〇〇	一四、一七	一四、二一	全

地 區 名	整理後總面積 九四二・七反	前年度迄竣成面積 五〇〇反	本年度竣成面積 一・六反	計 五〇〇反	殘 面 積 九三七・七反
馬來田村川田組合	三三・五二六	一〇、〇〇九	一三、〇〇〇	二四、二二六	一四、二〇三
湊町更和組合	三三、〇三三	一、〇〇〇	五、〇五二	二四、二二六	一四、二〇三
吉野村中組合	二五、二五八	一、〇〇〇	五、〇五二	二四、二二六	一四、二〇三
湊町加藤組合	元・五三三	二八・五三五	二、七〇〇	二四、二二六	一四、二〇三
計 五十五ヶ所	四三三・九五七	二二、九三三	二四、二二六	四三三・九五七	二二、九三三

右耕地整理の施行工事の進捗状況に就て調査すれば地區數四十六整理後の總面積三千一百十九町二反歩にして既に竣成したるもの一千四百七十三町歩殘面積一千六百四十六町二反歩なり、其内譯左の如し

耕地整理施行工事進捗状況

地 區 名	整理後總面積 九四二・七反	前年度迄竣成面積 五〇〇反	本年度竣成面積 一・六反	計 五〇〇反	殘 面 積 九三七・七反
企 北部組合	五六・一	四八・〇	一・六	四八・〇	一・六
金田村瓜倉組合	一三九・七	二四・五	四九・〇	二四・五	四九・〇
飯野村上飯野組合	九二・六	二四・五	四九・〇	二四・五	四九・〇
貞元村郡組合	七一・五	四九・〇	一・〇	四九・〇	一・〇
檜葉村坂戸市場組合	二二・〇	一〇・〇	一・〇	一〇・〇	一・〇
松丘村山瀧野地區	五・〇	一〇・〇	一・〇	一〇・〇	一・〇
清川村椿笹子組合	七二・八	二五・五	二七・〇	二五・五	二七・〇
周南貞元組合	七二・五	二五・五	二七・〇	二五・五	二七・〇
金田村畦戸第二組合	九四・二	三二・二	四五・五	三二・二	四五・五
周西村人見組合	七一・七	二五・二	四六・五	二五・二	四六・五
飯野村二間塚組合	三四・一	一六・四	一七・七	一六・四	一七・七
飯野村第二組合	二九・六	一一・二	一七・四	一一・二	一七・四
中郷村牛袋川西組合	三二・七	九・一	一〇・二	九・一	一〇・二
富岡村上根岸組合	一一・八	一・一	八・九	一・一	八・九
富岡村下根岸組合	一一・二	一・一	六・八	一・一	六・八
中郷村井尻組合	六〇・一	二二・五	三七・六	二二・五	三七・六
橋葉村川間尻組合	三六・二	八・八	二二・一	八・八	二二・一
中郷村牛袋川東組合	九九・二	三九・七	三三・八	三九・七	三三・八
富岡村堂谷組合	一六・〇	一・一	一四・七	一・一	一四・七
富岡村下郡組合	三四・二	二・八	二八・五	二・八	二八・五
周西村久保組合	八二・九	五・四	五・四	五・四	五・四
廣根村久津間組合	一三四・九	九三・六	一三九・五	九三・六	一三九・五
中郷村下望陀組合	八〇・九	二五・三	三五・九	二五・三	三五・九
中郷村有吉組合	一三九・三	一八・五	一一二・〇	一八・五	一一二・〇

中郷村大寺組合	七七〇	二〇〇二	五六・八	七七〇	九七八
中郷村十日市場組合	八二・六	一四〇〇	五・八	一九八	六二・八
小糸村行馬根本組合	一三・三	—	—	一三・三	〇
小糸村鎌瀨組合	五・四	—	—	五・四	〇
小櫃村青柳組合	三九・三	—	—	二九・七	〇
中村中島組合	一二・六	—	—	一二・六	〇
中村糠田中島組合	一〇・六	—	—	一〇・六	〇
中村大鷲組合	六・一	—	—	六・一	〇
中村大井組合	七・八	—	—	七・八	〇
根形村野田組合	三五・七	—	—	九・九	〇
中川村大鳥居組合	二九・二	—	—	一九・八	〇
龜山村四方木組合	一〇・六	—	—	九・四	〇
龜山村釜生組合	八・三	—	—	七・三	〇
馬來田村川田組合	二二・九	—	—	一一・二	〇
龜山村笹豊田組合	二〇・五	—	—	九・五	〇
湊町更和組合	二二・〇	—	—	—	〇
吉野村中組合	二五・二	—	—	—	〇
湊町加藤組合	二九・五	—	—	—	〇
計	三、一九九・二	五一三・八	九五九・二	一、四七三・〇	一、六四六・二

尙土地改良上暗渠排水を施行したるもの小糸村、周南村及び馬來田村にして其面積は四町九畝歩なり
 大正八年四月開墾助成法の制定に伴ひ干拓、開墾、開田等稍々進み、大正十二年九月一日の大震災に

依りて河川堤防の崩壊、耕地の埋没等の震災復舊工事に對して特に本法を適用し復舊工事を促進せし
 めたるもの尠からず、其開墾助成地區數三〇箇、面積四百一十一町步餘にして其内譯左の如し

地名	助成面積	開田面積	助成事業豫算額	反當豫算額	助成年月日	事業停止年月日	助成期間	工事開始年月	工事終了年月	移住家屋建設戸數	事業ノ目的	記事
金田村畔戸組	七、四二七	—	一、一四三・四九	一五・四〇	自大正八年	自大正八年	—	九、八	九、八	—	埋立田	完了
(高橋養堂) 眞元村新御堂地	一、三三〇	—	四、三二・四八	三六・〇〇	自大正九年	自大正九年	—	九、八	九、八	—	開墾開畑	全
(菅澤重雄) 長浦村藏波地	二、三〇六	—	六、〇〇五・〇一	四七・三三	自大正十一年	自大正十一年	—	一〇、一〇	一〇、一〇	—	全	全
長浦村久保田免谷地	五、〇三七	—	一、五八四・八三	三三・五〇	自大正十二年	自大正十二年	—	一〇、一〇	一〇、一〇	—	全	全
中川村横田北部組合	九、四三二	—	二、五三三・九四	二六・六五	自大正十一年	自大正十一年	—	一一、六	一一、六	—	開田	完了
松丘村山瀧野地	五、〇一七	—	三、三三〇・五九	四四・五二	自大正十一年	自大正十一年	—	一一、七	一一、七	—	林野開畑	中
飯野村上飯野組合	一一、九四七	—	二〇、八九三・九一	九一・二五	自大正十二年	自大正十二年	—	一二、三	一二、三	—	開田	全
檜葉村坂戸市場組合	九、八〇七	—	二六、六九九・四九	二七・三四	自大正十二年	自大正十二年	—	一二、三	一二、三	—	荒地復舊開田	全
清川村椿笹子組合	六、五六六	—	六、〇三七・〇六	九一・八八	自大正十二年	自大正十二年	—	一二、三	一二、三	—	開墾開田	中
根形村野田組	二、九六七	—	二、三三三・〇四	八六・四五	自大正十七年	自大正十七年	—	一二、七	一二、七	—	地目變換溜池	出願

廻らで空を仰きて長嘆したるの物語は餘りに遠き昔しにはあらざるもの、如く水掛争の絶へたるは實に最近のことなりき稍進みて河川に水車を架設し之を利用するに至れるは遠く今を去る百五十有餘年前明和年間に胚胎したりと雖も其多く普及するに至りたるは明治二十七年以來のことにして爾來本郡農事は茲に一新記録を破り開墾先づ行はれ耕地は整理せられて美田となりたるものぞ多し

水車の沿革 水車の架設せられたる起原に就ては中川村の人、明和年間偶々關西に遊び淀川に架設せられたる水車を見、郷里の旱害に備へんと其淀式水車の模型を寫し歸り同村大鳥居字内海本區の上部に架設したるを以て嚆矢とし、天保年間に至り清川村菅生に於ても之に習ひ水車を架設したるも設備は極めて幼稚なるものにして堰溜には土俵を用ゐたるを以て缺潰屢々行はれ不便少からざりしにより其必要を感ずるもの尠からざるも其不便に鑑みて多く普及するに至らざりき、明治十四年六月に至り中川村大鳥居に於ては更に一車を増設したるに其成績顯著なりき、偶々全二十六、七年天旱して雨を降さず草木殆ど枯死に瀕したるを以て自ら水車架設の議各所に起り小櫃川沿川は悉く中川村大鳥居に學びて淀式水車を架設し小糸川沿川は市原郡鶴舞町の人藤原なる者周西村中野に來り全所に藤原式水車を作りたるに始り俄に此種の普及を見るに至れり、左に其概要を記して一斑を示すべし

(一) 小櫃川沿川

(其一)

所在地 君津郡中川村横田字小坪下小櫃川地先
据付年月 明治元年

目的及其支配面積 灌溉、面積十五町

(丙) 水車

(イ) 型式及臺數 淀車一臺

(ハ) 揚水量 一六・〇〇

(ホ) 一分間ノ回轉數 三回

揚水機使用毎日日時數

日數 一五〇 時數 三、六〇〇

設置費

(イ) 機械費 二、八〇〇圓

(ハ) 水路工事費 二〇〇

事業組織 關係者を以て組織す

据付の成績 良好なり

大正元年以後變更なし

(其二)

所在地 君津郡中川村横田字上田小櫃川地先

据付年月 明治廿七年八月

目的及其支配面積 灌溉、面積十五町歩

(ロ) 突揚程 二丈二尺

(ニ) 全徑及全巾 徑二丈一尺、巾九尺

(ヘ) 製作所 所在地

(ロ) 地形及建築費 五〇〇圓

(ニ) 其他費用 三〇〇圓

(丙) 水車

- (イ) 型式及臺數 淀車一臺
- (ハ) 揚水量 一六、〇〇〇
- (ホ) 一分間ノ回轉數 三回
- (ロ) 突揚程 二丈二尺
- (ニ) 全徑及全巾 徑二丈一尺、巾九尺
- (ヘ) 製作所 所在地

揚水機使用每年日時數

日數 一五〇 時數 三、六〇〇

設置費

- (イ) 機械費 二、八〇〇圓
- (ハ) 水路工事費 四〇〇
- (ホ) 總額
- (ロ) 地所及建築費 五〇〇圓
- (ニ) 其他費用 三〇〇

事業組織

關係水田所有者を以て組織す

据付後の成績 良好なり

大正元年以後揚水装置の變更せり

經常費

修繕費 一、八〇〇 雜費 一、二〇〇

所 在 地 (其二) 君津郡中川村大島居字内海小櫃川地先

据付年月 大正十四年(改造)
目的及其支配面積 灌溉用、面積五十五町五反歩

(丙) 水車

- (イ) 型式及臺數 淀車二臺
- (ハ) 揚水量 六五、〇〇〇
- (ホ) 一分間ノ回轉數 三回半
- (ロ) 突揚程 二丈一尺
- (ニ) 全徑及全巾 徑二丈一尺、巾九尺
- (ヘ) 製作所 所在地

揚水機使用每年日時數

日數 一八〇 時數 四三二

設置費

- (イ) 機械費 二、五〇〇圓
- (ハ) 水路工事費 二〇〇
- (ホ) 總額 五、〇〇〇
- (ロ) 地形及建築費 二、〇〇〇圓
- (ニ) 其他ノ費用 三〇〇

經常費

修繕費 九五〇 雜費 五〇〇 總額 一、四五〇

事業の組織 關係水田所有者を以て組織す

据付後の成績 良好なり

大正元年八月以來變更なし

中郷村

(其一)

所在地 君津郡中郷村大字大寺字六本臺北一、〇七五番地先
据付年月 大正元年四月

目的及其支配面積 灌溉、面積五十一町七反

(丙) 水車

(イ) 型式及臺數 淀車二臺

(ハ) 揚水量 七一・八〇

(ホ) 一分間ノ回轉數 二四

揚水機使用每年日時數

大正四年

日數 一三〇日

時數 三、一二〇時

日數 一三〇日

時數 三、一二〇時

日數 一三〇日

時數 三、一二〇時

大正五年

日數 一三一日

時數 三、一四四時

日數 一三二日

時數 三、一六八時

日數 一三二日

時數 三、一六八時

(ロ) 突揚程 一丈四尺

(ニ) 全徑及全巾 全徑一丈八尺五寸、全巾九尺

(ハ) 製造所 所在地

時數 三、一四四時

設置費

一圓

(イ) 地形及建築費 二六圓

(ニ) 其他ノ費用 一、四二〇

(ハ) 水路工事費 二〇〇

(ホ) 總額 一、八八〇

經常費

大正四年

修繕費 三三〇

雜費 二六五

總額 五九五

大正五年

修繕費 三七六

雜費 二九四

總額 六七〇

大正六年

修繕費 五三八

雜費 五〇一

總額 一、〇三九

大正七年

修繕費 七七二

雜費 七七九

總額 一、五五一

大正八年

修繕費 一、〇七七

雜費 一、九一七

總額 二、九九六

事業の組織 關係地主を以て組織す

据付後の成績 良好なり

大正八年片楯を兩楯に變更せり

(其二)

所在地 君津郡中郷村牛袋字新川口地先

据付年月 大正元年四月

目的及其支配面積 灌漑、面積七十九町一反步

(丙) 水 車

- (イ) 型式及臺數 淀車三臺
- (ハ) 揚水量 二四
- (ホ) 一分間ノ回轉數 三回
- (ニ) 突揚程 一丈三尺
- (三) 全徑及全巾 全徑一丈八尺、全巾九尺
- (ヘ) 製作所 所在地

揚水機使用毎年日時數

日 數	時 數	日 數	時 數	日 數	時 數
大正四年	八六日	大正五年	一〇五日	大正六年	一〇六日
大正五年	一、五二〇時	大正六年	一、九〇〇時	大正七年	一、三〇〇時
大正六年	一、五二〇時	大正七年	一、三〇〇時	大正八年	一、八〇〇時
大正七年	一、九〇〇時	五ヶ年間平均	一七〇日		
大正八年	一、五二〇時		四、〇八〇時		

設置費

- (イ) 機械費 一圓
- (ハ) 水路工事費 五〇〇
- (ホ) 總額 四、八六六
- (ロ) 地形及建築費 四〇〇圓
- (ニ) 其ノ他ノ費用 三、九六六

經常費

修繕費	雜費	總額	事業の組織
大正四年 四〇〇	一五〇	五五〇	關係地主を以て組織す
大正五年 四一〇	一五〇	五六〇	
大正六年 四一〇	一六〇	五七〇	
大正七年 四五〇	一七五	六二五	
大正八年 四八〇	一八〇	六六〇	

据付後の成績 良好なり

(其三)

所在地 君津郡中郷村下望陀字蓮寺八三番地先

据付年月 大正四年五月

目的及其支配面積 灌溉、面積百〇二町步

(丙) 水 車

- (イ) 型式及臺數 淀車一臺
- (ハ) 揚水量 五五・九九
- (ホ) 一分間ノ回轉數 三回
- (ロ) 突揚程 一丈三尺
- (三) 全徑及全巾 全徑一丈九尺、全巾九尺
- (ヘ) 製作所 所在地

揚水機使用毎年日時數

日 數	時 數	日 數	時 數	日 數	時 數
大正四年	八六日	大正五年	一〇五日	大正六年	一〇六日
大正五年	一、五二〇時	大正六年	一、九〇〇時	大正七年	一、三〇〇時
大正六年	一、五二〇時	大正七年	一、三〇〇時	大正八年	一、八〇〇時
大正七年	一、九〇〇時	五ヶ年間平均	一七〇日		
大正八年	一、五二〇時		四、〇八〇時		

設置費

- (イ) 機械費 一圓
- (ハ) 水路工事費 一五〇
- (ホ) 總額 三、六二〇
- (ロ) 地形及建築費 三五〇圓
- (ニ) 其ノ他ノ費用 二、一二〇

經常費

修繕費	大正四年 二一九	大正五年 二四五	大正六年 四一二	大正七年 五五五	大正八年 六九〇
雜費	一〇九	一二〇	一三七	二四五	三二六
總額	三二八	三六五	五四九	八〇〇	一、〇一六

事業の組織 關係地主を以て組織す
 据付後の成績 良好なり
 大正六年片樹を兩樹に改修築せり

(其三)

所在地 君津郡中郷村下望陀字塔の腰地先

据付年月 大正六年四月

目的及其支配面積 灌溉、面積五十七町八反歩

(丙) 水車

(イ) 型式及臺數 淀車二臺

(ハ) 揚水量 五八・五〇

(ホ) 一分間ノ回轉數 二回半

揚水機使用毎日時數

大正四年 一〇〇日

大正五年 九〇日

大正六年 一一〇日

大正七年 一〇〇日

大正八年 八〇日

(ロ) 突揚程 二丈四尺

(ニ) 全徑及全巾 全徑二丈四尺、全巾九尺

(ヘ) 製作所 所在地

設置費	二、四〇〇時	二、一六〇時	二、一六四〇時	二、四〇〇時	一、九二〇時
-----	--------	--------	---------	--------	--------

(イ) 機械費

(ハ) 水路工事費 二〇〇

(ホ) 總額 三、三〇二

經常費

大正四年 五〇〇

大正五年 七八〇

大正六年 一、〇二七

大正七年 一、一三六

大正八年 一、三三六

大正九年 二、二一三

大正十年 二、五五二

大正十一年 一、二三八

大正十二年 一、三四九

大正十三年 一、三三六

大正十四年 一、一三六

大正十五年 一、一三六

大正十六年 一、一三六

大正十七年 一、一三六

大正十八年 一、一三六

大正十九年 一、一三六

大正二十年 一、一三六

大正二十一年 一、一三六

大正二十二年 一、一三六

大正二十三年 一、一三六

大正二十四年 一、一三六

大正二十五年 一、一三六

事業の組織 關係地主を以て組織す
 据付後の成績 良好なり
 大正六年火災に罹り改修築せり

(其四)

所在地 君津郡中郷村下望陀字大寺境地先

据付年月 明治三十四年四月

目的及其支配面積 灌溉、面積四十五町五反

(丙) 水車

(イ) 型式及臺數 淀車一臺 (ロ) 突揚程 一丈八尺
 (ハ) 揚水量 三三・六一 (ニ) 全徑及全巾 全徑一丈八尺、全巾九尺
 (ホ) 一分間ノ回轉數 三回 (ヘ) 製作所 所在地

揚水機使用每年日時數
 大正四年 大正五年 大正六年 大正七年 大正八年
 日數 六六日 一〇五日 一〇一日 五五日 六五日
 時數 一、一〇四時 一、八〇〇時 一、五〇〇時 九六〇時 三五五時

設置費
 (イ) 機械費 (ロ) 地形及建築費 三〇〇圓
 (ハ) 水路工事費 一五〇 (ニ) 其ノ他ノ費用 八〇
 (ホ) 總額 一、二五〇

經常費
 大正四年 大正五年 大正六年 大正七年 大正八年
 修繕費 二二九 四〇 一五〇 三七三 一五七
 雜費 一三二 二〇六 二七二 四四八 四二六
 總額 三六一 二四六 四二二 八二一 五八三

事業の組織 關係地主を以て組織す
 据付後の成績 良好なり

(其五)

所在地 君津郡中郷村土手下八〇七番ノ三地先

据付年月 明治四十三年四月

目的及其支配面積 灌漑、面積五十四町四反歩

(丙) 水車

(イ) 型式及臺數 淀車二臺

(ハ) 揚水量 八五・〇九

(ホ) 一分間ノ回轉數 三回

揚水機使用每年日時數

大正四年 大正五年 大正六年 大正七年 大正八年
 日數 一六三日 一五九日 一六四日 一六三日 一六五日
 時數 三、三四〇時 二、八八八時 三、三九二時 三、四七二時 三、五四〇時

設置費

(イ) 機械費

(ハ) 水路工事費 五〇〇

(ホ) 總額 二、七五〇

經常費

(ロ) 地形及建築費 二五〇圓

(ニ) 其ノ他ノ費用 二、〇〇〇

修繕費	大正四年 三二〇	大正五年 三七〇	大正六年 四五〇	大正七年 五三〇	大正八年 八〇〇
雜費	二八〇	三三〇	四五〇	六二〇	八〇〇
總額	六九〇	九〇〇	一、一五〇	一、六〇〇	一、六〇〇

事業の組織 關係地主を以て組織す

据付後の成績 良好なり

清川村

(其一)

所在地 君津郡清川村祇園字下鴨地先

据付年月 明治廿七年四月

目的及其支配面積 灌溉、面積二十八町五反

(丙) 水車

(イ) 型式及臺數 淀車二臺

(ハ) 揚水量 七二・八一

(ホ) 一分間ノ回轉數 三回

揚水機使用毎年日時數

大正四年 一三四日

大正五年 一三九日

大正六年 一四二日

大正七年 一三七日

大正八年 一三七日

(ロ) 突揚程 一丈八尺

(ニ) 全徑及全巾 全徑一丈八尺、全九尺

(ヘ) 製作所 所在地

時數 三、二一六時

三、三三六時

三、四〇八時

三、二八八時

三、二八八時

設置費

(イ) 機械費

(ハ) 水路工事費 三二〇

(ホ) 總額 二、一一〇

事業の組織 關係地主を以て組織す

据付後の成績 良好なり

巖根村

(其一)

所在地 君津郡巖根村高柳字柳苺臺地先

据付年月 明治二十七年五月

目的及其支配面積 灌溉、面積二十五町步

(丙) 水車

(イ) 型式及臺數 淀車二臺

(ハ) 揚水量 三四・〇〇

(ホ) 一分間ノ回轉數 二回

揚水機使用毎年日時數

第七編 第二章 農業

業

(ロ) 地形及建築費 五五〇圓

(ニ) 其ノ他ノ費用 一、二五〇

(イ) 突揚程 九尺五寸

(ニ) 全徑及全巾 全徑一丈六尺五寸、全巾九尺

(ヘ) 製作所 所在地

日數	大正四年 一二〇日	大正五年 一二〇日	大正六年 一二〇日	大正七年 一二〇日	大正八年 一二〇日
時數	三六〇時	三六〇時	三六〇時	三六〇時	三六〇時

設置費
 (イ) 機械費 九二〇圓
 (ハ) 水路工事費 一
 (ホ) 總額 一、一一五
 (ロ) 地形及建築費
 (ニ) 其ノ他ノ費用 一九五

經常費	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年
修繕費	四五七	四五七	四五七	四五七	四五七
雜費	三一八	三一八	三一八	三一八	三一八
總額	七七五	七七五	七七五	七七五	七七五

事業の組織 關係地主を以て組織す
 据付後の成績 良好なり
 其在
 所在 地 君津郡巖根村久津間字古谷地先
 据付年月 明治二十七年五月
 目的及其支配面積 灌溉、面積十町五反歩

(丙) 水 車
 (イ) 型式及臺數 淀車二臺
 (ハ) 揚水量 二六〇〇
 (ホ) 一分間ノ回轉數 二回
 揚水機使用每年日時數
 大正四年 一二〇日
 大正五年 一二〇日
 大正六年 一二〇日
 大正七年 一二〇日
 大正八年 一二〇日

(ロ) 突揚程 七尺五寸
 (ニ) 全徑及全巾 全徑一丈三尺、全巾六尺五寸
 (ハ) 製作所 所在地

日數	大正四年 一二〇日	大正五年 一二〇日	大正六年 一二〇日	大正七年 一二〇日	大正八年 一二〇日
時數	一、八〇〇時	一、八〇〇時	一、八〇〇時	一、八〇〇時	一、八〇〇時

設置費
 (イ) 機械費
 (ハ) 水路工事費 一
 (ホ) 總額 八二五
 (ロ) 地形及建築費 六七三圓
 (ニ) 其ノ他ノ費用 一五二

經常費	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	五ヶ年間平均
修繕費	一	一	一	一	三〇五
雜費	一	一	一	一	二〇四
總額	一	一	一	一	五〇九

事業の組織 關係地主を以て組織す
 第七編 第二章 農業 九九七

据付後の成績 良好なり

榎葉村

所在地 君津郡榎葉村坂戸市場地先

据付年月 明治二十六年五月

目的及其支配面積 灌溉、面積九町步

(丙) 水車

(イ) 型式及臺數 淀車一臺

(ハ) 揚水量 一三・〇〇

(ホ) 一分間ノ回轉數 二回

揚水機使用毎年日時數

大正四年

大正五年

大正六年

大正七年

五ヶ年間平均

日數

大正四年

大正五年

大正六年

大正七年

五ヶ年間平均

設置費

(イ) 機械費

(ハ) 水路工事費

(ホ) 總額 四九〇

(ロ) 地形及建築費 三九二圓
(ニ) 其ノ他ノ費用 九八

一、八〇〇時

經常費

大正四年

大正五年

大正六年

大正七年

五ヶ年間平均

修繕費

雜費

總額

四五〇

一七七

三七三

事業の組織 關係地主を以て組織す

据付後の成績 明治二十六年設置以來修繕使用し成績は他水車に比し稍劣る

周西村

(其一)

所在地 君津郡周西村久保字南百十番地先

据付年月 明治廿七年新設、明治三十三年五月改造

目的及其支配面積 灌溉、面積七十一町六反三畝七步

(丙) 水車

(イ) 型式及臺數 藤原式シラベ車一臺

(ハ) 揚水量 一五四・七〇

(ホ) 一分間ノ回轉數 九回

揚水機使用毎年日時數

大正四年

大正五年

大正六年

大正七年

大正八年

日數

大正四年 八七日

大正五年 八六日

大正六年 八八日

大正七年 九〇日

大正八年 九〇日

時數 二、〇八八時 二、〇六四時 二、一一二時 二、一六〇時 二、一六〇時

設置費

(イ) 機械費 一、〇〇〇圓

(ハ) 水路工事費 三〇〇

(ホ) 總額 二、五〇〇

(ロ) 地形及建築費 八〇〇圓

(ニ) 其ノ他ノ費用 四〇〇

經常費

大正四年

修繕費 三〇三

雜費 二九七

總額 六〇〇

大正五年

修繕費 三〇三

雜費 二九七

總額 六〇〇

大正六年

修繕費 三〇三

雜費 二九七

總額 六〇〇

大正七年

修繕費 一、五四三

雜費 三四七

總額 一、八〇〇

大正八年

修繕費 一、五四三

雜費 三四七

總額 一、八〇〇

事業の組織 關係地主を以て組織す

据付後の成績 設置以來良好なり

(其二)

所在地 君津郡周西村中野字千百六十三番ノ二地先

据付年月 明治廿七年新設、大正三年十一月改造

目的及其支配面積 灌溉、面積五十四町五段歩

(丙) 水車

(イ) 型式及臺數 藤原式揚水環連車一臺

(ハ) 揚水量 一〇六・六〇

(ホ) 一分間の回轉數 二回・七分

揚水機使用毎日時表

大正四年

日數 八七日

時數 二、〇八八時

大正五年

日數 八六日

時數 二、〇六四時

大正六年

日數 八九日

時數 二、一三六時

大正七年

日數 九五日

時數 二、二八〇時

大正八年

日數 九〇日

時數 二、一六〇時

設置費

(イ) 機械費 三、七〇〇圓

(ハ) 水路工事費 一一〇

(ホ) 總額 四、三〇〇

(ロ) 地形及建築費 五〇〇圓

(ニ) 其の他の費用 一八〇

經常費

大正四年

修繕費 五五三

雜費 三八五

總額 九三八

大正五年

修繕費 六〇〇

雜費 四一八

總額 一、〇一八

大正六年

修繕費 五九五

雜費 三二九

總額 九二四

大正七年

修繕費 一、七〇〇

雜費 五〇

總額 一、七五〇

大正八年

修繕費 七三五

雜費 四六二

總額 一、一九七

事業の組織 關係地主を以て組織す

据付後の成績 設置以來良好なり

従来の揚水車は朽廢し到底使用に堪へざるに依り大正三年十一月改造せり

貞元村

所在地 君津郡貞元村中富字澤田九七〇番地先

据付年月 明治四十一年五月

目的及其支配面積 灌溉、面積十八町五段二步

(丙) 水車

(イ) 型式及臺數

流し込み揚水車一臺

(ロ) 突揚程 十六尺

(ハ) 揚水量

八七・七五

(ニ) 全徑及全巾

全徑二丈四尺、全巾一丈

(ホ) 一分間の回轉數

四回

(ヘ) 製作所

所在地

揚水機使用毎年日時數

大正四年

大正五年

大正六年

大正七年

大正八年

日數 八五日

八四日

八五日

八七日

八八日

時數 二、〇四〇時

二、〇一六時

二、〇四〇時

二、〇八八時

二、一一二時

設置費

(イ) 機械費 三三〇圓

(ハ) 水路工事費 一七五

(ホ) 總額 九七九

(ロ) 地形及建築費 二〇圓

(ニ) 其の他の費用 三四

經常部

大正四年

大正五年

大正六年

大正七年

大正八年

修繕費

三五〇

二五〇

二二〇

五五〇

六六二

雜費

二八三

二〇四

二〇八

二五〇

三〇〇

總額

六三二

四五四

四二八

八〇〇

九六二

事業の組織 關係地主を以て組織す

据付後の成績 設置以來良好なり

(其二)

所在地 君津郡周西村人見字堰下三六三番地先

据付年月 明治四十三年四月

目的及其支配面積 灌溉、面積二十八町步

(丙) 水車

(イ) 型式及臺數

流し込み揚水車一臺

(ロ) 突揚程 十九尺

(ハ) 揚水量

一〇四・〇〇

(ニ) 全徑及全巾

全徑十九尺、全巾一丈五尺

(ホ) 一分間の回轉數

五回

(ヘ) 製作所

所在地

揚水機使用毎年日時數

大正四年

大正五年

大正六年

大正七年

大正八年

日數 八六日

八五日

八九日

八八日

九〇日

設置費 時數 二、〇六四時 二、〇四〇時 二、一三六時 二、一一二時 二、一六〇時

(イ) 機械費 一、五〇〇圓 (ロ) 地形及建築費 三〇〇圓

(ハ) 水路工事費 一〇〇圓 (ニ) その他の費用 四〇圓

(ホ) 總額 一、九四〇

經常費

修繕費 大正四年 三二〇 大正五年 五六九 大正六年 四三七 大正七年 八二〇 大正八年 六〇〇

雜費 大正四年 二七五 大正五年 三〇〇 大正六年 三〇〇 大正七年 三二二 大正八年 三三三

總額 大正四年 五九五 大正五年 八六九 大正六年 七三七 大正七年 一、一四二 大正八年 九二三

事業の組織 關係地主を以て組織す

据付後の成績 設置以來良好なり

(其四)

所在地 君津郡周西村人見字下新川田六二三番地先

据付年月 明治四十二年五月

目的及其支配面積 灌溉、面積三町五段四畝二歩

(丙) 水車

(イ) 型式及臺數 流込揚水車一臺

(ハ) 揚水量 三一・八五

(ホ) 一分間の回轉數 三回半

揚水機使用毎年日時數

日數 大正四年 八五日 大正五年 八三日 大正六年 八五日 大正七年 八七日 大正八年 八六日

時數 大正四年 二、〇四〇時 大正五年 一、九九二時 大正六年 二、〇四〇時 大正七年 二、〇八八時 大正八年 二、〇六四時

設置費

(イ) 機械費 三〇〇圓

(ハ) 水路工事費 一五

(ホ) 總額 三七〇

經常費

修繕費 大正四年 三五 大正五年 四四 大正六年 五二 大正七年 八七 大正八年 一二〇

雜費 大正四年 二五 大正五年 三〇 大正六年 四〇 大正七年 四〇 大正八年 四七

總額 大正四年 六〇 大正五年 七四 大正六年 九二 大正七年 一二七 大正八年 一六七

事業の組織 關係地主を以て組織す

据付後の成績 良好なり

(其五)

所在地 君津郡周西村人見字馬込九〇二番地先

据付年月 明治三十五年四月

目的及其支配面積 灌溉、面積二十町四段二十四步

(丙) 水車

(イ) 型式及臺數 流込改良水車一臺

(ロ) 突揚程 一丈五尺

(ハ) 揚水量 八〇・六〇

(ニ) 全徑及全巾 全徑一丈八尺、全巾八尺

(ホ) 一分間の回轉數 五回

(ヘ) 製作所 所在地

揚水機使用毎年日時數

日數	大正四年 八四日	大正五年 八五日	大正六年 八三日	大正七年 八五日	大正八年 八五日
時數	二、〇一六時	二、〇四〇時	一、九九二時	二、〇六四時	二、〇六四時

設置費

(イ) 機械費 七〇〇圓

(ハ) 水路工事費 五〇

(ロ) 地形及建築費 三〇〇圓

(ホ) 總額 一、〇七〇

(ニ) 其の他の費用 二〇

修繕費	大正四年 一、一七七	大正五年 二九〇	大正六年 二九〇	大正七年 四五〇	大正八年 三〇〇
雜費	三〇〇	二五八	二八〇	三二一	三〇六
總額	一、四七七	五四八	五七〇	七七一	六〇六

事業の組織 關係地主を以て組織す

据付後の成績 設置以來良好なり

水車に關する紀念碑並に撰文として碑石に刻まれ又は社殿に掲示せらるる當時の記録左の如し

久保南陂水車碑

内務大臣從二位勳一等子爵芳川顯正公篆額

南總君津郡周西八重原二村沿小糸川地高川低不可以溉田圃而村中如久保坂田奎師往年各爲一村今則久保坂田屬周西奎師併於八重原然猶爲一聚落雖土質頗良不能盡其地利秋成無害十歲間僅一二年耳甲午歲旱甚加以虫害久保水田三十六町九段餘其能插秧者不過十之一河壩一帶無青色矣議者曰田以水爲命無水則無稻今也工藝日進火輪走焉電音傳焉或有利用河水良器豈可束手望雲竟乎坂田奎師人亦欲合力與修水利集議累日殆忘眠食有人告曰和泉人藤原次郎吉今寓千葉發明農桑器械最巧水車乃聘之規畫曰非費二千圓不能也則豫定其率課之於三聚落七十二町三段二畝八步其引水久保則十之六分二釐坂田三分奎師八釐議諸約堅乃相地勢起工於久保南陂陂北並鑿板渠三條堰河引水渠頭設閘門置水則中渠濶十二尺長十五尺下通於河左右兩渠濶各一尺下稍廣稍隆其長概居中渠之半渠窮處設水車狀如並兩輪

爲一者輪徑三十八尺輻六尺六十四輻湊一穀輪邊左右周函方一尺深五寸其數二百五十六是曰犀桶材皆檜鐵軸貫穀大三寸長十四尺植六柱以支之輪三方安槽高二十八尺受輪運之水曰受水規材良器完頗極機巧創工於甲午八月一日竣於明年一月十三日是日遠近觀者如堵其排闥也河水瀨々入渠中車輪旋轉翻聯聯運左右兩渠之水爲瀑落槽中自槽一方奔注田疇勢如激箭料一時間得水千三百八十二斛四斗衆拊躍曰我等蘇生矣爾來三年諸穀皆熟夫耕婦績享終身飽煖之樂望寬之歎聲變爲鼓腹擊壤之歌其功亦偉矣哉頃村人請余欲勒其事於石併鐫成功盡力者姓名碑陰使後昆知起工之所因古昔有灌溉得其利爲作均水約束刻石立碑以防分爭者村人之意亦其在于此乎乃記之

明治三十一年季四月

從七位 重城保撰並書

田雲錦刻

周西村中野區水車撰文 (同村五靈神社内に在り依て寫す)

周准郡周西村中野區は小糸川に枕すと雖も從來灌溉に其便を得ず、例年雨水を須つて田を養ふ故に春季より水を蓄へて涓滴も之を流失せず之か爲めに水多ければ則ち稻秧腐廢し、水無ければ則ち乾枯す、是故に乾湿度を得て十分の收穫を得ること甚稀なり、既に明治二十七年の大旱魃春より秋に連る田面盡く龜裂し甚しきは拆けて六尺有餘の深きに至るあり、其害延て畠に及ばし蟲類發生滿野絶て青色を見ず、七月十二日に至りて提議者あり曰く水車を小糸川に架設して其急を極はんと二三の不同者ありと雖も衆心の嚮ふ所議遂に決す、其組合五十七人引水段別三十一町五段三畝十九歩地を高きに相し以て工を起し特に委員十五名を推薦して之を擔當せしむ、委員日夜奔走、刻苦精勵、之か

河水に湛へ溝渠を穿つ岸に依て水車二輛徑凡二十有六尺なるを連架し翌月二日を以て功を竣ひ其規模豫期に差はず、兩條懸泉の如く轉輪 々一晝夜にして數十町歩の田面に奔注す、於是人々驚喜眉を開き我等蘇生せりと今茲明治二十八年二月十六日更に相議して土留を改めて板留となす、爲之前後費す所一千五百有餘圓旱害を永遠に免るゝの基礎始めて立焉前是數々此工事を企圖せしものありて而して行はず、其所以は或曰く旱澇は天爲のみ苟も人爲の作し得る所にあらず、何ぞ空しく多額の財を費さんやと徒に雲霓を望むを幾許年を経過せしを知らず、抑も人爲を以て化工を奪ふは人智の發達を徴すべきなり、今や水車を借りて水田を養ふのみならず、漸く進んで荒蕪の地を開墾するに至らば其利益果して如何ぞや、西哲曰く人民各個の利は邦國一體の利なりと蓋列國對峙各其技能を逞ふし、必需器用快便の用具日に月に續發し相競ふて國力を強くし文明に誇る此時にして此起業の如き之を邦家の大より算すれば固より一些事の敢て論すべきに非らずと雖も然も各個の利は則ち一日の利となるの一端は茲に存す、况んや一郡の嚆矢たる之を報國に効なしと謂ふべけんや、蓋事たる和に成り和せざるものは必ず敗る、此事業たるや協力一致和氣靄然の中に成る、之を千載の後に持續する、又奚を疑はし頃者組合者、相謀て此事蹟を叙して鎮守祠前に掲げ以て紀念となさんとす、而して之を余に囑す余不文なりと雖も己れ組合に列班し且つ公益事業を喜ぶもの乃ち辭せず以て記之

明治二十八年十一月初旬

波山 鈴木吉兵衛撰

大鳥居水車碑文

南總君津郡小櫃川發源於安房清澄山貫流郡内蜿蜒屈折十數里而西入海水深而流貫沿岸諸村賴之以養稻田不知幾萬頃也蓋用土獨若牌版障流而導水架汲引以爲灌溉也受其利最著者爲大鳥居水車村田爲清水家所領後屬久留里藩今併橫田百目木二村稱中川村其地枕川田高而不得水苦旱害久矣明和中隣村人遊關西圖瀨川水車而歸村人某據其圖使巧匠模造之輪經二丈二尺用之行水於高始得灌溉之便因以養稻田者十一町四段步是爲本川水車之嚆矢矣明治十四年二三父老相議曰舊車之利如是若聯接之以一車則工費半而其益必倍難者曰一處設二車官必不聽流城諸村或拒之且募村債甚難誰有任其責者父老奮曰請努力以當之乃奔走東西斡旋甚力衆遂贊其舉於是起工以其年七月竣功化白田及榛莽爲稻田者四十二町三畝步收穫之利果倍蓰於舊云頃者村人來請曰吾邑自有水車之設人々勤稼穡最免灌溉而不知饑渴之憂者皆父老之賜也歷年之久後昆或將無知其所由願勒碑以謀不朽子其記之嗚呼余曾爲本郡長當時父老經營苦心之狀親觀而知之安忍沒其功勞乎因不辭而記之

明治三十七年十一月

從七位 重城保撰並書

上總堀又は堀抜井戸

上總堀は俗に堀抜井戸と稱し水車の架設せらるゝに先立ちて考案せられたるもの、如く、而して其發達の經路は二派に分れ、其一是小糸川に沿ふ舊周准郡中村を中心として其地方に發達し、又一面には小櫃川に沿ふ舊望陀郡小櫃村を中心として其地方に普及したるものにして自ら其沿革を異にせり、而も其發達の起原は中村方面最も古く小櫃村地方は明治十二年以來の事に屬するもの、如し
中村地方發達の由來 中村糠田の人池田久藏なる者何人により學びたるか詳かならざれども文化十

四年頃より鑿井業を管み爾來之を業とし孫久吉を助手とせり、當時の道具は金棒の先に矢筈形、八角球形の金具を付け臺棒突足場により大凡二十五六間を突き出水したるものにして其後元治元年に至り久吉の親族關係により池田德藏を助手に雇入れ所謂家傳的に其業を引継げり、明治十五年に至り木棒(カシ)の先に矢筈形の金物を付し臺棒突により深六七十間にして出水し稍金棒によるよりは深く鑿井するを得たり、十九年十一月池田德藏は非常なる苦心により鐵管突を發明し爾來多少の改良を加へて鐵管の先に輪鑿輪一と云ふ道具を付け竹ヒゴに鉤り使用するものにして之に依るときは二百間以上に鑿井することを得たりといふ、是れ現今行はるゝ方法にして時恰も早魃に對する一の光明を探たる如く痛く歓迎せられたり

小櫃村地方發達の由來 明治十二年頃東京府下千住組と稱する鑿井業者此地に來り小櫃村俵田大村安之助に此法を傳授す、是蓋し此地方に斯業の普及發達したる起原なるか如し、其方法は同じく金棒を用ゐて鑿井したるものにして同村寺澤鳥海榮次郎氏始めて之を試み飯田長之助、山口作次郎、内田浪次郎等相次て大村氏の助手となり、此業を學ぶ十四年大村氏下總成田參詣の砌瓦斯管七尺許りを購ひ歸り之を木棒の尖に附着して突きけるに却て成績良きに鑑み更に二間位の鐵管を求め之に工風して竹ヒゴを結び試みるに寔に好成绩なりしに依り之に力を得て益々改良し十五年頃全く完成したりと
なん當時中村同業者とは既に往復致し居たりとなれば竹ヒゴは大村氏の發明に係るものにして中村池田德藏氏は寧ろ其工風を真似たるもの如し

如斯經過に依り發達し來れる上總堀は水車の架設せられざる高臺地方及山間郡地方には恰も水車のそ

れの如く普く利用せられ稲作栽培上多大の貢献を齎すと爾云

第三節 肥料

肥料は種藝の根本にして農藝の進むに従ひ其施用は益々増加し收穫は亦之に伴ふて愈々増加すべきものなりと雖人智の未だ進まざる蒙昧の時代に在りては人畜の排泄物又は動植物の天産物を肥料となしたるに過ぎずして化學肥料の如きは實に近代に屬するものなり、由來本郡は紫雲英の産地として縣下第一位にあり加ふるに山野の落葉、綠草等に乏しからず、而已ならず魚肥材料も亦乏しからずとなす然れども過去に於ける農場肥料は主として窒素質肥料にして明治三十六、七年頃過燐酸石灰の始めて販賣せられたる當時の如きは過燐酸石灰のみを單用し全く施肥の目的を誤れるものすら稀ならず、仍て縣郡農會は努めて施肥の合理的使用方法の指導に傾注したるものなりき、然るに化學肥料の普及は却て自給肥料の施用を減したるを以て地方増進上縣、郡農會は大正二年以來堆肥並に綠肥の獎勵を圖り堆積肥料舎建設獎勵規程を設け堆積肥料舎建設組合に對し獎勵金を交付して完全なる堆肥舎の建設を促し又同三年より堆肥製造競技會を開催して其普及を圖り越へて同五年四月更に規程の改良を變更せり、競技會規程左の如し

競技會規程

第一條 稻作、麥作、綠肥作並ニ堆肥ノ改良發達ヲ圖リ且之レカ普及ヲ期センカ爲メ縣郡町村各級農會協力シテ其ノ競技會ヲ開設スルモノトス

第二條 稻作、麥作及綠肥作競技會ハ總テ立毛出品トシ堆肥競技會ハ堆積肥料現場ヲ以テ出品トシ先ツ町村農會之レヲ開催シ更ニ其ノ出品中ヨリ優等ノモノヲ町村撰拔地トシテ郡農會ニ出品シ更ニ郡農會ハ競技會ヲ開催シタル町村ノ中ヨリ各事業ノ獎勵普及ノ成績最モ優良ナル町村ヲ撰拔シテ縣農會ニ出品スルモノトス

第三條 郡及町村ニ於ケル競技會ノ出品ハ左ノ各項ニ該當スルヲ要ス

一、稻作競技會

- (イ) 所屬町村内ニ居住スル農家ニシテ一戸一人ニ限ル但シ團體ハ一戸ト見做ス
- (ロ) 出品地ハ縣農會指定ノ耕種標準ニ依リ自作シタル水稻一反歩以上ナルヲ要ス
- (ハ) 出品ス可キ水稻ハ本縣ニ於テ獎勵スル種類タルヲ要ス
- (ニ) 出品地ハ必ズ正條種タルヲ要ス

二、麥作競技會

- (イ) 所屬町村内ニ居住スル農家ニシテ一戸一人ニ限ル但シ團體ハ一戸ト見做ス
- (ロ) 出品地ハ縣農會指定ノ耕種標準ニ依リ自作シタル麥畑(水田裏作ヲモ含ム)一反歩以上ナルヲ要ス

三、綠肥競技會

- (イ) 所屬町村内ニ居住スル農家ニシテ一戸一人ニ限ル但シ團體ハ一戸ト見做ス
- (ロ) 出品地ハ所屬町村内ニ於テ自作シタル綠肥一反歩以上ナルヲ要ス但シ綠肥ハ當分紫雲英ニ限ル

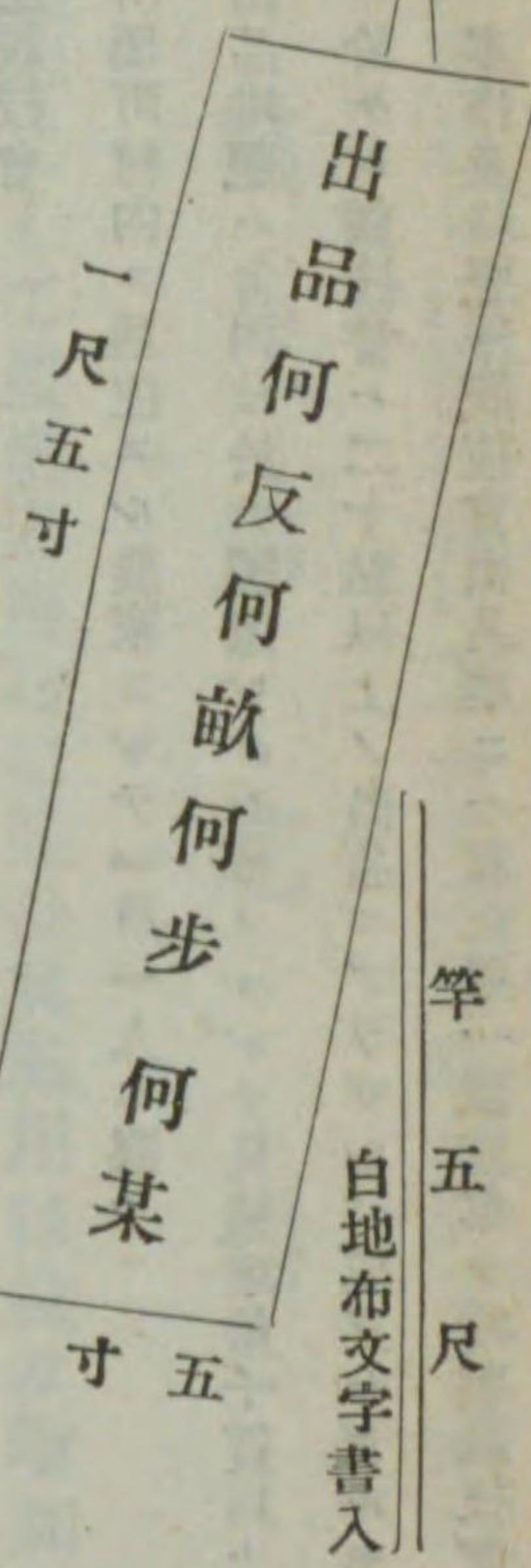
四、堆肥競技會

- (イ) 所屬町村内ニ居住スル農家ニシテ一戸一人ニ限ル
- (ロ) 出品堆肥ハ舍内ニ於テ製造シタルモノニシテ見積重量千貫以上ナルヲ要ス

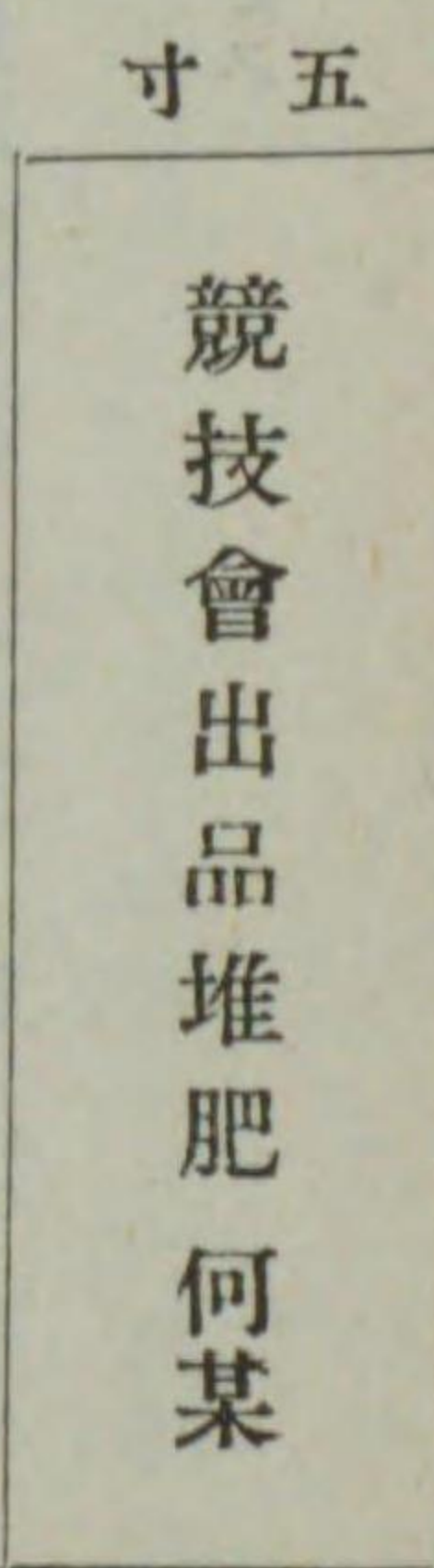
第四條 町村ニ於ケル競技會ハ二十點以上ノ出品ニアラザレバ成立セザルモノトス

第五條 稻作、麥作及綠肥作競技會出品地ニハ左記第一號旗章ヲ堆肥競技會出品堆肥舎ニハ全第二號出品標札ヲ掲出スベシ

第一號



第二號

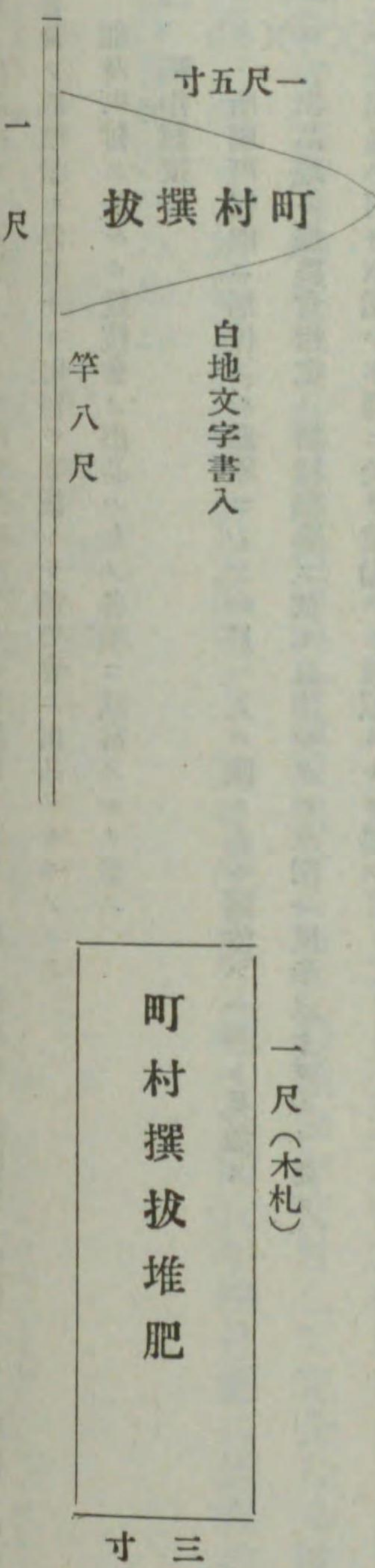


第六條 町村農會長ハ其ノ出品中ヨリ優等ノモノ七點以內ヲ撰拔シテ郡農會長ニ報告スルモノトス

第七條 町村ニ於ケル報告ノ期日ハ左ノ通りニテ定ム

- 一、稻作競技會ニアリテハ穗揃期迄
- 二、麥作競技會ニアリテハ五月五日迄
- 三、綠肥競技會ニアリテハ五月五日迄
- 四、堆肥競技會ニアリテハ九月三十日迄

第八條 町村撰拔地ハ其ノ町村農會長ニ於テ左ノ旗章若クハ標札ヲ掲出スベシ



第九條 縣ニ於ケル競技會ノ出品ハ左ノ如ク定ム

一、競技會ヲ開催シタル町村中ヨリ各事業ノ獎勵普及ノ成績最モ優良ナル町村ヲ撰拔シテ縣農會長ニ出品スルモノトス

二、撰拔スヘキ町村ハ一郡三ヶ所以内ニ限ル

第十條 郡農會長ハ前條ニ依ル町村ヲ撰拔シテ左ノ期限迄ニ縣農會長ニ報告スルモノトス

- 一、稻作競技會ニアリテハ九月二十日迄
- 二、麥作競技會ニアリテハ五月十五日迄
- 三、綠肥作競技會ニアリテハ五月十五日迄
- 四、堆肥競技會ニアリテハ十月十日迄

第十一條 出品地ハ各町村別ニ町村農會長審査員ニ於テ之ヲ審査シ町村撰拔地ハ郡農會長審査員ニ於テ郡内各町村ヲ通シテ比較審査シ

郡撰拔町村ハ縣農會長審査員ニ於テ之ヲ審査ス

第十二條 審査ノ結果優等ノ出品ニ對シ各會ヨリ左ノ等級ノ範圍ニ依リ褒賞ヲ授與ス

- 町村農會長ノ部
 - 一等
 - 二等
 - 三等
 - 四等
- 郡農會長ノ部
 - 一等
 - 二等
 - 三等
- 縣農會長ノ部
 - 一等
 - 二等

第十三條 出品者ハ出品ノ再審査又ハ撤回ヲ請求シ若クハ褒賞ヲ拒ムコトヲ得ス

第十四條 競技會ニ關スル經費ハ當該農會長ノ負擔トス

第十五條 町村農會長ニ差出ス可キ出品届及第六條第一條ニ係ル撰拔地報告ハ別記ノ書式ニ依ルモノトス

第十六條 町村農會長ニ於テ競技會ノ開催ヲ發表シタル時ハ同時ニ其ノ旨ヲ郡農會長ニ報告スルモノトス

第十七條 本規程ノ範圍ニ於テ別ニ規程等ヲ設クル時ハ其ノ町村農會ニ係ルモノハ郡農會ヘ其ノ郡農會ニ係ルモノハ縣農會ヘ報告スルモノトス

第十八條 本規程ハ本年度ヨリ之ヲ施行ス

書式 一

何々競技會出品届 (稻作、麥作、綠肥作)

一、出品地 (大字何々字何々何反何畝步)

二、品種名

右出品候也

年 月 日

町村農會長 何 某殿

書式 二

堆肥競技會出品届

一、所在地 (大字何々何番地)

二、容積 (見積坪數何坪何合)

右出品候也

年 月 日

町村農會長 何 某殿

書式 三

何々競技會撰拔出品報告 (稻作、麥作、綠肥作、堆肥)

町	村	名	大	字	字	番	品	地	反	地	別	品	種	名	出	品	者
															大	字	氏
															字		名

右報告候也

年 月 日

郡農會長 何 某殿

備考 堆肥競技會撰拔出品報告ハ反別欄ヲ見積坪數トシ品種名欄ヲ抹殺ス

書式 四

何々競技會撰拔出品報告 (稻作、麥作)

- 一、撰拔町村名
- 二、出品總點數
- 三、郡農會出品點數
- 四、郡農會擬賞數 (等級別ニ點數ヲ掲ク)
- 五、作付反別
- 六、牲數ノ概要
- 七、改良普及ノ程度 %
- 八、前年度普及ノ狀況 %
- 九、改良普及ニ對スル特殊ノ獎勵事項
- 十、其他參考トナル可キ事項

右報告候也

郡農會長 何 某印

年 月 日

縣農會長 何 某殿

備考 撰抜町村毎ニ第二項以下ノ各項ヲ詳細ニ記入スルコト以下之レニ同シ

報告書ニハ郡擬賞總點數ヲ併セ報告スベシ

書 式 五

綠肥競技會撰抜出品報告

- 一、撰抜町村名
- 二、出品總點數
- 三、郡農會出品點數
- 四、郡農會擬賞數 (等級別ニ點數ヲ掲グ)
- 五、作付見込反別
- 六、前年度作付反別
- 七、本年度作付反別
- 八、反當平均豫想收量
- 九、改良普及ニ對スル特殊ノ獎勵事項
- 十、其他參考トナル可キ事項

郡農會長 何 某印

年 月 日

縣農會長 何 某殿

書 式 六

堆肥競技會撰抜出品報告

- 一、撰抜町村名
- 二、出品總點數
- 三、郡農會出品點數
- 四、郡農會擬賞數 (等級別ニ點數ヲ掲グ)
- 五、農家戸數
- 六、堆肥舍數
- 七、完全堆肥舍普及ノ程度(%)
- 八、前年度普及ノ狀況 (%)
- 九、改良普及ニ對スル特殊ノ獎勵事項
- 十、其他參考トナル可キ事項

郡農會長 何 某印

年 月 日

縣農會長 何 某殿

備考 完全堆肥舍トハ建坪六坪以上ニシテ床面ハ叩キトシ且ツ漏水溜ヲ有スルモノ

如斯勉めて自給肥料の生産に留意せしめ且つ之が經濟的使用を獎勵しつゝありと雖も而かも購入肥料の價格は年々莫大なるものあり、大正九年度に於ける金肥肥料の内其主なるものを擧ぐれば左の如し

肥料名	數量	價格	肥料名	數量	價格
普通大豆粕	七二六、六三九貫	五二二、六七九円	浸出大豆粕	四一、五六九貫	二四、八一円

菜種油粕	二一、三五五	落花生油粕	三、五〇五
其他の油粕	二、九六〇	米糠	四九、〇〇一
米	四九、〇〇一	魚糞	五一、四一二
干鰯	八六九、八三五	其他ノ魚肥	八五〇
過磷酸石灰	二〇九、九一七	智利硝石	二、五一八
硫酸アンモニヤ	一七、三七二	配合肥料	三七、二八五
石灰	七六一	硫酸加里	八〇七
石	六、〇九二	計	二、〇四一、八七八
			八七八、七七四

蓋し自給肥料の原料として栽植するものは紫雲英なり

紫雲英、紫雲英の本郡に栽培せられたるは一説に人皇第五十六代清和天皇の第三皇子貞元親王圓融天皇の御宇故ありて今の貞元村に降らせ給ふや江尻島の司江尻軍次末光宮殿を造營して親王を迎へ奉りしかば永く此地に在し給ひしとかや、親王民を憐み給ひ文を講じ武を獎まし給ふ民之に懷き克く親王に従ひ給へり

親王大御心を農事に注かせ給ひ先きに親王の當地に降らせ給ふのとき珍らしき名も知れぬ種子を御手すから蒔かせ給ひ民之を見ていぶかりけるにやがて麗しき花の咲きければ之れ蓮華の花なりと驚嘆しける

親王即該草は肥料に施して効果あることを懇に教へ給ふ、爾來其名を親王草と稱し今に尙其野生のもの多く蔓り居れり、今の紫雲英是れなりとぞ

蓋し紫雲英の本郡に栽植せられたるは如斯古き沿革を有するも其廣く栽培の普及したるは明治廿九年

以來の事にして偶々馬來田村魯田峰太郎氏農科大學々生菅藤惠の斡旋に由り滋賀縣農事試験場長横田專之助氏の周旋を以て種子を輸入し採種をなし之が普及を圖り現に優良原種を此地の特産とするに至れるものゝ如し、尙一面には縣郡當局の指導に依り最近其栽培反別八百九十四町二反歩にして綠草收量六百萬貫に達す其主なる產地左の如し

町村名	栽培反別	綠草收量	町村名	栽培反別	綠草收量
馬來田村	一六一・〇	一、六六七、八五〇	中川村	一二七・二	四六一、一〇八
小櫃村	一一七・五	七七三、四六五	中郷村	七二・六	六〇四、五九七
富岡村	五五・九	三五九、二五五	松丘村	三五・四	二一〇、三二八
周南村	三四・一	二一六、四〇三	久留里町	三八・三	一六七、一四〇

之に要する種子として毎年五十石乃至八十石は郡農會の斡旋により岐阜縣及奈良縣下より共同購入し居れるも大正四年以來郡農會の事業として其自給自足を圖る爲め馬來田村、小櫃村、中郷村、貞元村中村の五ヶ村に採種組合を獎勵し之より生産する優良種子を郡内に配給するに力めたるの結果は毎年三十石餘を郡當業者に有償配布するに至り其成績良好なり、之を岐阜縣産のものに比すれば綠草の伸長力收量共に上位にありとす、之を以て一般栽培者は常に郡採種組合産の種子を要望しつゝありと雖も組合採種の數量は以て一般當業者の需用を満足せしむるに足らず、之が自給自足の途を計るは勿論進んで郡外移出の目的を以て逐年採種を獎勵しつゝあるを以て經濟的自給肥料の生産は愈々有望なりと謂ふべし尙自給肥料として比較的其栽培の多きは蠶豆及豌豆なりとす

第四節 普通作物

一、米 作

米、本郡農作物中第一位を占むるものは米産なり、其作付反別は一萬四千餘町歩にして縣下各郡中第二位にあり、其品質亦優良にして市場に好評あり、従つて米作の豊凶は郡經濟に影響するところ大なり、是を以て本郡は夙に米作の改良及増收に重きを置かるゝこととなり、明治二十七年小櫃川及小糸川の流域に水車を設け灌漑用水の開拓せられて以來所謂上總堀と相俟ちて畑地を變して水田となすもの頻繁に行はれ近年に及びては寧ろ畑地の欠乏をすら招致するの現況に至れり、如斯本郡に於ける農事改良といふは蓋し米作の改良増收にありき

今斯業の本郡に於ける發達の經路について之を探究するに明治二十七年頃郡農會設立の議起りそれ以來漸く斯業獎勵の端緒開け、同三十二年に至り之れが改良の第一歩として稻作三要項即ち鹽水撰、短冊苗代及正條植の實行を奨励し更に同年縣農會に於て耕作改良成績表彰標準を制定せられ、一町村に於て三要項の實行歩合十分の九以上に達せる町村に對しては特に賞旗を授與し二年以上繼續實行したるものに對しては更に褒賞するの途を設け耕作改良勵行規約の標準を立て各町村に之が勵行委員を設置せしめたり、又害蟲驅除豫防の指導につき縣農會は郡農會と協力して同三十五年稻作改良獎勵、害蟲驅除豫防委員を囑托し三要項並に稻作害蟲驅除指導の徹底を圖れり、縣農會長阿部知事及郡農會長中野郡長より當時辭令を交付したる本郡囑托委員は周西村鈴木吉兵衛、周南村高浦九左衛門、吉野村

小熊兵衛、根形村小川芳太郎氏の四名にして之等の人々が縣郡技術員と共に郡内を巡廻督勵し技術員は講習、講話、品評會、害蟲驅除、暗渠排水等の獎勵に努め何れも郡農會を中心とし、町村は町村農會を基礎として之が改良に勵みたるを以て漸次改良普及するに至れり

其後郡農會の基礎も漸く充實せらるゝに至れるを以て三十八年十月各町村に於て指導者となり、監督者たらしむべく一層高尚なる學理を授け從來の獎勵事項を一層有効ならしめんと欲し巡廻高等農事講習會を開催し其講習を受領したる者實に九百六十六人の多きに達せり、其當時に於ける農業熱の旺盛なりしは此事實に徴しても明なり、其後同四十年に至り郡農會は農事教師農學士樫田由平氏を始め九名の農業技術員を採用し各三四ヶ町村を一區域とし一名宛在勤せしめたり、越へて四十一年聯合町村農會規約を設け組合町村農會の統合を確實にし事業の計劃經費の收支豫算を協定し又部落毎に農業者の共勵組合を設け農事の熱心家を擧げて専ら斡旋の任に當らしめ技術員は巡廻して聯合農會米麥作改良品評會を開催して當業者を激勵し尙米麥作指導田を設け其栽培の範を示し或は堆肥舎の改良、害蟲驅除、牛馬耕傳習會、蠶病豫防、小作米品評會、農具改良等専ら米作の増收を圖りたれども本郡の米作は從來種類雜駁にして統一を缺き品質亦優良ならざるか爲に市場の聲價を高むる能はざるの憾あるを以て明治四十一年米作改良の根本事業として品種統一の計劃を立て四十二年より採種圃を設置し郡内に適する優良品種を撰擇し篤農家に栽培を依囑し町村農會に買上しめ之が普及を圖り、大正五年に及びて更に本縣米麥改良獎勵規程に基き郡農會經營の採種田一町一反歩を置き愛國種を始め大和力、大和錦、關取、神力、八張等を主なるものとして毎年六七七十石の原種を町村に配布したるの結果近時漸く

品種も統一せらるゝに至り、大正二年以來の米穀検査事業と相俟て品質も亦次第に向上し逐年好成绩を擧ぐるに至る

斯く種々の方面より斯業の改善を促さんと欲し當時異例の如く各聯合町村農會に在勤したる技術員の指導は寔に目ざましきものありしも經費の膨張と時運尙早の爲永續すること能はず、四十二年に至り一時聯合農會を解散し之等多くの技術者を解任するの止む無きに至りたるも今日稻作栽培の技術平均に向上したるは實に其當時の指導に俟つこと大なりとす

其後郡又は郡農會は依然として稻作の改良に重きを置き銳意之に力を注ぎ大正八年より增收指導地を郡内に五ヶ所五反歩を設け增收栽培の範を示し、又同年稻作立毛競技會を縣農會と系統的に開催するなど大に斯業の改良に努力したるものありき

左に既往に於ける水稻の作付反別、收穫高及價格累年比較表を示し這般の經路を表示すべし

年	作付反別		收穫高		價格	
	米	糯	米	糯	米	糯
明治三十二年	一〇、六〇九	一、五九四	一五、七	二、三五九	一、九六二	一、九七〇
同三十五年	一〇、四七三	一、三九八	一六、二	二、〇四八	一、八〇七	一、八五七
同三十九年	一〇、九五五	一、五二六	一六、二	二、〇五二	一、八四九	一、八四九
同四十四年	—	—	—	—	—	—
大正五年	—	—	—	—	—	—
同十年	—	—	—	—	—	—

尙一反歩當りの各町村平均收穫高及一石の價額を調査すれば左の如し

年	米	糯	米	糯
明治三十二年	—	—	—	—
同三十五年	—	—	—	—
同三十九年	一、四四四	—	一、三二七	—
同四十四年	—	—	—	—
大正五年	—	—	—	—
同十年	二、二五三	—	二、一六五	—

(其の二)

大正十年各町村別水陸稻作付反別、收穫高及價額表

町村	作付反別		收穫高		價格	
	米	糯	米	糯	米	糯
木更津町	一二六・四	七・四	—	—	—	—
真舟村	二〇四・九	二一・九	—	—	—	—
清川村	四九五・七	三八・四	—	—	—	—
巖根村	四五七・四	六六・一	—	—	—	—
金田村	三八四・九	五五・六	—	—	—	—
神納村	一二九・五	一三・一	—	—	—	—
檜葉村	二二二・七	二四・七	—	—	—	—
長浦村	二一六・一	一四・四	—	—	—	—
中郷村	五四五・四	四四・三	—	—	—	—
根形村	五一・二	四六・九	—	—	—	—
平岡村	五七八・四	二九・一	—	—	—	—
馬來田村	五〇九・四	二六・四	—	—	—	—
小櫃村	七一〇・七	四八・六	—	—	—	—

久留里町	三八一・九	二八・〇	二七・四	四三七・三	七、三五八	四六一	四二八	八、二四七
松丘村	三七七・一	二八・五	四三・四	四四九・〇	五、七〇一	五、七〇一	三九五	四二四
龜山村	二五五・〇	二八・五	二一・三	三〇四・八	五、四〇〇	五三六	三二四	六、二六〇
富岡村	四四八・八	三四・六	二九・四	五一二・八	一〇、二一四	六一一	三二五	一一、一五〇
中川村	四五四・一	一八・七	一	四七二・八	七、一七三	二七九	一	七、四五二
鎌足村	二二二・九	一四・四	三〇・三	二五七・六	四、四六八	二九九	三九六	五、一六三
波岡村	一三二・八	二一・〇	一四・七	一六八・五	二、三四一	三四四	二〇二	二、八八七
八重原村	三〇〇・五	一五・〇	三三・一	三四八・六	五、四四四	二六六	四三八	六、一四八
周西村	二三一・六	二四・六	一九・七	二七五・九	六、八五〇	四九七	二四七	七、四二五
中村	三四五・四	二二・九	七・一	三七五・四	六、八五〇	四七九	九六	七、四二五
小糸村	三三三・一	二六・〇	二六・六	三八五・七	五、九八五	四四四	二四七	六、六七八
秋元村	二三一・四	一三・六	一一・九	二五六・九	四、九一八	三〇二	一八八	五、四〇八
三島村	一四九・三	一四・三	七・〇	一七〇・六	二、七二三	二四九	七三	三、〇四五
周南村	三四八・六	二六・一	二〇・〇	三九四・七	六、三四七	四七八	一五七	六、九八二
貞元村	三〇〇・六	二六・二	四二・二	三六九・〇	六、二五三	五三八	三三三	七、一七四
飯野村	二五一・四	二・八	四六・〇	三〇九・二	五、二九一	二二八	六四三	六、一六二
青堀村	一二五・〇	八・四	二六・九	一七〇・三	一、九八七	一一六	三六〇	二、四七三
富津町	一〇七・三	九・一	二・五	一一八・九	二、三一七	一六七	四二	二、五二六
吉野村	三三〇・〇	一八・〇	三三・三	三七九・三	六、一七〇	一〇九	三六九	六、六四八
佐貫町	三〇三・二	三〇・一	七・九	三四一・二	五、二八八	五四一	一、七四四	一、七九七
大貫町	一六〇・七	一五・三	一一・〇	一八八・〇	三、六一四	三四八	二三五	四、一九七
湊町	二六六・九	一七・九	七・七	二九二・五	五、八二三	四〇〇	一〇七	六、三三〇
環村	三一七・四	一五・八	七・〇	三四〇・二	五、一五八	二四八	六七	五、四七三
關島岡組合村	二一〇・三	一六・五	五・二	二二二・〇	三、五六七	二四四	七〇	三、八八一

(其の二)

駒山村	一五三・五	一二・七	四・五	一七〇・七	二、六五八	一一〇	五六	二、九二四
天神山村	二七七・六	二〇・〇	三・三	三〇〇・九	四、二五六	三三三	四七	四、六一六
竹岡村	一七二・五	一七・六	六	一九〇・七	三、〇八四	二九四	六	三、二八四
金谷村	七一・三	九・二	一	八〇・五	一、〇七七	一三四	一	一、二一一
合計	一二、三四二・九	九六・七	八八九・五	一、四三四・一	二二八、四〇〇	一七、三八二	一〇、〇二一	二五五、八〇三

木更津町	六六、〇二二	五、〇〇九	一	七一、〇二一	一、九七一	一、八六五	一、〇〇〇
眞舟村	八八、四〇五	一三、五四〇	一	一〇二、五四四	一、六二八	一、七〇三	一、〇〇〇
清川村	二三八、八九八	二五、七三七	一	一、五一三	二六六、一四八	一、八一九	一、一一六
巖根村	二二二、五四八	四五、八八三	四	四、三四七	二七二、七七八	一、八三六	一、一〇四
金田村	一八八、五四八	三六、六八四	一	一、六〇七	二二六、八三九	一、八四九	一、〇二〇
神納村	四八、八一四	四、八六五	九	九、一九九	六二、八七八	一、四二二	一、〇二二
檜葉村	七一、一〇一	一一、一四四	一	八二、二四五	一、二〇五	一、二四三	一、九五一
長浦村	一〇〇、三九四	八、五七八	二	二五、三二七	一三四、三九八	一、八二二	一、六八八
中郷村	二七九、〇七三	三〇、三四七	一	一八九	三〇九、六〇五	一、九三一	一、八八七
根形村	二五九、九四〇	三二、六七〇	二	二五、四二一	三一八、〇三〇	一、九一九	一、九一八
平岡村	二六一、七四一	一七、七一四	一	一八、五二五	二九七、九八〇	一、七〇八	一、六七七
馬來田村	二四六、二九一	一七、二七九	二	二〇、八五四	二八四、四二〇	一、八二四	一、八〇三
小櫃村	三七五、〇〇二	三四、三〇八	一	一二、五七四	四二一、八八四	一、九九八	一、九六一
久留里町	一九四、九八八	一六、七三五	一	一三、四八三	二二五、二〇六	一、九二七	一、六四六
松丘村	一五一、〇七八	一四、二六七	一	一三、三八三	一七八、七三八	一、五二二	一、三八六

龜山村	一四〇、四〇〇	一九、二九六	一〇、三六八	一七〇、〇六四	二、一一八	一、八八一	一、五二一
富岡村	二七〇、六七二	二二、一七九	一〇、二三八	三〇三、〇八九	二、二七六	一、七六六	一、一〇五
中川村	一九〇、〇八五	一〇、一二八	—	二〇〇、二一三	一、五八〇	一、四九二	—
鎌足村	二八、四〇三	一〇、八五三	—	一四一、七三〇	二、〇九九	二、〇六七	一、三〇七
波岡村	六二、〇三七	一二、四八七	六、三六四	八〇、八八八	一、七六三	一、六三八	一、三七四
八重原村	一四四、二六七	九、六五七	一三、七九八	一六七、七二二	一、八一二	一、七七三	一、三二三
周西村	一一八、〇八四	一八、〇四一	七、七八一	一四三、九〇六	一、九二四	二、〇二〇	一、二五四
中村	一七六、〇四六	一七、〇〇五	二、九四七	一九五、九九八	一、九八二	二、〇九二	一、三五二
小糸村	一五八、六〇三	一六、一九〇	七、七八一	一八二、五七四	一、七九七	一、七一五	九二九
秋元村	一三〇、三二八	一〇、九六二	五、九二三	一四七、二一三	二、一二五	二、二二一	一、五八〇
三島村	六六、四四一	八、五一六	二、一五四	七七、一一一	一、八二四	一、七四一	一、〇四三
周南村	一六五、〇二二	一七、一一二	四、八六七	一八七、〇〇一	一、八二一	一、八三一	七八五
貞元村	一六五、七〇五	一九、五二九	二、〇六六	一九七、三〇〇	二、〇八〇	二、〇五三	九〇八
飯野村	一四〇、二一一	八、二七六	二〇、二五五	一六八、七四三	二、一〇五	一、九三二	一、三九八
青堀村	五二、六五六	四、五〇三	一一、三四〇	六八、五六九	一、五九〇	一、五〇〇	一、三三八
富津町	六一、四〇一	六、〇六三	一、三二三	六八、七八七	二、一五九	一、八三五	一、六八〇
吉野村	一六三、五〇五	三、九五七	一一、六二四	一七九、〇八六	一、八七〇	六〇六	一、一七九
大貫町	九五、七七二	一一、六三三	七、四〇三	一一五、八〇八	二、二四九	二、二七五	一、九五八
佐貫町	一四〇、一三三	一九、六三八	三、一八二	一六二、九五三	一、七四四	一、七九七	一、二七八
湊町	一五四、三一〇	一四、六〇一	三、三七一	一七二、二八二	二、一八二	二、二三五	一、三九〇
環村	一三六、六八八	九、〇〇三	二、一一二	一四七、八〇三	一、六二五	一、五七〇	九五七
關豊岡組合村	九四、五二六	八、八五七	二、二〇六	一〇五、五八九	一、六九六	一、四七九	一、三四六
駒山村	六九、一〇八	七、四五六	一、七三六	七八、三〇〇	一、七三二	一、六五四	一、二四四
天神山村	一一二、七八五	二、三六二	一、四八一	一二五、六二八	一、五三三	一、五六五	一、四二四

竹岡村	八三、二六八	一〇、五八四	一、八六六	九四、〇三八	一、七八八	一、六七〇	一、〇〇〇
金谷村	二八、〇〇二	四、八二四	三、二八二	一、五一一	一、四五七	—	—
合計	六、〇三一、二九二	六二八、五四二	三三、〇一一	六、九六九、八四五	一、八五〇	一、七七一	一、一四八

附記

水稻品種大和力の發見、本郡に於て發見せられたる稻の新品種『大和力』は優良品種として廣く郡内に栽培せらるるにつき之か沿革等に就て附記するの要あり

沿革

新品種大和力は君津郡中郷村大字大寺の精農家山田直次郎氏が明治三十七年九月三十日自作愛國種中に發見せる突然變異種を年々撰別栽培して得たる品種にして本縣の風土にては如何に早冷の年にも氣候の交感も受けず、風害、水害、虫害は勿論稻熱病等の病害にも罹らず、其成熟期は中晩生種の間において粒形中位品質中等の上にして豊收なり

氏は十數年前より原種として一粒植を行ひつゝありし故に全稻作に一穗の混雜なかりしに偶明治卅七年中文字大塚越八百六十八番地(砂質壤土)へ栽植せる愛國種の内白芒の色澤よく剛強にして草丈二尺三寸、穗長五寸、粒付百五十の一見頗る良種たるを知る三穗を發見し稻草の儘大切に抜き取り室内の風通しよき所にて乾燥し鄭寧に貯藏し置き、翌明治三十八年四月二十一日念入りに地拵えをなしたる苗代へ粒の間隔一寸五分四方に蒔き付け尙間引きを行ひて強健に生育したる苗を本田二坪へ植付け丹精を込めたり、然るに鎌入當時麴病に罹りたる爲め其年は僅かに生粃五合を得たるのみなりしかば更に翌三十九年に五合の粃の内より撰別して前年の如く苗代より注意し本田一畝七歩へ植付け玄米

一斗六升と精撰種三斗二升を得たるを以つて親交ある者二名へ分與し爾來年々精選に精選を加へ希望者の申込に應し附近各村は勿論北總より遠く縣外迄汎布するに至れり、即ち直接山田氏より配與を受けたる者は左の如し

明治四十年	八重原村三直	鈴木巳之吉	一斗二升	
同	中川村横田	葛田重助	一斗	
同	四十二年	富岡村下郡	山田鶴造	二斗
同	同	中郷村	宮本親善	四斗
同	四十二年	巖根村江川	市川金太郎	一斗一升
大正元年	環村	青 年 會	一斗	
同	二年	茨城縣稻敷郡金江津村	橋原恒次郎	一斗
大正二年	神納村	椎名試驗場	二升	
同	海上郡	岩瀬農場	不詳	
同	富山縣中新川郡		五升	
大正五年當郡にては	作付反別二百町歩に及ぶと			
大正三年	香取郡八都村字田部	青 柳 信 壽	五升	
大正五年當郡作付反別一町歩				

其他各所に分布して作付たる反別は明確なる數を示す事を得ざれども頗る廣き範圍に亘りて歡迎栽培せらるるものゝ如し

本種大和力命名の由來は發見當時恰も明治三十七年日露戰役酣にして皇軍東アシアの野に連戰連捷するは大和民族の威神力に依るものなるを紀念し永久に品種の優良なる遺傳力の繼續の祝福を期するに因てなり

二、麥 作

麥、麥は米に亞ぐ主要農産物にして大正九年度末現在の調査に依れば其の作付反別は畑作三千八百四十一町二反歩、田二毛作六百五十四町三反歩、收穫高合計六萬四千八百八十五石に達せり
内産額の最も多きは平岡村、長浦村、馬來田村、小櫃村、松丘村、龜山村、神納村、富岡村、鎌足村、八重原村、貞元村、飯野村等順次に亞がり、又二毛作の最も盛なるは小櫃村にして小糸村、佐貫町中村、中川村、富岡村、鎌足村之に亞ぐ

本郡に於ける麥作は從來其品質の優良なるものに乏しきを以て郡農會は創立當時より米と同じく其の改良に意を注ぎ講習、講話或は實地指導等により専ら改良に努むる所あり、又一方立毛品評會の開設を奨勵して技術の進歩を促し三十八年以來麥作二要項として塩水選及冷水温湯浸法を奨勵して種子の選擇及麥奴豫防を奨勵すると同時に四十年頃より麥の採種圃を設け品種の統一を圖り大正五年より本縣米麥改良奨勵規程により郡農會經營の採種圃を設け大麥關取、三德、小麥相州、細程計一町一反歩二十石を毎年當業者に配布し又麥作視察團を編成し數回埼玉縣下の改良麥作を視察し各自其の部落に於

ける先覺者となり改良麥作の普及に努め又麥作競技會を開始する等大に努力するところありき、而して大正八年本縣主要食糧農産物増收指導地設置獎勵規程に依り郡内五ヶ所の採種畑を置き一人につき三ヶ年を限度として改良麥作増收法の指導をなしたるの結果は漸次増收の成績顯れたり、尙縣農會及郡農會の系統事業として麥作立毛競技會を開催し其改良増收を促したるの結果最近に於て一反歩收量八石以上の收穫を見るに至れり

是より先き大正七年より横濱麒麟麥酒株式會社と契約し平岡村、根形村、長浦村、檜葉村、八重原村鎌足村、波岡村に於て大麥ゴールデンメロンを耕作すること、なり毎年一千二百石其價格七八千圓を擧げつゝあり

尙本郡は古來より醬油醸造盛なるを以て小麥の需用は其醸造石數に比例して進み殆ど自給の状態にありしも大正六年以來諸物價の好況に伴ひ内外其需用増加したるの結果其需用を充す能はず遠く神奈川縣下並に千葉郡等より其不足量を購入するに至れるを以て其相場は他地方に比して高價なる尙且つ最近大麥の價格低廉なることによりて寧ろ小麥の栽培は漸次其需用を充すに至るべし

大小麥は本郡に於ては古くより栽培せられ居るも其起原に就ては知るに由なし

大麥は明治初年の頃には中生及穗長と稱するもの栽培せられ同二十八年頃に至りて六條種ケーブ等の洋種僅かに栽培せらるゝに至り而して今日普及する種類に迄變遷したるものなり

小麥は長莖の旭と稱するものを最とせり、其後三十年頃『チャボ』といふもの、栽培流行し三十五年頃『フルツ』等栽培せられたるも醬油醸造の原料として適せざるものあるにより漸次改良せられ今や相州

細稈を最とし殆ど統一せられたり

麥作付反別及收穫高累年比較表

年	大麥		小麥		計		收穫		價格	
	作付	收穫	作付	收穫	作付	收穫	大麥	小麥	大麥	小麥
明治三十二年	四、九八四・三	四、九四三	七、八九六・六	六、二六八・二	五、四一九・一	四、三三三・六	〇九一・六	六、二五五	二、九七二	七、二四四
三十六年	四、四五一・五	三、四三三・五	六、八七一・一	五、四八二・一	三、六、九三九	二、六〇〇	三、四六六	四、三〇〇	五、二一六	三、八八五
三十九年	三、七六二・二	二、三三三・三	五、五五一・一	四、五四六・六	四、六、三九八	二、二六四	四、九六四	五、三、六二六	二、五七三	三、四九九

麥一反歩收穫高及一石價格

年	一反歩收穫高	一石價格
明治三十九年	一、二四八	八、三三三
三十九年	一、四九七	一、七、八七八
大正十年	一、八四七	一、七、八七八

最近各町村に於ける作付反別、收穫高、一反歩收穫高、價格及び一石當り價格左の如し

(其の一)

町村	大麥		小麥		計		收穫		價格	
	作付	收穫	作付	收穫	作付	收穫	大麥	小麥	大麥	小麥
木更津町	八、九	七、三、九	一、	一、	八、四、八	一、一、八	一、一、八	一、四、三	一、六、八	一、六、八
眞舟村	三、〇、七	一、六、〇、五	一、〇、二	一、〇、二	五、七、〇	五、七、〇	五、七、〇	二、一、九	一、九、一	六、七、四
清川村	八、五、八	三、二、九	二、〇、〇	二、〇、〇	一、三、八、七	一、一、五、九	一、一、五、九	五、八、四	一、九、二	一、八、九、八
巖根村	七、七、一	三、〇、九	九、三	九、三	一、一、三、三	一、四、一、八	一、四、一、八	四、二、五	九、四	一、九、三、七

波岡村	八重原村	周西村	中村	小糸村	秋元村	三島村	周南村	真元村	飯野村	青堀村	富津町	吉野村	大貫町	佐貫町
畑田	畑田	畑田	畑田	畑田	畑田	畑田	畑田	畑田	畑田	畑田	畑田	畑田	畑田	畑田
三六四・九	六八二・四	二七四・二	三三一・八	四七三・九	五〇三・八	四〇〇・七	五一六・六	六三三・〇	一一二・八	八五三・一	九九一・一	五二五・八	三〇二・五	二八九・五
一三三・六	三〇三・〇	三二二・五	一四八・二	一〇二・二	一〇二・二	二二四・四	二二二・三	一一一・六	七七一・二	四〇九・九	二〇四・四	一一一・六	二七五・三	一一二・四
一九一・〇〇	四二九・二	一四一・六	一一二・七	一一一・二	一四四・四	七〇〇・〇	二二二・四	三七五・四	四六一・一	一七六・一	一〇七・八	三八二・九	二六三・三	一〇八・八
六八七・七	一〇八八・九	七四三・九	四一六・三	八五〇・三	六五三・二	四八一・一	八一七・五	一一二・七	一七六・一	一〇七・八	一一〇・六	一〇二・六	八四七・八	五四〇・七
六二四・四	一三八八・二	四三七・二	四三二・七	七五八・七	一〇二・六	四八八・一	五二一・三	一一三・八	二六四・五	二七一・九	一一五・九	一一二・七	六二二・九	四三〇・四
二二〇・〇	五三二・四	五三二・四	五三二・四	五三二・四	五三二・四	五三二・四	五三二・四	五三二・四	五三二・四	五三二・四	五三二・四	五三二・四	五三二・四	五三二・四
一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五
二二八・四	二二八・四	二二八・四	二二八・四	二二八・四	二二八・四	二二八・四	二二八・四	二二八・四	二二八・四	二二八・四	二二八・四	二二八・四	二二八・四	二二八・四
一〇二・八	一〇二・八	一〇二・八	一〇二・八	一〇二・八	一〇二・八	一〇二・八	一〇二・八	一〇二・八	一〇二・八	一〇二・八	一〇二・八	一〇二・八	一〇二・八	一〇二・八
一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五
一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五

鎌足村	富岡村	中川村	龜山村	松丘村	久留里町	小櫃村	馬來田村	平岡村	根形村	中郷村	長浦村	檜葉村	神納村	金田村
畑田	畑田	畑田	畑田	畑田	畑田	畑田	畑田	畑田	畑田	畑田	畑田	畑田	畑田	畑田
五三二・八	八四七・四	二二六・四	一〇六・九	一〇二・七	七九一・三	一一七・五	一一三・〇	一九四・一	六五五・四	七一七・四	九七三・七	一一一・六	八三三・三	三二二・六
三〇〇・〇	一〇一・二	一〇六・九	一〇一・九	四一五・七	四一五・七	二〇五・二	二〇五・二	二〇五・二	二〇五・二	二〇五・二	二〇五・二	二〇五・二	二〇五・二	二〇五・二
四四七・七	二四二・四	八五二・五	八二七・七	二二六・二	一七八・八	二八三・九	五四三・五	九三〇・〇	七四四・六	一四一・二	一〇七・二	二〇七・七	三八三・三	二二九・九
一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五
二二八・四	二二八・四	二二八・四	二二八・四	二二八・四	二二八・四	二二八・四	二二八・四	二二八・四	二二八・四	二二八・四	二二八・四	二二八・四	二二八・四	二二八・四
一〇二・八	一〇二・八	一〇二・八	一〇二・八	一〇二・八	一〇二・八	一〇二・八	一〇二・八	一〇二・八	一〇二・八	一〇二・八	一〇二・八	一〇二・八	一〇二・八	一〇二・八
一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五
一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五	一〇三・五

波岡村	畑田	一、七七一	一、七七一	一、七七一	二、三六六	三、三六六	四、三〇四	三、三〇四	一〇三六	九、〇〇〇	一六、〇〇〇	一八、〇〇〇
八重原村	畑田	二、〇四八	二、〇四八	二、〇四八	五、八三三	三、三六六	四、三〇四	三、三〇四	一〇三六	九、〇〇〇	一六、〇〇〇	一八、〇〇〇
周西村	畑田	一、一九四	一、一九四	一、一九四	二、四六三	五、四四一	七、七五二	二、〇九四	一、五三八	八、五〇〇	一六、〇〇〇	一八、〇〇〇
中村	畑田	一、六九一	一、六九一	一、六九一	三、九三三	三、九三三	四、七〇〇	二、〇九四	一、五三八	八、五〇〇	一六、〇〇〇	一八、〇〇〇
小糸村	畑田	一、三六七	一、三六七	一、三六七	三、九三三	三、九三三	四、七〇〇	二、〇九四	一、五三八	八、五〇〇	一六、〇〇〇	一八、〇〇〇
秋元村	畑田	二、〇一九	二、〇一九	二、〇一九	七、一八二	七、一八二	四、〇六六	二、九一六	一、〇二六	七、七〇〇	一七、〇〇〇	一八、〇〇〇
三島村	畑田	一、一九八	一、一九八	一、一九八	四、一四八	四、一四八	八、〇〇〇	二、九一六	一、〇二六	七、七〇〇	一七、〇〇〇	一八、〇〇〇
周南村	畑田	一、〇六一	一、〇六一	一、〇六一	四、一四八	四、一四八	八、〇〇〇	二、九一六	一、〇二六	七、七〇〇	一七、〇〇〇	一八、〇〇〇
貞元村	畑田	二、一七一	二、一七一	二、一七一	三、〇三三	三、〇三三	四、〇九〇	二、九一六	一、〇二六	七、七〇〇	一七、〇〇〇	一八、〇〇〇
飯野村	畑田	二、六六七	二、六六七	二、六六七	三、四八三	三、四八三	四、〇九〇	二、九一六	一、〇二六	七、七〇〇	一七、〇〇〇	一八、〇〇〇
青堀村	畑田	三、一八八	三、一八八	三、一八八	二、四四七	二、四四七	六、三六〇	一、七一五	三、三二二	九、〇〇〇	一六、〇〇〇	一八、〇〇〇
富津町	畑田	一、六二二	一、六二二	一、六二二	三、一七五	三、一七五	六、二四〇	一、七一五	三、三二二	九、〇〇〇	一六、〇〇〇	一八、〇〇〇
吉野村	畑田	二、一五六	二、一五六	二、一五六	九、六七二	九、六七二	三、一四六	二、一六〇	一、一六〇	八、五〇〇	一六、〇〇〇	一八、〇〇〇
大貫町	畑田	二、〇五三	二、〇五三	二、〇五三	四、七九〇	四、七九〇	六、三三三	二、一六〇	一、一六〇	八、五〇〇	一六、〇〇〇	一八、〇〇〇
佐貫町	畑田	一、四八八	一、四八八	一、四八八	三、八二七	三、八二七	六、三三三	二、一六〇	一、一六〇	八、五〇〇	一六、〇〇〇	一八、〇〇〇

米麥以外の食用農産物は其種類多く價格百七十八萬七千八百餘圓を産す、其各種類に於ける作付反別收穫高及價格左の如し

大豆	作付段別	收穫高	一反歩二付收穫高	價額	備考
大	豆	一、五一八・九	一四、六二四	二四八、六〇八	
小	豆	一〇四・七	八二四	一五、六五六	
菜豆(成熟ノモノ)		一・三	一三	二六〇	
同(未成熟ノモノ)		三・五	六、六六七	二、〇〇〇	
大角豆(成熟ノモノ)		三七・一	三一九	六、三八〇	

蕃	薤	小	野	高	獨	冬	越	白	茄	甜	西	南	胡	筍	慈	蓮	牛	葱	葱	胡	燕	蘿	花
		松	蜀																			蘿	椰
茄	菜	葵	苣	活	瓜	瓜	瓜	瓜	瓜	瓜	瓜	瓜	瓜	姑	根	芎	頭	苣	苣	苣	苣	苣	苣
一八・三	一・一	〇	〇	〇・二	三・一	〇・九	一四・八	七六・一	五・三	一八・一	一六八・〇	一五・八	〇・二	四八・四	二四・六	一・八	五九・一	〇・七	一六三・三	〇・七	五・五	一八・六	一六三・三
四五、六六三	三、二四三	一四七	六〇〇	一五、四六五	三、三五六	四二、九五六	三二七、一四八	八三、九一三	二一、八〇五	八三、九一三	八、一八、六一八	六九、三三二	二七〇	一五四、八五九	六二、〇二六	六、一五五	一九二、五七六	二、八九八	七三四、一二八	二、八九八	一八、六四一	一八、六四一	七三四、一二八
二四九、五二五	二九四、八一八	二六〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	四九八、八七一	三七二、八八九	二九〇、二四三	三二七、一四八	四一、四一五	四六三、六〇八	四八七、二七三	四三、八、八一〇	四三、八、八一〇	一三五、〇〇〇	三一、九、九五七	二五二、一三八	三七、九、四四	二二五、八四八	四一、四、〇〇〇	四四九、五五七	四一、四、〇〇〇	三三八、九二七	三三八、九二七	四四九、五五七
一二、二五八	八一	二二	一八〇	二、七八四	二、七八四	一一、〇二八	七、九七三	四四、八二一	七、八七三	二四、二六六	二四、二六六	二〇三	九一、七七〇	一八、六〇八	一、八九〇	五七、七七三	一、八九〇	四四〇	一四六、八二六	四四〇	三、五八四	三、五八四	一四六、八二六

本年該當ナシ

甘	漬	花	食	蒟	薯	里	馬	甘	淮	胡	玉	蕎	蜀	黍	稗	粟	落	同	蠶	同	同	同	同
			用	弱		鈴																	
藍	菜	合	乾	生	芋	預	芋	薯	諸	麻	麻	黍	麥	黍			花	生	(未成熟ノモノ)	(未成熟ノモノ)	(未成熟ノモノ)	(未成熟ノモノ)	(未成熟ノモノ)
四〇・二	〇・六	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一
二七、四三〇	二六、九五〇	九八、七五六	二六、九五〇	二六、九五〇	二六、九五〇	二六、九五〇	二六、九五〇	二六、九五〇	二六、九五〇	二六、九五〇	二六、九五〇	二六、九五〇	二六、九五〇	二六、九五〇	二六、九五〇	二六、九五〇	二六、九五〇	二六、九五〇	二六、九五〇	二六、九五〇	二六、九五〇	二六、九五〇	二六、九五〇
四三五、三九七	四、三二五	二四五、六六二	四、三二五	四、三二五	四、三二五	四、三二五	四、三二五	四、三二五	四、三二五	四、三二五	四、三二五	四、三二五	四、三二五	四、三二五	四、三二五	四、三二五	四、三二五	四、三二五	四、三二五	四、三二五	四、三二五	四、三二五	四、三二五
五、四八六	一、六一七	一九、七五一	一、六一七	一、六一七	一、六一七	一、六一七	一、六一七	一、六一七	一、六一七	一、六一七	一、六一七	一、六一七	一、六一七	一、六一七	一、六一七	一、六一七	一、六一七	一、六一七	一、六一七	一、六一七	一、六一七	一、六一七	一、六一七

苳 蘭 杷 三 楮 櫨 漆 甘 葉 黃 刺 亞 苧 大 實 絲 菜 薄 人 除 蕃
 柳 極 樹 庶 藍 麻 美 麻 苧 麻 麻 麻 綿 瓜 種 田 畑 荷 參 蟲 菊 椒 乾 生

苳	蘭	杷	三	楮	櫨	漆	甘	葉	黃	刺	亞	苧	大	實	絲	菜	薄	人	除	蕃
10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
180,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

本年飯野村ニ於テ作付シタリ
 本年該當ナシ

藥用サフラン 價額合計 〇・五 七 一四〇、〇〇〇 一、七八七、八六五 二六六

其の主要なるものにつき概要を記せば左の如し
 雜穀類 雜穀類は粟、黍、蕎麥、玉蜀黍、胡麻等にして主としては自家用の目的に栽培せられ従つて特に記すべきものなし唯粟は古來農家に於て正月の餅には必ず餡をつけ喰ふ習慣あり、その原料とし又粟餅を澤山に喰ひたり従つて其作付多かりしも次第に餡喰ふ風習も衰へ、粟餅喰ふ者も減して今は其栽培も減し僅かに間作用として耕作さるゝに過ぎず
 豆 豆類中其産額の最も多きは大小豆にして大豆の作付反別一千五百十八町九反歩、其收穫高一萬四千六百二十四石、其價格二十四萬八千六百八圓、小豆の作付反別一百四町七反歩、其收穫高は八百二十四石、其價格一萬五千六百五十六圓にして其需用は主として郡内醬油醸造家及豆腐の原料となるの外自家用として用ゐらるゝ、其主産地は馬來田村の一萬三千八百八十八圓を最とし、平岡村の一萬二千二百四十八圓、根形村の一萬四百圓、清川村の九千四百五圓、巖根村の八千四百圓、中郷村の七千五百圓、金田村の七千六百十三圓、周西村の七千三百六十二圓、天神山村の七千八百八十五圓、久留里七千二十四圓等順次に亞く
 蠶豆 蠶豆は明治二十五年頃木更津町を中心とし所謂綠肥として農家が栽培したるに始り三十年頃迄は殆ど之を喰ひたるもの無かりき、然るに廿七年頃東京灣汽船會社の經營に係る蒸氣汽船の東京、木更津及櫻井間を往復する定期航路の開拓以來蠶豆も食用として都人士は嗜好するものといふを知り又之を東京に輸出する仲買商人も現はれて始め眞舟村櫻井、木更津町等に於て之を買入ることとなり

爾來此種の栽培は俄かに普及したるもの、如し

東京市場に於ては木更津豆と通稱し其當時は剝豆として出荷したるものにして周西村大字中野地方が最も生産多かりしを以て其後仲買人は同村坂田字本名海岸といふに出張して其品を購ひたるも常に暴利を貪り居たるなり、後大正四年鐵道の房州方面に迄延長せらるに當り周西驛を中心として仲買人雲集し競合ふの状態となれるも仲買人の暴利なるに感激し、周西村鈴木誠一氏は東京神田青物市場より松島源太郎を伴ひ來りて莢豆の儘俵裝して出荷することを計り親戚知友の蠶豆は悉く莢豆として俵裝し品質を選別し出荷したるに始り、其後大正八年十五縣聯合農會農產物販賣斡旋所を東京牛込區產業組合中央會内に其事務所を設け本縣農會に於て之を主管することとなり、農產物の販賣を依囑するの途開けたるを以て縣郡農會指導の下に先づ周西村、貞元村、八重原村、飯野村、中郷村、神納村、巖根村農會は等しく共同販賣の方針を執り各最寄驛を中心として莢蠶豆を出荷するに至り、間接に仲買人の暴利を防渴し今や殆ど農會又は產業組合の一手共同販賣により出荷することとなり、尙郡農會は優良品種の改良を奨励し毎年七八十石、價格六七千圓の種子を斡旋したるの結果周西蠶豆、君津蠶豆の聲價は愈々昂る、蓋し蠶豆を莢付の儘販賣するに至りてより豆剥きの手数を要せざるを以て其栽培反別は急速に廣まりたるもの、如く、現に三百九十九町九反歩、其價格九萬五百圓餘を産するに至る、而も其莖葉は綠肥となるを以て副業生産物として有望なり

現今栽培せらる、主なる品種は一寸蠶豆、於多福、在來種の三種なり

其他落花生、茶、大角豆は主として自家用に供用せらる、ものにして其産額も少し

蔬 菜 類

甘藷 甘藷は本郡蔬菜類中其主要なるものにして最近に於ける作付反別一千五百二町四反歩、收穫高一萬四千六百六十六貫、價格は時價により甚だしく相違ありと雖も最近の價格は三十三萬七千四百圓にして麥に亞ぐ物産なり、主産地は飯野村、巖根村、青堀村、大貫町、貞元村、八重原村、吉野村、金田村等にして共に品質中等なり、本郡に於ける甘藷栽培の由來は遠くして詳ならずと雖も下總方面より普及せられたるもの、如し、而して交通の便未だ幼稚なりし時代は農家の副産物として木更津町及眞舟村櫻井及青堀村、富津町、湊町等の市街地に背負いて商ひたるに止まり貞元村、飯野村の如きは早生藷と稱して盆前に賣出すを以て譽れとせり、如斯き状態にありしを以て最近迄は概ね農家の農繁期に於ける副食物として栽培したるに止まれるものなりき、最も近時交通の便開くるに伴ひ一の物産として耕作するもの漸く多く、大正八年以來縣郡農會の斡旋により八重原村、飯野村農會等に在ては遠く東京府、長野縣、北海道方面に迄販路を擴張せり、然れども此種栽培上の苗の養成等に至りては尙技術の拙なるものあるに鑑み郡農會は大正十年より海上郡篤農家穴澤安五郎氏を招聘して苗の養成につき八重原村をトし實地指導をなし又增收指導地を設け一面には埼玉縣下より川越地方原産の種藷を移入して其品種の改良を圖るなど遺憾無く其改善を促しつゝあるを以て漸次其生産も増加するに至るべき趨勢にあり

馬鈴薯 本郡馬鈴薯の栽培起原は明治二十年頃にして之より先き明治十七年本郡稀有の不漁の爲め漁民飢餓に陥り、尋て明治十九年の旱魃に際して作物の被害甚しく水田の植付をなすを得ざるの慘

況を呈せる場所尠からずして農家は自家の食料を得るにすら苦しみたり、因て旱災不漁に際し食料の一助になさむが爲に當時馬鈴薯の栽培を勧めたるものありしに始りたるもの、如し、當時呼びて平六と稱したり、其後四十年頃となり『アーリローズ』の先づ移入せられ、大正七年に至り周西村農會に於て村の特産園藝作物奨励の爲め品種『スノーフレック』を輸入し其栽培を奨励したることあり、飯野村及清川村地方亦優良種を産するに至る、尙同九年郡に於て園藝奨励上同一品種の種子を東京府下中野町より移入して之を一般當業者に無償配布をなして迄其奨励に力めたるも他に有利の作物乏しからざるを以て其栽培は未だ廣く行はるゝに至らず、栽培面積は僅かに五十町歩餘、其收穫高十六萬四千貫價格二萬八千圓に過ぎず

蓮根 蓮根は木更津町及清川村、巖根村の特産なり此地方は泥土にして表土深く水稻の栽培に適せざるを以て勢ひ之種の栽培に移りたるものと思惟せらる、而して之が栽培の起原は詳ならざるも古老の説に依れば今より壹百年以前より所謂日本蓮根一名天王蓮根と稱して恰も現時の如く廣く栽培せられたるも其後腐敗病發生し明治廿五年頃となり全く根絶するの狀態に瀕せり、仍て一般栽培家も之が復活に付夫々腐心こつ、あるの折柄越へて廿八年木更津町新田藤浪清六なる者現在木更津町立尋常高等小學校所在地の水田に支那蓮根を作りたるによく病害に堪へたるを以て之を二三反歩に殖したるに其頃木更津町勸業委員たりし鈴木萬五郎氏率先して此種類の増殖を圖らんと欲し二三本つゝを當業者に配布せり、此配布を受けたる者は之を種子に培養して今日の如く清川村及巖根村に迄廣く栽培するに至れるもの、如し一説に依れば此支那蓮根の本郡に移入したるは中郷村佐久間帶刀氏か其當時何處よ

りか此種を移入したるにありしといふものあり

如斯く日本蓮根は殆ど根絶したるも支那蓮根の發見によりて再び復興したるものにして其栽培面積は木更津町の二十六町四反歩、巖根村の六町八反歩、清川村の三町歩にして其他の町村にも多少あれども特に枚擧する程のものにはあらず、其年産額は十五萬餘圓に達す

葱 葱は一名長須賀葱と稱し清川村長須賀は風土能く此種の栽培に適し最も著名なり、此地方此種の栽培を始めたるは今を去る六十餘年前即ち嘉永年間より栽培し當時は品質劣等、栽培幼稚なりしも漸次改良發達し今や白莖長一尺六七寸に達するあり、京濱の需要頓に増加し從業者亦逐年多きを加へ作付反別三十一町四反、收穫高十一萬三千四十貫、價格二萬二千六百八圓に達せり、其他各町村に於ても自家用として栽培するもの日に多し

南瓜 南瓜は通稱富津南瓜と稱し、本郡蔬菜中其最たるものなり、之が栽培に關する起原に就ては遠く大貫町千種新田に在ては天保年間開始り、富津町篠部地方にありては文政年間より始りたるもの、如く富津町篠部馬場甚吾氏の祖先に甚吾兵衛といふ人あり、東京府下砂村より苗を買入れ試作したるに始り漸次擴張し對岸の地相州、浦和野島を唯一の販路地とし維新の前後横濱開港に方り同地商人と相呼應して需給益々旺盛となりたるも種類混淆而も栽培法の如き尙改良の餘地尠からざりしが、大正六年以來縣郡當局茲に鑑みるどころありて屢々此地に講習又は講話會を開催して指導大に努むるところありたるを以て漸く品種も統一し又販賣法に關しても縣郡農會の斡旋により大正八年より東京市場に共同出荷を試み大貫町千種新田蔬菜組合並に富津町篠部園藝組合の如きは地勢上能く共同一致して

汽車を利用し其の盛なるときは數十輛の荷車を連ねて搬出するの光景亦偉なり
栽培の品種は主として内藤南瓜にして早生なるを以て尊ばる
最近大正十年度に於ける主産地並に其收穫高左の如し

富津町	八十三町四反歩	十二萬七千六百四十八圓
青堀村	三十四町四反歩	四萬六千六百四十六圓
大貫町	二十一町九反歩	三萬三千五百七圓
吉野村	十二町九反歩	二萬三千二百二十圓
飯野村	十一町八反歩	二萬五千五百九十八圓
清川村	一町三反歩	二千六十八圓

四、果樹類

果樹類は元各家庭の嗜好物として栽培せられたるに始り需用の増加並に交通機關の發達とともに其栽培は漸次普及したるものにして最近の調査に係る生産額は二十二萬餘圓にして其種類別左の如し

種別	果樹園		果樹園以外ノ地		合計		價額	單價	備考
	反別樹數	生産額	反別樹數	生産額	反別樹數	生産額			
櫻桃	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	
銀杏	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	
栗	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	
梅	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	
柿	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	
梨	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	
桃	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	
蘋果	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	
葡萄	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	
枇杷	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	
楓	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	
柑	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	
橘	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	
檸檬	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	
蜜柑	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	
温州蜜柑	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	
密柑	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	
夏橙	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	
其ノ他ノ類	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	
李	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	
杏	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	
柘榴	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	
計	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	

生柿百貫ヨリ乾柿二十貫ヲ製ス

種別	果樹園		果樹園以外ノ地		合計		價額	單價	備考
	反別樹數	生産額	反別樹數	生産額	反別樹數	生産額			
梨	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	
西洋梨	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	
生柿	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	
乾柿	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	
柿	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	
蘋果	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	
葡萄	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	
枇杷	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	
楓	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	
柑	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	
橘	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	
檸檬	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	
蜜柑	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	
温州蜜柑	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	
密柑	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	
夏橙	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	
其ノ他ノ類	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	
李	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	
杏	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	
柘榴	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	
計	一、一六	八四六	一、一六	八四六	二、三二	一、六九二	一、六九二	一、五〇〇	

尙果樹中其主要なるものに付其概要を述べん

柑橘 柑橘は古くより栽培せられたるも其起原詳ならざるも今を去る壹百年頃本密柑と稱し(紀州本場の密柑といふ名稱なるべし)紀州密柑及橘、柑子、九年母等いふ種類は多少古き家の屋敷には大方二三本乃至四五本位は植込まれ今も尙殘木あり、其最も盛なるは吉野村附近にして明治の初年頃までは年額一千俵以上の生産ありといふ、而して其販路は主として横濱に其一部は東京にも出でたる模

様にて上總密柑と稱し可なりの名聲を博しつゝありたるものなり、而して明治二十五年頃我郡に夏密柑の名ありてより同村白井靖氏率先して此の苗百有餘本を買入れ区内の有志へも頒ち與へたるに始り同三十年有志數名相集りて殖産協會と稱する一の株式的なる會社を組織し農商務省田村技師を招聘して夏橙、温州、ネーブルの三種を主とし其苗木を繁殖して之を販賣するを目的とせり

之によりて此種栽培は廣く郡内に宣傳せられ一の流行となりて眞舟村、巖根村、中郷村、周西村、佐貫町、湊町等に於て之を植栽するもの漸く多く又紀州、橘、柑子等の老木は概ね之等の種類に更新せられたり

其後縣郡當局に於ても此種苗木の繁殖、品評會、販路の斡旋等に付指導するところありて漸く四十年頃に至り相當の優物を生産するに至りたるを以て大正五年三月郡農會は巖根村、眞舟村、清川村、中郷村、檜葉村、神納村、佐貫町、大貫町、吉野村、周南村、眞元村、周西村、湊町、飯野村を區域とし柑橋栽培家を一團とし南部及北部柑橋栽培組合設立の議起り同月八日郡會議事場に巖根村、眞舟村、清川村、中郷村、檜葉村の組合員會合し北部柑橋栽培組合を組織し、同十二日佐貫町小學校に於て其他の町村組合員會合し南部柑橋栽培組合成立す組合定款左の如し

君津郡南、北部柑橋栽培組合定款

第一章 總 則

第一條 本組合ハ君津郡南北部柑橋栽培組合ト稱ス
 第二條 本組合ハ左ノ町村内ニ於テ柑橋ノ栽培ニ從事スル者ヲ以テ組織ス

北 部 巖根村、眞舟村、清川村、中郷村、檜葉村、富岡村
 南 部 周西村、眞元村、周南村、飯野村、吉野村、大貫町、佐貫町、湊町

第三條 本組合ハ柑橋ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トシ左ノ事業ヲ行フ

- 一、柑橋栽培ノ改良ニ關スルコト
- 一、講習會及講話會開設ニ關スルコト
- 一、共進會及品評會ニ關スルコト
- 一、販賣ニ關スルコト
- 一、前項ノ外組合員共同利益ノ増進ニ關スルコト

第四條 本組合ノ事務所ハ之レヲ君津郡吉野村農會内ニ置ク

第五條 本組合ハ總會ノ決議ヲ以テ顧問ヲ推薦スルコトヲ得

第六條 本組合ニ加入セントスル者ハ住所、氏名並ニ其ノ栽培スル柑橋ノ種類反別本數及栽植年月日ヲ記シ組合事務所ニ申込ムベシ

第二章 役 員

第七條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

組合長 一名 副組合長 一名 評議員 若干名 幹事 五名

第八條 組合長ハ組合事務ヲ總理シ組合ヲ代表ス

副組合長ハ組合長ノ事務ヲ補佐シ組合長事故アルトキハ之レヲ代理ス

評議員ハ組合長ノ諮問ニ應ジ並ニ組合事業執行ノ狀況ヲ監査スルモノトス

幹事ハ組合長又ハ副組合長ノ命ヲ承ケテ組合事務ヲ掌リ組合長副組合長共ニ事故アルトキハ之レヲ代理スルコトヲ得

第九條 組合長副組合長及評議員ハ組合員又ハ顧問中ヨリ總會ニ於テ之レヲ選舉ス

前項ノ選舉ニ於テハ有効投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス若得票同數者アル場合ニハ抽籤ヲ以テ之レヲ定ム

第十條 幹事ハ組合長之レヲ選任ス

第十一條 組合長、副組合長及評議員ノ任期ハ事業ノ年度ニ從ヒ三ヶ年トス

但再選ヲ妨ケス

補缺ノ爲メ選舉セラレタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十二條 役員ハ其ノ任期滿了後ト雖後任者ノ就職スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第三章 會 議

第十三條 總會ハ通常總會及臨時總會ノ二種トス

通常總會ハ毎年一回之レヲ開ク臨時總會ハ組合長ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ組合員三分ノ一以上ノ請求アリタルトキ之レヲ開ク

第十四條 總會ノ招集ハ少ナクトモ三日前ニ會議ノ事項日時及場所ヲ通知スルモノトス

第十五條 總會ハ組合員四分ノ一以上出席スルニ非サレハ之レヲ開クコトヲ得ス

但同一事件ニ付開會二回ニ及ヒタルトキハ此限リニ在ラス

第十六條 總會ノ議長ハ組合長之レニ當ル組合長事故アルトキハ副組合長之ニ代ル

第十七條 通常總會ニ於テ議決スヘキ事項ノ概目左ノ如シ

一、役員選舉

一、經費豫算及分賦收入方法

一、經費決算報告ノ認定

一、事業執行ノ概要

一、其ノ他必要ナル事項

第十八條 總會ノ決議ハ出席シタル組合員ノ過半數ヲ以テ之レヲ決ス可非同數ナルトキハ議長之レヲ決ス

第十九條 顧問ハ總會ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得

但議決權ヲ有セス

第廿條 總會ノ議事ニ關スル細則ハ總會ニ於テ之レヲ定ム

第四章 處 務 會 計

第廿一條 本組合ノ經費ハ組合員ノ負擔トス

第廿二條 本組合ハ金圓若クハ物件ノ補助又ハ寄附ヲ受クルコトヲ得

第廿三條 本組合ノ會計年度ハ毎年一月一日ニ始リ十二月三十一日ニ終ル

第廿四條 組合長ハ會計年度後三ヶ月以内ニ經費ノ決算ヲ遂ケ事業報告ト共ニ併セテ報告スルモノトス

第廿五條 處務及會計ニ關スル細則ハ評議員會ノ決議ヲ經テ組合長之レヲ定ム

第廿六條 本組合定款ノ變更ハ總會ニ於テ出席シタル組合員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之レヲ決ス

以 上

然れども大正六年に至り暴風雨の被害により殆ど全園に亘りて全滅の状態に瀕せるもの尠からず爲めに一旦斯業の發達を阻害したるも漸く恢復の緒に就きたるを以て最近復興の徵あり

梅 梅の栽培に就きては其起原詳ならずと雖野梅は古くより自家用として二三本位づゝ植付ありたるも其後交通機關の發達並に需用増加したるに伴ひ且つは宅地利用として大正七年以來郡は園藝獎勵の目的を以て共同購入に係る苗木に對し豫算の範圍内に於て獎勵金を交付したるを以て俄に増加し、越へて十年度に至り郡園藝獎勵の事業は之を郡農會に移管したる關係上郡農會に於て引續き苗木共同購入の場合は豫算の範圍内に於て獎勵金を交付したるの結果毎年一萬二千本以上の苗木を郡内に移入し

つゝあるにより其收穫亦漸次増加し之を加工し梅干となし、又は其副産物「梅ひしほ」は木更津町鈴木茂藏氏(瓜屋商店)の製品に係るものにして名物として名聲あり
 此種栽培の尤も盛なるは小糸村にして其樹數四千二百四十九本、生産價格四千三百三十六圓、小櫃村一千九百七十六圓、長浦村一千五百八十四圓、鎌足村一千二百七十五圓、飯野村九百八十一圓、佐貫町八百二十五圓、周南村六百七十七圓、環村六百七十六圓順次に亞けり
 桃 桃は巖根村の物産なり、此地方に於ける桃の栽培の起原は壹百年以前にありたるものの如きも其稍發達したるものを見るに至れるは明治四十二年神奈川縣橋樹郡日吉村の人小島庄藏なる苗木商人此地に桃の苗木を賣込み重城養二氏の宅に偶居し剪定其他新進の栽培法を一般に指導したるを以て競ふて種類を改善し益盛なるを得たり、同村に於ける栽培面積九十一町歩、産額一萬三千六百餘圓其他清川村中郷村等之に次げり

第五節 養 蠶 業

養蠶 本郡に於ける養蠶業の起源は、詳ならずと雖も古き手織物及野生桑の存在より考ふるに往古より營まれたるは疑を容れざる處なり、而して長き歲月の間には幾多の盛衰變遷ありし事も推察するに難からざれども要するに往時に在りては山野自生の桑葉を採收し育蠶に供用せしに過ぎるべし、然るに明治維新後に至り船越縣令は其の管内に命じ、望陀、周准、天羽の三郡に桑樹を栽植し養蠶を奨励せしめたりしかば、之より漸次普及して一種の副業たるに至れり、されど其の産額の如きは僅少にし

て數ふるに足らざりき、降て明治十九年小櫃村寺澤、木村七平、岩出、鈴木市太郎、戸崎、松崎重郎左衛門の三氏は、松崎氏の居宅を傳習所とし福島縣の人五十嵐彌五左衛門なる者を聘し、有志の子妹を募り養蠶法を傳習したるの結果、茲に温暖育の端緒を開き改良の一步を進め、越へて明治二十一年蠶絲業組合を組織し總蠶社傳習所を開設し、或は組合製絲場を置き、養蠶製絲の技術の啓發に努め著しく發達せり、かくて明治三十九年四月に至り郡農會事業として技術員を常置し専ら講習、講話の任に當り、養蠶期中特に實地の指導に努むる所ありしが、大正三年四月郡は一層斯業の改善發達を期する爲め、稚蠶共同飼育奨励規程を設け、經費及勞力の節減を計り農蠶兩業の衝突を避け、技術の向上に努めたるに其結果の著しきを認めたり、大正五年度よりは本縣養蠶組合奨励規程に基き、郡告示を以て養蠶組合奨励規程を設け飼育法の改良蠶種共同購入、共同催育等を奨励せしむると共に期節養蠶教師傭聘の途を開き、又大正八年度に至り桑園改良奨励規程本縣告示に依り、郡告示を以て桑園改良奨励規程を設け荒廢桑園の改植を勵行し生産能率の昂上に努め、斯業改良進歩の上に多大の効果を收め、漸く本郡蠶業の面目を一新し農家の副業として欠くべからざる産業たらしむるに至れり、今最近八年の統計を示せば左表の如し

年 度	桑園反別	掃 立	收 蠶	全七收入金額	生 製	收 入 金 額
大 正 元 年	四一三	三、九四一	三、四七三	一、一七、四七三	三、七四五	一九五、〇六七
大 正 二 年	三四九	三、六九四	三、四三五	一、二八、七二三	三、四六〇	二一一、一〇八
大 正 三 年	三一〇	三、五〇七	三、〇五〇	一、一五、二〇七	三、六二五	一九四、八三二
大 正 四 年	三二八	三、二四〇	三、一四三	九三、一八六	三、四五八	二二七、〇七四

大正五年	三〇六	三、六八〇	三、九五八	一六九、五一八	三、四八五	二七四、〇〇一
大正六年	三〇六	三、七八七	四、〇九一	二三八、二九三	四、四七〇	三九八、八九五
大正七年	三〇九	三、八二四	三、九六〇	二七六、九二二	四、九一七	四八七、四一四
大正八年	三三五	三、七四九	四、一三〇	四〇三、九七六	五、〇二二	四五二、〇八〇

桑園 往時は山野に自生せる山桑を利用して其飼育をなしたるも養蠶業の發達に伴ひ漸次畑地に桑を栽植するに至りたるものにして明治三十四年の調査に依れば其反別五百六十二町五反歩にして内見積反別九十一町五反を算す、然るに其後年とともに漸次減少せるに至りたるを以て大正四年郡は蠶業經營上桑樹品種改良の必要を認め晩生を廢し早生、中生兩種の増殖を企圖し、各所に模範桑園を設置し或は桑苗圃を設け桑苗接木の指導をなし大正八年度より荒廢桑園改植者に對し獎勵金を交付する等専ら種類の改良に努めたる結果改良種の栽植をなすもの頗る多く本年の如きは甘樂、栗本、甲撰、改良十文字、清十郎等の植付約十萬本余に達し、漸く桑園改良の實を擧ぐるに至れり、大正八年度の桑園反別は三百三十五町四反にして、仕立方は概ね根刈法にて春秋蠶兼用桑園にして、夏秋蠶専用として設くるもの極めて少なし

山桑の利用、本郡は到る處山林、原野に富み野生桑亦能く繁茂せり、然るに此等の利用全からざるは遺憾なるを以て親しく調査研究を行ひ、稚蠶用に之れが利用方法を獎勵したるに、當業者の覺醒する處となり、斯業經營上一段の進歩を認め、桑園改良と相須つて本郡蠶業の改良發達上多大の効果を收めたり、故に郡は今後一層之れが利用と整理とに力を注がんと欲す

尙共同飼育の獎勵、經費及勞力の節約、品質の改良統一を計り、農蠶兩業の衝突を避け且、技術を向

上せんが爲め、郡は養蠶組合獎勵規程に依り獎勵金を交付し獎勵に努めたるの結果、根形村岩井組合小櫃村長谷川組合、臺組合、東西組合、富崎組合、寺澤組合、箕輪組合、久留里町向富組合、大谷組合、小糸村西部組合、益富組合、三島村三島組合、貞元村中富組合等六ヶ町村十三組合の多きに達せり、而して大正九年度に於ける一枚當りに付比較するに

共同飼育平均成績	春	一、五一四八	全上價格	九〇、八四二
	秋	一、三五六一		四二、〇六三
本郡平均成績	春	一、一五八四		六五、四六五
	秋	一、〇五八七		三二、七六三
金額増	春	三五六四		二五、三七七
	秋	二九七四		九、三〇〇

前表の如く收購高春蠶に於て三斗五升六合四勺(一割三分二厘)秋蠶は二斗九升七合四勺(一割一分八厘)収入金高に於て春蠶は二十五圓三十七錢七厘(一割四分)秋蠶に於て九圓三十錢(一割二分八厘)の増收を得たり、今郡下養蠶者總てが教師指導の下に經營せる共同飼育と同一の成績を擧ぐるに至らば大正九年に於て一千六十石余、其價格五萬五百余圓の増收を見るを以て一層斯業の啓發に努めつゝあり

蠶種 郡内掃立の蠶種は從來他府縣より移入するもの最も多く其供給區々にして品種雜駁なるが故に養蠶製絲上に及ぼす不利益少からず、依つて郡は蠶種改良統一普及を期するを刻下の急務なりとし、

特に外國系交雜種の在來種に比し優良なる點多きを認めしかば、大正三年春期より當業者に試験飼育をなさしめ同時に講習、講話會を開設し此種の飼育普及を圖れり、其結果長足の進歩をなし大正九年收購は春蠶に於て六割余秋蠶に至りては八割を占め、交雜種の飼育盛なるに至り、種類改良上一般の進歩を認めたり、而して現在最も多く飼育せらるゝ交雜種は春蠶に在りては國蠶歐七國蠶支七及其の反對、國蠶日一、國蠶支四及其の反對、秋蠶に在りては日支一代若しくは三元雜種の白繭種を占め、在來種は中巢、青熟、日本錦、白龍等なり

蠶種製造 蠶種製造業は慶應年間外國輸出盛なるに當り、各地に行はれたるが如しと雖も輸出の減退するに及び殆ど絶滅に歸せり

然るに明治二十一年總蠶社に於て蠶種製造法を教授せられ以來漸次製造者の數を増加し、大正九年に至りては南總蠶種株式會社（長谷川庄太郎、重田早苗、相川定吉、木村幸吉、椎津定治、鳥海榮二郎、大隅精太郎、緒形萬之助、月崎久次郎、朝生金之助）木村えい、栗原忠松、今關宗次郎にして春蠶種千七十七枚、秋蠶種二千五百二十一枚を製造せり

養蠶組合 明治四十二年大日本蠶絲會千葉支會君津郡委員部の設置以來、組合組織勵行し次て大正五年郡告示を以て組合設置規程を設け、認可を與へたるもの現在二町九村二十六組合を計するに至り、組合員數五百二十四人に達せり

而して是等の組合に於ける共同事業の主なるものは蠶種及蠶具、肥料桑苗消毒藥品の共同購入、稚蠶共同飼育、共同催青、養蠶教師の備聘、繭共同販賣、共同桑園の設置、勤儉貯蓄等にして斯業改良發

展上直接又は間接に及ぼす利益頗る多く、殊に養蠶教師の備聘及繭共同販賣等に於て然りとす、大正六年三月是等の組合は一團となり、郡聯合會を組織し専ら組合統一に努め聯合會の事業として模範桑園の設置、接木の講習、蠶種の購入、繭販賣の斡旋、屑繭整理講習會を開設し、其他郡蠶業獎勵の趣旨に基き斯業の改善を企圖しつゝあり

製絲 本郡の製絲業は各地に勃興したりしも經濟界の變動と工場組織並經營其宜しきを得ざる等の關係より、相踵いで廢業したるもの多かりしが、獨り小櫃村に在りては明治二十二年頃より斯業を經營する者ありしを以て、明治三十三年に至り共同揚返場を創立し以來漸次發達し、明治三十八年南總株式會社を併置し五工場を有し生絲產出額二千六百貫、此價格十八万千余圓に上る盛況に至れり、明治四十五年四月組織を變更し營業上の弊害を矯正し、成品の統一向上を計る目的を以て、南總信用購買販賣生産組合（現在鈴木、鳥海、安藤、大隅の分工場）に改め小櫃村岩出に事務所を設け、各所に工場を置き爾來經營に努めたるの結果、大正八年度の統計に據るに原料繭總額は五千七百余石、即ち郡内生繭にては五割余の不足を生ずるの狀況なり、釜數は二百八十七釜にして生絲五千余貫、此價格四十五万千余圓に劇増せり、生絲生産額の増加は製絲技術の進歩と原料繭の改良とに依るべく、養蠶製絲を合体し損益均分の法を計り蠶絲業經營の基礎に力を注ぎつゝあり

第六節 畜産業

一、畜牛

本郡に於ける洋牛の輸入は明治十四年四月駒山村白井助右衛門、島野貞助等發起となり、官林百五十
二町歩、民有二十七町歩を借受け株式を以て駒山畜産株式會社を創立し駒山牧場を開設し宮内省より
短角種牡牛一頭を輸入し牧場に放ち改良蕃殖を圖るも其成績甚だ良好ならず、終に明治三十三年七月
解散するの止むなきに至れり、降て明治二十二年望陀奈良輪村久城籍五郎氏は本邦在來種牛の遠く
洋牛の体格偉大にして發育佳良なるに及ばざるを慨し奮然米國種ホルスタイン種牝牡二頭を神奈川縣
横濱市居留地第八十八番館より購入し牧場を開設し純粹種の蕃殖を圖ると共に自他の改良蕃殖に供用
し銳意之れが發展を計り其効果見るべきものあるに至れり、越へて明治三十九年六月豊岡村相澤房治
郎發起となり、豊岡村産牛組合を組織し共育社を設置し下總御料牧場よりホルスタイン種牡牛一頭を
購入すると同時に横濱在住の外人より米國系ホルスタイン種牝牛二頭を購入し銳意改良蕃殖に供用し
次で明治四十二年九月佐貫町西澤吉郎和蘭國よりホルスタイン種牡牛一頭及同種牝牛二頭の直輸入を
なし自他の改良に供用し銳意畜牛の改良發展に全力を注ぎ其の結果兩村の畜牛は其面目を一新し郡内
産牛地として首位を占むるに至れり、然れども一面民間に於ては其間種々なる種類を移入し或時はエ
ーアシャ種、或時は短角種シンメンタール等を移入し蕃殖用に供用したるも畜産思想の乏しき畜養者
は之れ等牛種の異なるものを甲交乙配し而も其生産兒の外貌は一種奇なる觀を呈し寧ろ滑稽の觀無く
んばあらざりき、一例せば顔はホルスタイン種、角はエーシヤンヤ種、毛色は短角種と云ふ三血混合
雜種にして又何種類に屬するや殆ど判断に苦しむの奇種を生産し恰も五里霧中にして産牛改良上一定
の方針なき爲め幾年經過するも改良進歩の實績を擧ぐることは有識者大に之を憂ひ、明治三十

二年君津郡畜牛協會を設立し爾來數年間種牝牛の購入、或は品評會の開設、牧草の改良等斯業の發達
獎勵に努めたるも會員僅かに百十四名、從て規模の小なる爲め事業も意の如く進まず、然るに世の進
運に伴ひ畜産製品の需用俄かに増加し畜産の改良蕃殖は國家的事業として經營せらるゝものあるに至
りしかば、本郡に於ても獨り之が指導督勵を有志團體、即ち一小畜牛協會に委するが如きは時勢に伴
ふ所以にあらざるを覺知し、明治三十八年一月地方有志相謀り、畜牛馬組合法に依り君津郡産牛組合
の設立の認可を申請し、同年二月二十七日付設立認可を得たり、同年六月創立總會を開き組法定款の
議定並に役員選舉を行ひ、同年十一月十六日組合設置認可を得て事業に着手し、明治四十一年四月米
國及び下總御料牧場、北海道札幌農學校、東京及京都方面より純粹種牝牛五頭を購入し同時に亦本縣
よりホルスタイン種一頭、エーアシャ種一頭を借受け要所地に配置繋養して汎く民間の種付を實施す
る事となれり

明治四十二年郡費の補助金を得て技術員を置き、外にありては専ら畜産の講話、講習、畜牛の鑑定、病
傷牛診斷治療、内にありては家畜市場の監督並に衛生事務、泌乳獎勵、畜牛比較會及共進會の審査等
専ら畜産の改善蕃殖に従事したるも基礎確實ならず、從て事業も意の如く成らず、當局者之を憂ひ起
業財源を求むる爲め大正元年十二月湊町に家畜市場を設置し從來牛馬商の間に行はるゝ弊害を矯正し
改良發展の一端に供し其の利得を事業費に充當す、大正五年七月畜産組合法に依り君津郡畜牛畜産組
合と改稱し、大正九年八月木更津屠場を買収し之を經營し益々斯業の改良發展に力を竭せり、抑も本
事業は極めて困難なるものにして其間幾多の波瀾辛酸を嘗めしが當局の奮勵と有志の熱心に依り年

々歳々良好の域に進み今や基礎確實なる一団体たるに至れり、現に組合事業として經營しつゝある事業は種付所の開設、家畜市場の經營、畜牛共進會及比較會、畜産の講習及講話、泌乳量質の獎勵、埋草獎勵、牧草の改善、健康検査、患畜の診断治療、種牡牛増殖、屠場の經營等殊に年々優良種牡牛の移入に力を盡し銳意改良と増殖に力を注ぎたるの結果著しく回数を進め其体形、能力共に純粹種に近き程度に進みたるもの多きを加へ現にホルスタイン種九割を占め、其の頭數六千余頭に達し一ヶ年生産仔犢は四百頭乃至五百頭にして如何に本郡が此の種の蕃殖に努めつゝあるかを知らるべし

今や本郡ホルスタイン種の聲價大に昂り神奈川、静岡、高知、大阪等各府縣に供給し大に世人の歡迎を受くるに至りたるは洵に喜ぶべき現象なりとす、從來本郡の乳牛は分娩期に近くとき又は分娩後東京、横濱等の牛乳搾取所に貸付け乳代を收得せしもの多かりしが往々結核病に罹るもの、乳代の仕拂全からざる等の状態より自ら民間に泌乳能力發達し精煉加工場の必要を認め之が設置を督勵し終に駒山村、豊岡村、湊町、環村、青堀村の五ヶ所に製酪所を設立し當業者の生乳を蒐集し精煉加工するに至りしかば貸付乳牛著しく頭數を減じ、而して此乳製品の原料は搾乳夫又は自家搾乳者の手に依りて盛に供給せられ其産額一日十五石以上に達する盛況を見るに至る、顧ふに將來優良なる種牡牛を輸入し改良進展を計るに於ては益々其能力向上し其産額を増進せしむるに至るべし、而して本郡に於ける畜牛飼養法の大要は役用兼蕃殖用のものは夏期概ね青草を用ひ之れに其他の雜穀少許を混加し冬期は切藁又は乾草に蔬菜類を混加して給與し、役用として重荷或は車を輓かしむるの類は至て尠く只單に夏期、秋期農耕の期に於て耕鋤の用に服せしむるに過ぎず、此際は煮麥及穀類の少許を混加して給與

す、此の如く其飼養法は粗なるも其体軀の著しく疲削したるもの少なきは氣候比較的溫暖にして青草繁茂する時期比較的永く且つ米糠、麥糠等生産多くして他府縣に比し比較的低廉にして畜牛飼養に便なるが爲めなり、而して蕃殖用又は蕃殖用兼役用にして乳製品の原料を販賣するものは前述飼料の外に産乳一升到付穀一升の比例に混加給與せりと雖も貴種を飼養する愛畜家にありては大豆粕、大麥、亞麻仁粕等を小麥穀と共に給與し、尙ほ冬期青草乏しき場合は大根、蕪、人參等を栽培し植物性の水に富める飼料を給與し、畜牛の保全と生産能率の向上を計れり、翻て年々生産する犢牛を算するに一ヶ年五百頭内外に過ぎず、乳製品の製造所の設備なき町村に於ては前述の如く京濱地方の搾乳家に貸付し泌乳量の少なき乳牛は仔犢に哺乳せしめ離乳期に於て之を賣却し精煉加工場の設備ある町村に於ては牡犢にして將來見込なきものは大抵一週間前後に於て之を賣却し牡犢にありては半搾りと稱して一日中晝間は自由に哺乳せしめ夜間は其哺乳を禁じ、朝一回の乳汁を搾取し、乳製品の原料として販賣し最近に至り酪農場附近に於ては何れも脱脂乳飼育法に依るが故に一日二回搾乳するを以て乳量は漸次増加するの現況にして泌乳量質獎勵法を設け泌乳量質の検査成績に依れば一日間二斗二升四合の能率を呈するものあるに至りたるは洵に喜ぶべき現象なりとす

左に畜牛より生ずる一ヶ年の所得を積算すれば左の如し

一、斃牛に比し出産牛の超過

五百拾六頭

此見積金高貳萬五千八百圓

一頭五十圓

一、乳製品原料

五千百拾石

此見積金六千六百四拾三圓

一升平均十三錢

一、屠殺牛

百五十頭

此見積金壹萬貳千圓

一頭平均八拾圓

一、貸付牛

五十三頭

此見積金貳千百貳拾圓

一頭平均四十圓

一、輸入牛に比し輸出の超過

千百七十五頭

此見積金拾四萬壹千圓

一頭平均百貳拾圓

一、種牡牛

拾六頭

此見積種付料金四千圓

一、厩肥

總計金拾九萬壹千五百六拾參圓

右は畜牛より生ずる本郡内一ヶ年の収益なるが其の費す所食料は肥料及勞役賃と相殺するに於て殆ど純益と見做すも可なるべし又牛酪製造にありても

大正七年以來酪農業勃興し當初は製造高極めて少額なりしが、漸次乳用牛の改良獎勵の結果原料益々多きを加へ一面販路の確實となりたるが爲め此業を營むもの續出し遂に五ヶ所酪農場の設置を見るに至れり、其産額左の如し

年 度	牛 數 量	酪 價 格
大 正 六 年	四千百四拾斤	四千七百六拾壹圓
大 正 七 年	五千三百五拾斤	六千四百貳拾圓
大 正 八 年	六千六百七拾參斤	八千六百七拾四圓
大 正 九 年	六千八百四拾五斤	八千貳百拾四圓

二、馬

本郡馬匹需用者は遠く東北方面に生産したる幼馬を移入し育成の上農耕用に使役せりと雖も郡内馬匹總數は常に四千頭内外を示し内三百頭乃至四百頭は牝馬にして蕃殖用資格あるものあるを以て明治四十五年以來種付を獎勵したる結果年々四頭乃至七頭の生産を見るに至れり、將來種牡馬を移入し當業者の利便を計るに於ては生産額を向上せしむることを得べきなり

三、養豚事業

本郡に於ける養豚に就ては記録なきを以て其沿革を知るに由なきも明治四年頃豚の飼養者は縣の許可を得て飼養したる記録は存せるを以て其の以前本郡に移入せるは事實なり、而して我養豚業者は豚に對する飼料は醬油粕を以て唯一の飼料となし從て醬油醸造業のある地方に最も多く飼養せられ而も其種類は頗る雜駁にして加ふるに晩熟にして滿一ヶ年間飼養するも漸く二十貫前後に過ぎざる劣等種にして生産率少なきのみならず、飼料の不經濟なるを以て明治四十五年以來農商務省本縣種畜場末廣農園及小農園より直輸入の血統より生産したる種畜を移入し種類の改善を計ると共に一面農商務省技師

及本縣技師を聘し屢々講演會を開催したるの結果漸く種類の改良に伴ひ飼育管理の改善をなし其生産能率の向上を來たせり、大正五年以來生産したる統計左の如し

年 度	生産頭數	價 格
大 正 五 年	二千二十九頭	六千七百七拾圓
大 正 六 年	二千八十七頭	八千三百八拾八圓
大 正 七 年	二千三百七十三頭	壹萬五千四百四圓
大 正 八 年	二千八百六十五頭	貳萬七千四拾四圓
大 正 九 年	二千九百七十六頭	壹萬九千七圓

四、養 鶏

本郡の養鶏に關しては記録なきを以て其の沿革を記載すること能はざるも明治廿七年富津町森善右衛門卵用の目的を以て横濱在住の米人より白色レグホン種を購入し改良蕃殖を計れり、次で各種禽家に於て褐色レグホン種、黄斑フリモウスロツク、ミノルカ種を移入し改良を計れりと雖も一小區域に過ぎざるを以て明治四十五年以來畜産試験場及本縣種畜場より種禽、種卵を移入し農學校に於て之を飼養し生産種卵を生徒の家庭及其の附近町村希望者に之を配布し普及發達を計ると共に一面町村部落に組合設置を勸奨し優良種禽を移入せしむると同時に時々本縣技術官を聘し講習、講習會を開催し改良蕃殖を勸奨したるの結果白色レグホン種七分余を占め、其の他は各種雜禽なり、大正五年以降飼養戸數羽數及産卵個數の成績は左表の通り盛況を呈せり

年 次	飼養戸數	羽 數	産 卵 個 數	金 額
大 正 五 年	一六、七三五	二六六、九八七	一五、四一三、三二〇	貳拾九萬參千六百貳圓
大 正 六 年	一七、四五二	三一八、六八三	二〇、〇一一、八五五	四拾萬九千貳百五十八圓
大 正 七 年	一六、四七五	二五五、三五四	一七、九二四、三九二	五十萬千八百八拾六圓
大 正 八 年	一五、七二五	二四六、四七四	一六、六六一、八八五	六拾五萬貳千貳百九圓
大 正 九 年	一六、三二五	二二九、四二三	一六、一五五、九九五	八拾四萬八千九百五拾八圓
大 正 十 年	一七、一九三	二六二、〇六八	一六、七八八、九〇五	八拾四萬四千〇四圓

因に將來年々血統優良の種禽を移入し同族交配を避けると共に飼養管理を改善するに於ては年々産額を増進するに至るべし

君津郡畜牛畜産組合

組合の沿革

明治三十二年君津郡畜牛協會を設立、明治三十八年同會の組織を改め規則を更正し、同三十八年一月君津郡産牛組合設立認可を申請し、三十八年二月二十七日設立認可を得、同年六月創立總會を開き組合定款を議定並に役員選舉を行ひ、同年十一月十六日君津郡産牛組合設置認可を得たり、大正四年一月十三日畜産組合法發布せらるゝや同五年六月十八日組合總會の決議を以て定款變更の件申請、同年七月三十一日認可せらる

組合事業

一、種牡牛購入

畜牛改良の唯一手段は種牡牛の改善にあるを以て年々組合に於て種牡牛を購入すると共に農商務省及

本縣より優良種牝牛の貸付を受け尙ほ町村支部に於て優良種牝牛を購入するものに對しては補助金を交付し優良種の移入を奨励したり、大正九年度に於ては二頭の種牝候補牛を購入し縣種畜場に委託育成し駒山村及三島村に配付したり

二、講習及講話

畜産思想の普及を計り經濟的に畜牛を飼養し善良なる乳肉の供給を計ると共に一面生産者の利益増進の途を開く爲め主務省及地方廳技師、其他地方當業者にして多年經驗あるものを聘して要所に講習及講話會を開催せり

三、畜牛共進會及比較會

町村に於て生産したる畜牛を一場に陳列し彼我の優劣を比較論評するは畜牛改良上最も有益なるを以て郡一圓の畜牛共進會を開くこと七回に及び、町村の比較會に對しては毎年豫算の範圍内に於て奨励金を交付し改良發展の一端に供したり

四、泌乳量奨励

産乳能率の増進を計ると共に優良品質を需用者に供給せんが爲め泌乳検査を行ひ、證明書を交付し一晝夜一斗以上の産乳力のあるものに對しては銀牌を、一斗五升以上のものには金牌を授與し之れが奨励に力めたるの結果豊岡村原いくの所有に係る乳牛は一晝夜に貳斗貳升四合二勺の能率を現せり

五、牧草奨励

經濟的畜牛の飼養は専ら牧草の力に須つ事多し、本組合は八重原村種付所敷地内に二反五畝歩余に牧

草の試作をなしルーウザン及オーチャドクニスの如きは本郡の氣候風土に適するを認めたるを以て種子を購入し主なる畜産家に之を配布し栽植せしめ穀類飼料の給與を減少せしめ、飼料の經濟を計れり

六、埋草の奨励

埋草場を設備し夏期青草を埋藏し冬期の飼料經濟を計るものに對しては毎年豫算の範圍内に於て設備費の幾分を補助し設備を勸奨せり

七、家畜市場

賣買兩者の便宜を計り確實の取引を行はしめ他府縣の顧客を導き畜牛の價格を維持せしむことに努む

八、屠場

大正九年九月より屠場を經營し當業者の生産したるものを屠殺し、精肉の上販賣し生産者の利益増進の途を開けり

九、生産物の販賣

畜牛の改良に伴ひ生産物即ち牛乳生産力の向上を來たせるを以て之れが處分に關しては組合當局者に於ても多年幾多の苦心を重ね又町村有志者の深き同情に依り郡内に五ヶ所の酪農場の設立を見るに至り、而して生産牛乳の大部分は當該酪農場に供給し生産者の利益増進の途を開くを得たるは斯界發展の一步なりとす

第七節 農會

本郡農會設立の淵源は實に明治二十七年八月各地方長官に賜りたる御詔勅に感奮し當時の郡長永井謙藏氏發起となり、各町村長と相謀り郡内有志者に勧誘して之が組織の計劃を建て二十九年縣令に依る農會規則に依り訓令を發し町村農會規則例を示して町村農會の設立を獎勵し郡農會亦町村農會を以て組織するを要するに至るや三十年七月三日木更津町小學校内に第三回總集會を開き農會規則の改正を圖る、此日本縣知事柏田盛文、農商務省蠶業講習所長練木喜三、全農事試驗場技師森要太郎、農科大學教授松崎藏之助、千葉縣屬早川重三、全國農事會中央本部員樋田魯一、本縣簡易農學校校長眞山惣三郎、本縣農會幹事鈴木儀左衛門、全筒井辨治等の諸氏臨席して永井會長議長となり、會則の變更を行ひ各町村を勧誘して農會の設立を促し三十二年農會令の發布となり、三十八年農會令の改正により郡農會は四十四年二月再び規則を改め以て今日に至る

本郡の蠶業殊に農業、蠶業及畜産業等の今日の進歩發達を見るに至れるは當局の政策其の宜しきを得たるによると雖も又郡農會の斯業改良に關する指示方針其の當を得、直接當業者を指導して其の智識の啓發に努めたる結果によること又甚だ大なるものあり

郡農會創立以來會長氏名左の如し

- 永井謙藏 自明治廿三年十月四日 至全 卅年十二月十三日
- 行方幹 自明治卅年十二月十三日 至全 卅一年五月十六日
- 土屋州平 自明治卅二年四月八日 至全 卅二年四月八日
- 中野協藏 自明治卅五年六月一日 至全 卅五年六月一日

- 大野道一 自明治卅五年六月一日 至全 卅九年五月廿二日
- 石原留吉 自明治卅九年五月廿二日 至全 四十二年三月廿日
- 岡巖 自明治四十一年五月廿九日 至大正二年三月十二日
- 藤川佑 自大正二年三月十二日 至全 六年三月廿八日
- 小川正作 自大正六年三月廿八日 至全 六年十一月六日
- 山口利文 自大正六年十一月六日 至全 九年十二月十四日
- 竹内錠之助 自大正九年十二月十四日 至全 九年十二月十四日

郡農會經費累年比較

年次	事務所費	會議費	事業費	負擔費	補助費	豫備費	其他	臨時與給金	營繕費
明治四十年	八五、〇三八	二、一〇〇	七五七、二八〇	二〇〇,〇〇〇	—	—	三五、〇〇〇	—	—
明治四十一年	八四、〇〇〇	三、三〇〇	七七八、〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	—	—	四一〇,〇〇〇	—	—
明治四十二年	四、一五〇,〇〇〇	六、二〇〇	七八、〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—
明治四十三年	二、九六、〇〇〇	三、二〇〇	七八、〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—
明治四十四年	一、九三、〇〇〇	四、〇〇〇	七八〇,〇〇〇	三三、〇〇〇	—	—	—	—	—
明治四十五年	四三、〇〇〇	四八、〇〇〇	一、九七〇,〇〇〇	三三、〇〇〇	二五、〇〇〇	—	—	—	—
大正元年	三九、〇〇〇	一三三、〇〇〇	一、九三三、〇〇〇	二四〇,〇〇〇	—	—	—	—	—
大正二年	三九、〇〇〇	一三三、〇〇〇	一、九三三、〇〇〇	二四〇,〇〇〇	—	—	—	—	—
大正三年	四一、〇〇〇	一三三、〇〇〇	二、〇〇八、〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—
大正四年	三八、〇〇〇	七〇,〇〇〇	一、八四〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	—	—	—	—	—
大正五年	三八、〇〇〇	七〇,〇〇〇	三、〇三六、〇〇〇	二七四,〇〇〇	—	—	—	—	—

大正六年	三八一,000	100,000	三,一五七,000	三,四四〇,000	—	—	—	—	—
大正七年	三八一,000	七〇,000	三,三〇八,000	三,四四〇,000	—	—	—	—	—
大正八年	一,110,000	100,000	五,〇〇〇,000	一,六六六,000	—	—	—	—	—
大正九年	一,〇七〇,000	100,000	五,六三八,000	一,六六六,000	—	—	—	—	—
大正十年	一,六〇〇,000	130,000	七,六六六,000	一,六六六,000	—	—	—	—	—

會 則

第一章 總 則

第一條 本會ハ千葉縣君津郡農會ト稱ス

第二條 本會ハ左記ノ町村農會ヲ以テ之ヲ組織ス

木更津町農會	眞舟村農會	清川村農會	巖根村農會	金田村農會
神納村農會	橋葉村農會	長浦村農會	中郷村農會	根形村農會
平岡村農會	馬來田村農會	小櫃村農會	久留里町農會	松丘村農會
龜山村農會	富岡村農會	波岡村農會	鎌足村農會	周西村農會
八重原村農會	小糸村農會	中村農會	三島村農會	秋元村農會
貞元村農會	周南村農會	青堀村農會	飯野村農會	吉野村農會
富津町農會	佐貫町農會	大貫村農會	環村農會	湊町農會
中川村農會	關粵岡組合村農會	駒山村農會	天神山村農會	竹岡村農會
金谷村農會				

第三條 本會ハ農事ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トシ左ノ事業ヲ行フ

一、農事ニ關スル物品陳列場ヲ設ケルコト

二、農事ノ講習試驗及調査、統計報告等ニ關スルコト

三、農事ニ關スル講話會、品評會、共進會、展覽會、競技會及種苗交換等ノ開設ニ關スルコト

四、耕耘培養其他農事上技藝ノ練習發達ニ關スルコト

五、動植物ノ病虫害驅除豫防ニ關スルコト

六、耕地整理灌溉、排水、水田二毛作、其他土地改良ニ關スルコト

七、重要作物、果樹蔬菜、家畜、家禽、蠶種、牧草、桑樹等良種ノ普及ニ關スルコト

八、米麥種子ノ鹽水撰、短冊苗代、共同苗代、稻苗正條植、麥奴豫防等ノ完成ニ關スルコト

九、蠶茶、畜産、園藝、林業、其他、農家副業ノ改良發達ニ關スルコト

一〇、牛馬耕其他良種農具ヲ普及スルコト

一一、堆肥、綠肥ノ改良普及其他肥料ノ供給ニ關スルコト

一二、種苗肥料農具、其他必要品共同購入ノ斡旋又ハ農産物共同販賣ノ斡旋ニ關スルコト

一三、米麥其他農産物ノ撰種、乾燥調製及荷造、俵裝改良ニ關スルコト

一四、農事上功勞アルモノ又ハ勵精ナルモノヲ調査シ之ヲ表彰スルコト

一五、農家風紀ノ改善德義ノ養成及勤儉貯蓄ノ獎勵ニ關スルコト

一六、他ノ農事團體ト氣脉ヲ通シ事業ノ振興ヲ圖ルコト

一七、官廳ノ諮問ニ答ヘ又ハ意見ヲ開陳スルコト

一八、前各項ノ外農事上必要トスル事項

第四條 本會ノ事務所ハ之ヲ君津郡木更津町ニ置ケ

第五條 本會ハ總會ノ決議ヲ以テ名譽會員ヲ推薦スルコトヲ得

第二章 役員及職員

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名 副會長 一名 評議員 五名 幹事 二名

第七條 會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス

副會長ハ會長ノ事務ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス但シ會長副會長共ニ故障アルトキハ幹事其ノ事務ヲ代理ス

評議員ハ會長ノ諮問ニ應ジ又會務執行ノ狀況ヲ監査スルモノトス

幹事ハ會長ノ命ヲ承ケテ會務ヲ掌ル

第八條 會長及副會長議員又ハ名譽會員中ヨリ評議員ハ議員ヨリ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

前項ノ選舉ニ於テハ投票最多數ヲ得タルモノヲ當選者トス得票同數者アル場合ハ更ニ同一得票者ニ就キテ投票ヲ行ヒ尙得票

同數ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ決ス

會長、副會長及評議員ハ正當事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス

第九條 會長、副會長及評議員ハ正當事由アルトキハ四分ノ三以上ノ同意ヲ以テ之ヲ解任スルコトヲ得

第十條 幹事ハ會長之ヲ命ス

第十一條 會長、副會長及評議員ノ任期ハ事業年度ニ從ヒ三ヶ年トス但シ再選ヲ妨ケス

補缺ノ爲メ選舉セラレタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十二條 議員中ヨリ選舉セラレタル役員ハ任期中ト雖モ議員ノ任期滿了ニヨリ其任期滿了トス

第十三條 役員ハ其任期滿了後ト雖モ後任者ノ就職スル迄仍ホ其職務ヲ行フモノトス

第十四條 役員ハ名譽職トス但シ幹事ハ有給職ト爲スコトヲ得

第十五條 本會ニ左ノ職員ヲ置ク

技師 若干名 技手 若干名 書記 若干名

前項ノ外總會ノ決議ヲ經テ臨時ニ必要ナル事務ヲ掌ル

第十六條 技師、技手ハ會長ノ命ヲ承ケ技術ニ關スル事務ヲ掌ル

第十七條 書記ハ會長ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第十八條 職員ハ會長之ヲ任免ス

第三章 議員

第十九條 本會ニ議員及豫備議員各一名ヲ置ク

第二十條 第八條第二項ノ規定ハ議員及豫備議員ノ選舉ニ之ヲ適用ス

第四章 會議

第二十一條 總會ハ通常總會及臨時總會ノ二種トス

通常總會ハ毎年一回二月迄ニ之ヲ開ク

臨時總會ハ會長ニ於テ必要ト認メルトキ又ハ議員三分ノ一以上ノ同意ヲ以テ會議ノ目的及招集ノ理由ヲ示シテ請求シタルト

キ之ヲ開ク

第二十二條 總會ノ招集ハ其時日目的及場所ヲ定メ書面ヲ以テ少クモ三日前ニ之ヲ通知スルモノトス

第二十三條 總會ハ議員半數以上出席スルニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得ス但シ同一事件ニ付開會二回ニ及ビタルトキハ此限りニアラ

ス

第二十四條 總會ノ議案ハ會長之ヲ發ス

第二十五條 總會ノ議長ハ會長之ニ當ル會長事故アルトキハ副會長之ニ代ル但總會ニ於テ必要ト認ムルトキハ出席シタル議員又ハ名

譽會員中ヨリ之ヲ選舉スルヲ得

第二十六條 總會ノ決議ハ出席シタル議員ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第二十七條 名譽會員ハ總會ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得但シ決議權ヲ有セス

第二十八條 總會ノ議事ニ關スル細則ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第廿九條 農會令第十五條ニ依リ意見ヲ徵セントスルトキハ會長ハ意見書ノ事務所ニ到達スヘキ期限ヲ指定スルコトヲ要ス
前項ノ期限迄ニ到達セサル意見書ハ採決ノ數ニ加ヘサルモノトス

第三十條 本會ノ經費ハ町村農會ノ負擔トス

第三十一條 前條ノ經費ハ町村農會ノ區域内ニ於ケル耕地、牧場及原野ノ面積並ニ其地價ヲ標準トシテ之ヲ分賦ノ割合ハ毎年豫算ニ於テ之ヲ定ム

第卅二條 會費ハ毎年二回ニ分チ之ヲ徵收ス

町村農會ニシテ解散スルコトアルモ既ニ徵收シタル會費ハ之ヲ還付セサルモノトス

第卅三條 本會ハ金員又ハ物件ノ補助又ハ寄附ヲ受ケルコトヲ得

前項ノ補助又ハ寄附ヲ受ケタルトキハ其ノ目的ニ從ヒ之ヲ使用ス

第卅四條 本會ハ基本財産ヲ蓄積スルモノトス但シ蓄積ノ方法ハ別ニ之ヲ定ム

特定ノ目的ナキ補助又ハ寄附ヲ受ケタルコトアルトキハ之ヲ基本財産ニ編入スルモノトス

基本財産ハ總會ニ於テ定メタル方法ニ依リ之ヲ維持シ利殖スルモノトス

第卅五條 財産ノ處分ハ總會ノ決議ヲ經テ之ヲ行フ但シ其重大ナラサルモノニ付テハ會長ニ委任スルコトヲ妨ケス

第六章 處務及會計

第卅六條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第卅七條 會長ハ主任ヲ定メテ會務ヲ處理セシムルモノトス

第卅八條 本會ニ左ノ帳簿ヲ備フ

出納簿
財産臺帳

其他必要ト認ムル帳簿

第卅九條 款内ノ經費ノ流用支出ハ會長之ヲ專行スルコトヲ得

第四十條 剰余金ハ翌年度ニ繰越シ收入豫算ニ編入スルモノトス

第四十一條 處務及會計ニ關スル細則ハ會長之ヲ定ム

第七章 會則ノ變更

第四十二條 會則ノ變更ハ總會ニ出席シタル代表者三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス

第八章 解散

第四十三條 解散ノ決議ニハ議員四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス

事業

本會に於ける施設獎勵事業の主なるものを擧ぐれば左の如し

米麥改良獎勵 本縣米麥改良の方針に基き採種田二町二反歩、採種畑一町一反歩を設置し精農者に其の耕作を依託して優良なる米麥種子を撰擇採種し以て當業者に有償又は無償配付し其の生産に係はる種子は其の町村農會をして種子交換を斡旋せしめ以て純系種の普及に勉むること前述の如し
米麥作共進會 大正八年度より米麥作競技會なるものを開催し續て九年度より縣農會系統的共進會に屬し其の優良なるものを表彰すると共に最高收穫者の栽培狀況を報告し以て斯業の發達に資するもの多し

堆肥製造並紫雲英栽培の獎勵 自給肥料獎勵の目的を以て之れが製造並に栽培を獎勵し且つ系統的に競技會を開催して斯業の獎勵に努む

牛馬耕獎勵 牛馬耕は勞力の節約を計る上に於て最も必要なることを以て年々之が獎勵に勉めたる結果漸次普及しつゝありと雖も尙擴張の餘地少なからざるを以て牛馬耕競技會を開催し之が改良普及を圖りつゝあり

米麥增收試作 米麥耕種法の改良普及を圖る目的を以て本縣米麥增收規程に基き郡内十ヶ所に增收試作地を設置し斯業の發達に資す

農事小組合の獎勵 地方農事の發達は部落に於ける營業者の自覺奮起に俟たざるべからず、依て各町村農會の下に農事小組合(即ち部落農會)の設置を獎勵し以て直接農事實行機關として活動を促し且つ其の事績の優良と認むるものに對し獎勵金を交付し其の發達を助長す

共同販賣獎勵 農家の經濟並に其の生活を助長せしむる目的を以て東部縣農會聯合、東京及橫濱販賣斡旋所と連絡し農産物の共同販賣事業を獎勵す最近蠶豆、梅、桃、柑橘、柿等は之が爲めに販路擴張し其の受くる利益は蓋し尠少にあらず

土性調査 土性の良否如何は直接作物の生育に關係を及ぼすものなるを以て作物栽培上支障ある土地に對しては之が調査をなこして其の改善を圖るものとす

種苗改良獎勵 優良作物の新品種にして之が栽培普及を要するものを購入し營業者に無償配付をなす從來配付せらるものは大根及漬菜の二品種とす

豚、家禽の獎勵 豚及家禽は一般農家の飼養に適し且つ其の利益尠なからざるを以て之等の原種を購入し依託飼育をなさしめ以て優良品種の普及を圖れり

農事視察 町村農會の活動を促し農事の改良進歩を計る方法として各町村一名乃至二名の割合にて視察團を編成し以て斯業の發達を圖りつゝあり

農事講習並に講話會開催 農閑の時期を利用し農事に關する講習、講話會を開催し斯業の指導啓發に努む

以上は本會に於て相當經費を支出して施設經營しつゝある事業にして尙技術員の指導誘掖に依り成績を挙げむとする事項左の如し

二毛作の普及獎勵

米麥種子の鹽水選並麥奴豫防の指導獎勵

農作物並に穀倉庫の病蟲害の驅除豫防指導獎勵

養蠶飼育の指導獎勵

農家副業の選擇獎勵

種苗肥料農具等の共同購入斡旋

耕地整理の管理並開墾土地利用の指導獎勵

各種競技會並品評會の開催

水田の灌排水並稻架乾燥の普及獎勵

農家經濟の改善

農談所の新設 本會農談所は從來郡役所内の一部に設けつゝありしも種々不便の點尠なからざるを以

て大正八年度より之が新設を計劃し有志の寄附を募集し用材は帝國大學農科、大學清澄演習林より拂下け建坪三十六坪の二階建となし、大正九年六月二十日より工事を始め八月五日棟上式を舉行し十一月六日全く工事を竣る此の經費豫算一萬二千餘圓にして郡民の決意尊農心の發露は凝て郡役所構内の一角に巍然たるを見るに至れるは慶賀すべき事なりと同時に郡農會の事業や益多忙なりと謂ふべし

第三章 林業

森林 本郡は清澄山、鋸山等の大山脈を界して安房郡に接し加ふるに縣下の名山鹿野山の中央に蟠居せるあり、模範林とも目すべき御料林及び千葉縣基本財産林のあるあり、更に奥山國有林の如き代表的森林を有する等實に本縣下屈指の森林地と謂ふべし、其總面積は二萬八千八十餘町歩にして到る處櫛、椎、檜の如き潤葉樹、松、杉の如き針葉樹及び各種竹類の繁殖旺盛を極むるを見る、近年交通の便開けたると木材の價格の騰貴等により従來の林地は大半伐採せられ又昔時の状態を止めざるに至れり、然れども林業に對する知識一般に普及向上し従來の自然林は或は補殖改良を加へられ或は新規造林せらるゝ等大に面目を新にするに至れり

第一節 御料林

本郡内湊町鬼泪山及び小糸村法木、小櫃村戸崎の三區に分れ總面積七百七十九町二段歩に達す、明治十七年伏見宮の經營に創まり主として松、杉、櫟等を植栽したり、大正三年帝室御料地に編入せらる

第一節 國有林

本郡内に散在する國有林は概舊藩時代に於ける佐貫藩、久留里藩の兩藩の所領なりしが藩籍奉還により國有に歸したるものなり、五町十數箇村に亘り總面積四千四百四十一町六段歩にして内保安林五十

一町一段餘歩、部分林千二百四十四町一段餘歩、委託林十一町二段餘歩、其他三千二百二十五町餘歩なり、大部分は久留里小林區署の管理に屬し所定の方法により植栽保護せらるゝものなり、今其植栽に關する施業の概要を左に略記すべし

行政上に於て一國を縣郡市町村等に區劃すると同じく、森林に於ても施業の便宜上事業區、林班、小班の名稱により區劃す、而して君津郡内の國有林は久留里事業區の大部にして之れを五十五林班に區分し各一林班、二林班の名稱を付し林班内更に數箇乃至數十箇の小班に分ち各いろはの順序により名稱を付せり

而して當事業區の森林は從來は殆ど天然林にして昔時より製炭の業盛なりしがため濶葉樹のみ常に伐採せられたるが故に上木として樅、梅、松等の巨樹點存し下木として檜、檜、其他雜木の所謂中林状態をなせる所大部分なり、之れ等は施業按に基き順次伐採利用し跡地を造林するものにして樹種は主に杉扁柏等なり

斯くて大正九年度までに造林したる面積五百七十町歩、其他從來無立木の地に植栽したる面積二百四十町歩にして總面積八百十町歩に達せり

第三節 民有林

民有林に屬するものは公有林千七百七十五町五段歩、社寺有林七百九十三町六段歩、私有林二萬八百九十二町七段歩にして總面積二萬二千八百六十一町八段歩なり、之れを樹種別にするときは概針葉樹林

七千八百三十九町七段歩、濶葉樹林九千四百七十二町六段歩、針濶混生林五千十一町八段歩、竹林九百七十一町歩、無立木地七百二十三町八段歩とす

而して之れが利用は年々盛大に趣き薪炭製造業者は同業組合を組織して益健實なる生産に勉め樹苗家は相連絡して良種苗の養成に努むる等伐採植栽共に其の缺陷なからんことを期しつゝあり、而して一方に於ては林地開墾によりて耕作地の増加を計る者少からず、年々百町歩内外の開発を見るは邦家のため慶賀すべき現象なりとす

大正九年度に於ける伐採面積は千四十八町二段歩にして之れが利用を記すれば左の如し

用材	六萬三千三百四石	價格	六十六萬六千三百四十四圓
薪材	三萬二千八百五十一棚	價格	四十二萬七千四十三圓
炭	九十三萬六千二百三十二貫	價格	三十一萬一千七百七十五圓
竹	七萬七百一束	價格	六萬二千二百六十九圓

以上伐採地の内開墾地となしたるもの七十九町九段歩、植栽したるもの三百十九町歩なりとす、之れ現下の大勢なりと雖も尙仔細に觀察するときは或は樹種の改良に、或は植栽管理に乃至は林地開發に留意せざるべからざるもの尠からず、林地經營家の前途亦多望なりと云ふべし

第四章 水産

第一節 概説

君津郡は往古馬來田、須惠に國造のありし所然して波岡村葭ヶ作、清川村祇園及永井作には貝塚の遺跡あり、即ち此沿岸に住せし先史時代の民族も亦魚貝を利用せしを知るべきなり
現今の君津郡は元望陀、周准、天羽の三郡に分れたるも明治二十九年一郡となれり
徳川幕府以前に於ける漁業の状態を考察するに唯此處に釣を垂れ、彼處に小網を用ひて漁獲を爲すに止まり、漁業と目すべき程度の者なきもの、如し、然るに江戸の發展に伴ひ關西人の房總に於ける漁業上の遺利多きに注目するに至り此沿岸の漁業も亦之より盛ならんとす
郡の沿岸線は十七里餘に及び概ね淺瀬にして房州に近接せる沿岸は岩礁あり、其鱗介の富藻苔の豊實に天與の好漁場なりとす、故に全沿岸より擧ぐる所の漁利亦多く統計によるも一ヶ年産額約百四十萬圓に達せり
本郡は其位置東京、横濱等に近きを以て概ね鮮魚を輸送するが故に勢ひ製造業の不振を見るも亦止むを得ざる所なり

明治六年從來の海役運上等を改めて新たに漁業税となれり

明治三十四年漁業法發布せられ漁業組合の組織成り漁業の基礎定まれり

近年大漁法衰へ漁法は漸次規模を小にするに至れり、是れ主として鯧漁の減少に基因すと雖も亦實に急激なる漁民の増加に伴ふ自然の趨勢にして免る可らざる現象なりとす
沿岸漁業の益々緻密となり、且つ網目を小にして稚魚を濫獲して顧みず、而して一方蕃殖保護の方法又研究せられず、或は恐る魚介の減少を來たし漁村の衰頹を招かんことを之を要するに威嚇的漁法を避けて藻場等に滯遊する魚族を散亂せしめず、網目の制限を嚴守して稚魚を保護し益々鯛及び牡蠣等の養殖を圖るは其減少を防ぐのみならず、實に本郡の漁業をして益々發展せしむべき最良の道にはあらざるか

第二節 漁業の起源及び沿革一斑

鯧網漁 關西より出稼、移住したる漁夫により鯧漁業開け主として八手網を使用したるもの、如し漁獲物は干鯧として其國元へ輸送せりと云ふ、寛永九年六月には幕府より房總合せて千三百四十張の鯧網職へ金十四萬八千兩貸付したること古文書に見ゆ、鯧魚が東海の大産として如何に重要視せられたるかを知るに足れり、當時浦方役人としては本郡には一の富津村に尾張清重なる者の置かれしを見るのみ、享保より以來八手網漸く衰へ寛保以後に至りては關西よりの出稼漁船は其跡を絶つに至れり、而して明和の後は八手網漁は四艘張漁となり、文化文政の頃には主として三艘張、二艘張を用ひて内灣に漁業を營みしと云ふ、其他小晒網なる新漁具あり、初めは富津を境として其以南に行はれしものなるが文化年間富津以北に於て又之を使用せしものありし者の如し、而して鯧漁或は鯨漁等に使用す

る六人網と稱するもの亦此時代に生まれり、文政の末に至りては更に藻打網、即ち今日の揚繰網と稱するもの出で來れり、更に改良揚繰網を見るに至れり

鯛網漁 元和年間紀州須原の人北村角兵衛に依り初めて竹岡村荻生邊に於て鯛桂網漁業を行ひしと云ふ唯桂網使用の原因が往々大名の御用に基きしことありしとは云ひながら他漁に妨害あるものなりとして持浦の外は勿論新規開業なりがたき旨議定せられたり、明和八年木更津に於て鶴繩鯛網なるもの生まれり、然れども是れ鯛桂網の如き他の妨害となるべき大業なるものにあらざりしもの、如し

地曳網漁 傳ふる所に依れば萬治年間幕府旗下の臣小笠原兵庫伊勢の國より地曳網を引取り富津浦に於て之を使用せしめたるに基くと云ふ、而して之を古記録に徴するに寛保の頃は既に其浦受人を特定して之に従事せしめたるもの、如し

小釣漁、繩船漁及小網漁 最も古く行はれたるもの、如し、然れども記録の存するものなければ其起源を知るに由なし、或ひは云ふ元和年中紀州の漁人來りて釣漁をなすと已に繩船漁は寛永正保の頃に生まれりと

手繰網漁其他 富津にては文政二年に生まれりと云ふ、コロバシ網、敲き張網の如き新漁業も其頃起れりと云ふ

玉珧及び海松喰漁 貞享年間の記録に依て其漁獲の請負が夙に富津浦に行はれたることを知るを得べし、而して明治二十年頃始めて潜水器を用ひて之を漁獲するに至り頓に漁獲高の多きを致せり

第三節 海苔養殖

文政年間江戸四谷の人近江屋甚兵衛なる者周西村に來り始めて海苔簀立法を傳へて其養殖を試み成績良好なるを得遂に此地に指導獎勵せるものにして實に本縣に於ける斯業の嚆矢なりとす、爾來養殖製造の業益々開け天保十年には青堀村大堀に、同十二年には同村青木に、同十四年には同村西川及び富津村新井に、安政五年には周西村坂田に、明治十一年には同村大和田に、十八年には波岡村畑澤に、二十六年には同村小濱に、二十九年には木更津町及び巖根村に、三十一年には金田村に起り次て富津町富津等に及べり、統計に依れば年額二十八萬圓に達せり茲に特記すべきは明治十二年頃青堀村の人平野武次郎海苔簀移殖の研究を始め其方法遂に斯業界に行はるゝに至れり

因に曰ふ縣下東葛飾郡浦安地方は明治十九年頃より斯業漸く起り三十年に至り大に擴張せりと

第四節 貝類養殖

明治三十年以降水産試験場及郡獎勵に因り富津以北に於ける沿岸地方殆んど區劃漁業權の免許を受け組合自ら養殖を行へり、而して蛸を最とし蛤牡蠣は未だ振興の域に達せず、統計に依る貝類の産額は十三萬餘圓に達せり

第五章 工業

第一節 概説

由來本郡は農業及水産業を以て主要職業となすに依り工業としての生産額は比較的少しと雖も今之を統計するに其の生産額は三百七十八萬七千二百八十四圓の多額なるを見る、而して主なる工藝物産を枚舉すれば醤油の百九十一萬圓、酒の百三萬四千圓、味噌の二萬三千圓、木製品類の二十一萬圓、油類の三萬三千圓、煉瓦丸土管類の五萬九千圓、藁製品の二萬六千圓、蠶絲の三十四萬五千圓、織物の三萬四千圓、箆籠類の一萬五千圓、其の他雜類の百萬圓にして本業とするもの千五百十八戸、副業とするもの千六百二十二戸、合計三千百四十三戸なり、之を總戸數に比すれば一割三分に當れり

第二節 醬油

醬油醸造家は總計五十五戸にして之等醸造場の生産は郡外輸出大部分を占め原料に至ては大抵郡内の生産物を需給しつつあり、尙之か改良發達を圖るべく重要物産同業組合法に依り君津醬油醸造同業組合を組織し益々品質の改良を圖り販路の擴張を講じつつあり

第三節 清酒

本郡に於ける酒造業者は二十九戸、内株式會社三、合資會社一、個人經營に依るもの二十五戸あり之より生産せらるる清酒は一萬石にして郡内の需用を充す能はざるを遺憾となすと雖其の醸造方法、其の他に關しては近年長足の進歩をなし漸く科學應用の醸造の研究に入らんとす、之が機關としては君津酒造組合あり、毎年品評會を開催す、其年と共に優品の多きを加ふ

第六章 商業

本郡は地勢の關係上農業大部分を占め、商業は第二位にあり、然れども其の製産物及需用品の輸出入の狀況は頗る殷盛なるを觀る、殊に郡の都市木更津町は所謂上總の木更津として古來より商業其他に於て縣下屈指なりと謂ふべし、外に久留里、湊、大貫町之に亞く、今や鐵道は郡内を丁字形に貫通し西は海に面し水陸の便至て治く前途益々有望なり

今總戸數二萬三千五百二十二戸に對し商業戸數を調ぶるに專業戸數三千三百二十戸、副業戸數一千七百七十戸、合計五千九十九戸にして約戸數の二割二分を占む、而して主なる移出販賣品としては米の十二萬石、甘藷の七十五萬七千貫、蓮根の十萬貫、炭の一百萬貫、薪の二萬八千棚、醬油の一萬八千石、繭の三千五百石、海産物の二百五十萬圓を最とし、移入品としては吳服唐物類の百五十萬圓、砂糖其他日用品の八十萬圓、肥料の凡千三百萬圓等なり

金融機關 本郡内に於ける銀行は何れも株式組織にして凡て七行なり、資本金は總計百九十八萬圓、内拂込濟金額は百三十一萬千五百圓なり、外に各地方細民のために短期小資本を供給する質屋業を營むもの尠からず

株式會社木更津銀行 本郡の首都木更津町木更津にあり、明治二十九年十月の創立にして資本金六十萬圓、諸積立金十四萬圓を有し經營最堅實にして郡内銀行界の白眉と稱せらる

株式會社佐貫銀行 佐貫町佐貫にあり、本郡に於ける銀行業の嚆矢にして明治十五年四月資本金一萬

五千圓を以て共潤社を組織したるに創まる、次て明治十九年四月資本金を五萬圓に増資と共に佐貫銀行と改め、千葉縣令の承認を得たり、明治二十七年一月商法の規程に基き今の名稱に改む、現に資本金三十萬圓を有し、久留里町久留里、木更津町木更津、安房郡保田町保田に各支店を、竹岡村竹岡、秋元村平田、安房郡勝山町に各代理店を設置す

株式會社南總銀行 明治三十一年八月島海才平氏等の首唱により設立せられ資本金三十萬圓にして本店を青堀村青堀に置き、木更津町木更津、大貫町岩瀬、神奈川縣橫須賀市、富津町富津、周西村中野に各支店あり

株式會社君津銀行 明治三十一年十二月資本金五萬圓を以て秋元村市宿に於て創業せしが明治三十三年三月現位置中村中島に移轉す、後増資して二十三萬圓となす、大貫町小久保に支店を八重原村法木作、秋元村粟倉に各代理店を置く

株式會社久留里銀行 久留里町市場にあり、明治三十二年六月資本金十萬圓を以て創立し後増資して二十五萬圓とす、平岡村永地、小櫃村俵田、松丘村廣岡に各代理店あり

株式會社湊實業銀行 明治三十二年十月資本金八萬圓を以て湊町湊に於て創業し、全三十四年七月株式會社馬來田銀行 馬來田村眞里谷にあり、明治三十三年十一月の創業に係り資本金十五萬圓なり

小櫃村末吉、中川村横田、平岡村野里、根形村谷中に各代理店あり

以上は本郡内各銀行沿革の概要にして尙大正九年度に於ける活動の概況を示せば左表の如し

貸金	預金	貯金	爲替	質屋の貸金	貸付		預金		
					上半期	下半期	期末現在	期末現在	
七、三五六、六一〇	四、七三四、一二九	一六、〇九二	一〇、八三三、二三六	一一七、一三二	一六三、八六五	四、二七一、二四六	四、六七六、七八九	一六、四三九、六〇四	六、三三七、七六八
總人員	總人員	總人員	總人員	總人員	總人員	一人當平均金高	一人當平均金高	一人當平均金高	一人當平均金高
一ヶ年振出高	一ヶ年受入高	一ヶ年振出高	一ヶ年受入高	一ヶ年間付	年末現在	受戻高	受戻高	流質高	流質高
一六、〇九二	一、八七八、五五六	一、八七八、五五六	三、八三六、七八一	一〇四、一一四	一〇四、一一四	三、五〇四	三、五〇四	三、五〇四	三、五〇四

第七章 産業組合

本郡の産業組合は明治三十四年三月十五日に設立を見たる吉野信用組合を以て嚆矢となす、爾後年と共に其の数を増加し今や六十三組合一聯合會を數ふるに至り益々活動の域に入らんとす、今之が設定の年次別を擧ぐれば左の如し

明治三十四年	一	同	四十五年	一七
同 三十五年	一	大正一	年	一七
同 三十六年	一	大正二	年	七
同 三十七年	一	同 三	年	一
同 三十八年	一	同 四	年	四
同 三十九年	二	同 五	年	一
明治四十年	一	同 六	年	二
同 四十一年	一	大正七	年	三
同 四十二年	三	同 八	年	一
同 四十三年	三	同 九	年	一
同 四十四年	一四	同 十	年	二
計				六三

之を以て觀れば本郡の産業組合は明治四十四年、四十五年及大正元年の二ヶ年に於て最も多く其の設

立を見たり、之れ當時の帆足内務部長の熱烈なる組合宣傳の効果の偉大なるを示すものにして吾人の記憶に今尙新たなるどころなり

次に本郡産業組合の大正九年末に於ける成績の概要を示せば

産業組合成績概要

組合名	組合員數	出資口數	出資金	拂込済出資金	貯金	貸付金	預金	大正九年剰餘金
清川	三四二	三〇三二	三〇、三二〇	二二、二〇六	一七、七四五	三二、六八五	一〇、〇〇〇	二、〇四八
南清	一七三	四四〇	四、四〇〇	四、四〇〇	一七、八六九	二〇、八八二	二、〇五〇	五一四
笹子	九一	一九〇	一、九〇〇	一、九〇〇	二〇八	五〇〇	一〇	二一〇
巖根	五二	一七八	一、七八〇	一、七八〇	六、二七〇	七、四九六	一、六〇〇	四五九
高柳	九七	三六三	三、六三〇	三、六三〇	七、一八四	七、一二八	五、八四一	四七六
西山	五〇	二〇七	二、〇七〇	三、九六七	二、七四九	四、三四二	一、四五八	三四二
瓜倉	一三九	二九二	二、九二〇	二、九二〇	二、一八三	六、二二〇	一、四二一	四九五
牛込	九一	一五九	一、五九〇	四、七七〇	一、二八四	四、〇〇一	一、四二一	五〇五
神納村	五二	二六八	二、六八〇	二、六〇〇	一、二八二	四、八一五	一〇	二九六
坂戸市場	一〇一	二〇三	四、〇六〇	四、〇六〇	一、六四六	六、三七〇	六五〇	四九三
代宿	七九	一九二	一、九二〇	一、八八六	七、九三七	八、二〇七	一〇	二八二
藏波	八〇	一四〇	一、四〇〇	八三六	二五二	一、一七〇	一〇	一
望陀	三六	六五	一、三〇〇	一、三〇〇	一、二六四	四、二九五	二〇〇	二〇八
有吉	六七	二四一	二、四一〇	二、四一〇	八、六三六	一〇、七九三	五、三〇〇	三〇一
戊申	四五	二一七	四、三四〇	四、三四〇	二、四〇五	六、二一四	一一	三二七
根形	一五二	二二九	四、七八〇	四、七八〇	四、〇四〇	六、九二五	一、五九五	二六五
平岡	三八七	五四八	五、四八〇	五、四八〇	一三、四七三	二五、七六〇	三四一	一、二七七

馬來田	五七三	一、七六〇	一七、六〇〇	一七、四三九	一一、五三七	三一、二四六	三、八七五	一、一七三
小櫃	六七三	二、四八二	三七、二三〇	二九、八〇七	三一、三〇九	五八、九二一	一一、六三四	三、二六五
明倫	一〇八	二二一	二、二一〇	二、一三〇	二、七四五	五、〇二六	二七九	三一〇
南總信購販	一〇	六四	三、二〇〇	三、二〇〇	七、一六一	二〇、八四七	一三四	二、六二〇
久留里	二九一	八三一	八、五一〇	八、〇三七	六、四五七	一五、九六四	一、〇二〇	八〇三
松丘	六四二	一、〇七一	一〇、七一〇	〇、一七一〇	四一、三二八	四〇、一〇一	一、〇二〇	一、五六五
龜山	六九〇	二、五五五	二五、五五〇	二三、七一四	四一、二〇八	五七、六五四	一、三〇〇	二、三八七
横田	一三二	四二八	六、四二〇	五、三一二	一、四〇二	一一、四五九	三、三〇八	三二一
大島居	六三	二六六	七、九八〇	六、三六〇	七五六	三、〇五〇	二四七	五九三
百目木	八五	二五三	二、五三〇	一、三八一	三五六	四、〇〇八	!	三六八
富岡	五七〇	一、八四三	一八、四三〇	一八、四三〇	二七、四四五	四八、六七〇	五、五一〇	二、二四七
鎌足	二〇二	三三二	四、九八〇	四、四六五	一一、三九九	一五、三七〇	一、七五九	七三五
上烏田	六二	一一七	一、一七〇	九〇六	一、〇四八	一、六九四	!	六二
三直	七五	二一八	二、一八〇	二、一八〇	八、一三九	一〇、九〇六	一、九五〇	四七一
大和田	一七五	七二八	七、二八〇	七、二八〇	六、三八六	一六、〇四九	三一九	八〇五
人見	二二四	一、四三五	一四、三五〇	一一、二六〇	一一、一九〇	二六、五四一	!	一、〇四八
周西村第三	一七六	五九〇	五、九〇〇	五、九〇〇	三二、二一五	三三、九八七	五、〇〇〇	一、二四〇
中村	三一九	七七五	七、七五〇	六、八七一	三九、七三一	四八、一五六	一、〇八六	一、二三四
小糸	四六三	一、三三五	二〇、〇二五	二〇、〇二五	一一、〇七七	七五、八三一	五七、〇〇〇	三、二五三
秋元	三八八	一、四〇六	一四、〇六〇	一四、〇六〇	二二、八九七	四五、二〇八	三、三四五	一、八三一
鹿野	六五	一三〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、六四三	二、一二五	二、〇三九	二一五
三島	二二九	四七〇	四、七〇〇	四、七〇〇	九五五	七、七一七	五〇	四六一
周南	四六七	二、三五三	二、三五三〇	八、九五三	二八、七三八	二一、九五八	一四、九五〇	七七六
貞元	三〇九	一、一四四	二、一八八〇	二、一八八〇	三五、七六九	三六、六三一	二六、八五四	三、五三七

飯野信購販生	一八一	四二九	八、五八〇	七、三八八	二七、九六二	二五、八三六	六、八七二	一、一三七
飯野實業信購販生	一三七	八〇〇	一六、〇〇〇	九、三八九	二八、八五九	一九、一九四	八、八〇〇	一、一二五
飯野村第五區信	一五五	一、〇二二	一〇、二二〇	六、七二五	七、六九二	一五、二八三	四九	三二二
飯野村第一區信	一五〇	五五一	五、五一〇	四、九九八	一三、一三八	二一、三三五	六五五	六一五
君津澱粉米麥販生	三四五	一、八九二	一八、六〇二	九、四六〇	七、三一五	三二八	六五九	一、七五〇
富津町信	二二二	八四六	八、四六〇	七、三一五	三二八	六五九	一、〇一九	五三四
吉野信	一、五〇六	二、九八四	四四、七六〇	四四、七四七	一九四、一三八	三三、八九三	六三、九〇〇	八、〇五一
佐貫貫信	六九〇	一、二八四	三三、五二〇	三七、五一八	六九、四三九	九三、九七二	一九、一八二	四、六八四
佐貫町販購生	一	一	一	一	一	一	一	一
岩坂信	一二一	九〇一	一八、〇二〇	一八、〇二〇	九、五五三	四〇、三二五	八六六	二、五六一
湊町櫻井信	三六	一五一	三、〇二〇	三、〇二〇	二、五九六	八、一三六	一	四二七
環村信	二七三	六八六	六、八六〇	五、二八五	五、二一七	一一、九四〇	一、四二〇	三七八
關村信	一三三	三〇九	三、〇九〇	二、一四一	二、七一九	四、二二二	一〇〇	一一九
豊岡信	二一一	四二七	八、五四〇	七、六〇三	四三、七九〇	三四、〇五七	九、二八一	九二二
駒山中部信	七六	一四四	一、四四〇	一、四四〇	一、七五四	三、〇五〇	四〇〇	一五三
奥畑信	六二	二二二	二、二二〇	二、二二〇	二、四五〇	四、〇六三	一、一〇〇	一八九
行啓記念天神山信	九九	四〇五	八、一〇〇	六、三二二	五七八	七、一六五	一	四七三
不入斗信	六三	一一五	一、一五〇	一、一五〇	四三八	一、九九七	八一	一五六
竹岡信	一二六	四二三	四、二三〇	四、二三〇	三、五二九	八、六六〇	一	四四九
萩生信	八〇	一三九	一、三八四	一、三八四	八二二	二、四九五	一	一
計								

尙参考の爲めに各種方面より之を類別すれば左の如し
一、組合員數別

五百人以上 七
二百人以上五百人未満 一五
百人以上二百人未満 一六
百人未満 一二三

二、區域別
一、町村以上 三
一、町村區域 一二二

一、大字以上は數大字區域 三六

三、事業別
信用 五三 信販 二 信販購生 三 販購生 一 販生 一

四、組織別
有限 五九 無限 二

五、農業倉庫業を經營するもの 三

以上を以て本郡産業組合の概要を窺ふを得べし、然り本郡の産業組合は其の數六十三、出資五十一萬圓余、積立金二十二萬圓余、貸付金百二十九萬圓余、預金二十九萬圓を有し貯金は正に百萬圓に達せんとするの盛況を示し組合成績の優良なるもの又少なからずと雖も仔細に其の内容を観察するときは尙幾多の改善を要すべき點を認め將來の活動に俟つべきもの尠しとせず、即ち本郡組合の半は區域狹小組合員少數の爲め獨立の事務所及常務員を欠き其の活動意に任せざるものにして之等比較的事業不振の状態にある組合は宜敷諸種事情の許す範圍に於て適當に區域を擴張し時代的活動を爲し得るやう刷新改造すること最も肝要なり、又本郡組合の五割は信用組合にして販賣購買利用組合に至りては極

めて少数なり、之れ固より諸種事由の潜在するものありと雖も將來は益々之等事業組合を隆盛ならしめ産業の發達、資源の開發に全力を傾注せざるべからず、今や之か氣運濃厚を加へ各地に其の設立を見るに至りたるは最も喜ぶべき事なり、而して又一面には之等組合の効果を助長する爲め農業倉庫の經營亦頗る緊要のことたるや言を俟たず、惟ふに本郡の地勢は山脈を以て平坦地を三分し鐵道之に丁字形に敷設せられあるを以て將來は之が運輸交通機關を利用して鐵道沿線各停車場を中心として農業倉庫を經營せしめ、一方信用組合の刷新、販賣購買利用組合の勃興を促し本郡産業の改善發達を圖らんとする計劃なり、かくして之が計劃成るに於ては産業者をして自治的に生産及富の公平なる分配を得せしめ社會階級の和合を實現し致富厚生の実舉がりて農村の振興期して俟つべく想ふに産業組合の前途は尙遠遠にして努力を要すべき事項漸く多からんとす

第八章 同業組合

重要物産同業組合法に依て同業者相集りて本法に依り同業組合を組織し組合員共同一致して營業上の弊害を矯正し其の利益の増進を圖る、組合は最近時代の進歩に伴ふて發展し其著明なるもの二あり

一、千葉縣君津醬油釀造同業組合

沿革、本組合の設立は曩に準則組合により南總醬油釀造業組合並に君津醬油移出業組合なるものを組織し其同業者相互の連絡を圖り品評會等を開催して斯業の改良發達に資したるも歐洲戰亂以來經濟界の變動と共に營業上自ら刷新の必要に迫られ郡内同業者茲に前記準則組合を改め更に同業組合を組織するの氣運自ら熟したるを以て大正九年三月坂井四郎治、夏目五郎兵衛、宮川豊八、平野浦次郎、石井藤次郎、高橋龜太郎、田中惠作、梶領平、石井博の諸氏發起人となり、縣郡當局指導の下に之か組織に付盡瘁したるの結果同年七月十六日付商第六四八號を以て發起認可となれり

千葉縣君津郡醬油釀造同業組合定款

第一章 名稱及事務所

第一條 本組合ハ千葉縣君津郡醬油釀造同業組合ト稱ス

第二條 本組合ハ事務所ヲ當分ノ内組長ノ自宅ニ置ク

第二章 組織及地區

第三條 本組合ハ千葉縣君津郡内ニ於ケル醬油釀造業ト爲ス者ヲ以テ組織ス

第四條 本組合ノ地區ハ千葉縣君津郡一圓トシ處務便宜ノ爲メ其ノ區域ヲ左ノ四部ニ分ツ

第七編 第八章 同業組合

第一部 木更津町、真舟村、清川村、巖根村、金田村、神納村、檜葉村、長浦村、中郷村、根形村、平岡村、馬來田村、中川村、鎌足村

第二部 小櫃村、久留里町、松丘村、龜山村、富岡村

第三部 波岡村、八重原村、周西村、中村、小糸村、秋元村、三島村、周南村、貞元村、飯野村、青堀村、富津町

第四部 吉野村、大貫町、佐貫町、湊町、環村、關豊岡組合村、駒山村、天神山村、竹岡村、金谷村

第三章 目的及業務

第五條 本組合ハ組合員協同一致シテ營業上ノ弊害ヲ矯正シ醬油醸造業ノ改良發達ヲ圖リ組合員共同ノ利益ヲ增進スルヲ以テ目的トス

第六條 本組合ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ業務ヲ行フ

- 一、諸味ノ検査ヲ行フコト
- 二、研究所ヲ設ケ醸造上ニ關スル學理ノ應用並技術上ノ研究ヲナスコト
- 三、製品ノ改良並ニ販路ノ擴張ヲ圖ルコト
- 四、學識經驗アル者ヲ招聘シ醸造ニ關スル講習、講話會ヲ開催スルコト
- 五、醸造法ノ改良又ハ販路ノ擴張其他組合員ノ利害得失ニ關シ必要ト認ムル事項ハ之ヲ組合員ニ告知スルコト
- 六、品評會ヲ開催スルコト
- 七、博覽會、共進會等ノ出品ニ關シ便宜ヲ與フルコト
- 八、組合ニ關スル必要ナル事業ヲ調査講究スルコト
- 九、他ノ同業組合ト氣脈ヲ通シ組合事業ノ振興ヲ圖ルコト
- 十、右各號ノ外組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項

第四章 醬油諸味検査ニ關スル規定

第七條 本組合員ノ醸造諸味ハ本組合ノ検査ヲ受ケルベシ

第八條 組合員ノ諸味ハ仕込後六ヶ月ヲ經過スルニ非サレバ之レヲ製成品トシテ販賣スルコトヲ得ス

特別ノ製法ニアリテハ六ヶ月未滿ノ諸味ヲ製成品トシテ販賣スルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ其ノ諸味ニ付本組合技師ノ鑑定ヲ受ケ製成品ト認定シタルモノニ限ルモノトス

第九條 諸味検査ニ關スル施行細則ハ組合會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第五章 役員及職員ニ關スル規定

第十條 本組合ニ左ノ役員及職員ヲ置ク

役員 組長 一名 副組長 一名 評議員 四名

職員 部長 四名 書記 若干名 技術員 若干名

第十一條 各部ニ部長一名ヲ置ク

第十二條 役員及部長ハ名譽職トス

第十三條 役員ハ定時組合會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選舉ス但シ組合會ニ於テ必要ト認ムルトキハ組合員外ヨリ之ヲ選舉スルコトヲ得

選舉ハ投票ヲ以テ之ヲ行ヒ其ノ多數ヲ得タルモノヲ以テ當選者トス但得票同數ナルトキハ更ニ決選ヲ爲ス

第十四條 部長ハ各部ニ於テ其ノ部所屬組合員ノ互選トス

選舉ハ其ノ部所屬組合員ノ投票ヲ以テ之ヲ行ヒ其ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス但シ得票同數ナルトキハ更ニ決選ヲ爲ス

第十五條 役員及部長ノ任期ハ滿三ヶ年トス但シ再選ヲ妨ケス

第十六條 役員ニ辭任其ノ他ノ事由ニ依リ缺員ヲ生シタルトキハ定時組合會ヲ待ツコト能ハサル場合ニ限り臨時組合會ニ於テ補缺選舉ヲナスモノトス

第七編 第八章 同業組合

部長ニ缺員ヲ生シタルトキハ直ニ補缺選舉ヲナスモノトス

補缺選舉ニ依リ就任シタル役員及部長ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

第十七條 役員及部長ハ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就職スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ役員部長又ハ代議員タルコトヲ得ス

- 一、無能力者、未成年者、女子、禁治産者、準禁治産者
- 二、身代限リノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者及家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ復権ノ決定確定スルニ至ル迄ノ者
- 三、六年ノ懲役若クハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルモノ
- 四、六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者
- 五、本組合ニ於テ違約處分ヲ受ケ一ケ年ヲ経過セサルモノ

第十九條 役員又ハ部長ニシテ其ノ職務ヲ怠リ若クハ組合ノ体面ヲ汚辱シタルトキハ組合會ニ於テ代議員三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ之カ解任ノ決議ヲ爲スコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ部長ヲ除ク外同時ニ補缺選舉ヲ爲スコトヲ要ス

第二十條 組長ハ組合ヲ代表シ組合全般ノ事務ヲ統轄執行ス

第二十一條 副組長ハ組長ヲ補佐シ組長故障アルトキハ之ヲ代理ス

第二十二條 評議員ハ組長ノ諮詢ニ應ジ及業務執行上ノ狀況ヲ監査シ且組長、副組長共ニ故障アルトキハ之ヲ代理ス但シ其ノ代理者ハ評議員ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

第二十三條 部長ハ組長ノ指揮ヲ受ケ組長ノ事務ニシテ其ノ部内ニ關スル事務ヲ補佐ス

第二十四條 部長故障アルトキハ其ノ部所屬組合員中ヨリ互選ヲ以テ其ノ代理者ヲ定ム

第二十五條 組長ハ書記、技術員ヲ任免ス

第二十六條 書記、技術員ハ有給トシ組長ノ命ヲ受ケ庶務及技術ニ從事ス

第二十七條 本組合ニ顧問ヲ置クコトヲ得

顧問ハ評議員會ニ諮リ組長之ヲ囑託ス

顧問ハ組長ノ諮問ニ答ヘ又ハ組合事業ニ付組長ニ意見ヲ開陳スルモノトス

第二十八條 本組合ニ代議員ヲ置ク

代議員ノ定員ヲ八名トシ左ノ各部ニ於テ其ノ部所屬組合員中ヨリ之ヲ選舉ス選舉ハ無記名投票ニ依リ左ノ最多數ヲ得タル者ヨリ順次當選者ヲ定ム但得票數同一ナル者アルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第一部 貳名 第二部 貳名 第三部 貳名 第四部 貳名

第二十九條 代議員ハ名譽職トス

第三十條 代議員ノ任期ハ三ケ年トス但シ再選ヲ妨ケス

第三十一條 組長、副組長及評議員ハ代議員タルコトヲ得ス

第三十二條 代議員中ニ缺員ヲ生シタルトキハ補缺選舉ヲ爲スモノトス補缺選舉ニヨリ就任シタル代議員ノ任期ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

第三十三條 各部ニ於テ選舉ヲ爲サムトスルトキハ組長ノ指揮ヲ受クルコトヲ要ス

第三十四條 代議員ヲ選舉シタルトキハ關係書類ヲ添附シ部長ヨリ組長ニ報告スルコトヲ要ス

第三十五條 組長ニ於テ前條ノ報告ヲ受理シタルトキハ直ニ當選證書ヲ本人ニ附與スルモノトス

第六章 會議ニ關スル規定

第三十六條 會議ヲ分チテ組合會及評議員會トス

第三十七條 組合會ハ代議員ヲ以テ組織ス

第三十八條 組合會ハ定時及臨時ノ二種トシ組長之ヲ招集ス但重要物産同業組合法施行規則第十七條第四項ノ場合ハ此ノ限リニ在ラス

定時組合會ハ毎年一回一月之ヲ開ク

臨時組合會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

- 一、組長ニ於テ必要ト認メタルトキ
- 二、代議員五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項及招集ノ理由ヲ示シテ請求シタルトキ
- 三、評議員會カ組合財産及業務ノ狀況ヲ監査シ之ヲ報告スル爲メ組合會ノ招集ヲ請求シタルトキ

第三十九條 評議員會ハ評議員ヲ以テ組織ス

第四十條 評議員會ハ定時及臨時ノ二種トシ組長之ヲ招集ス但重要物産同業組合法施行規則第二十五條第三項ノ場合ハ此ノ限リニ在ラス

定時評議員會ハ毎年一回六月之ヲ開ク

臨時評議員會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

- 一、組長ニ於テ必要ト認メタルトキ
- 二、評議員三分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項及招集ノ理由ヲ示シテ請求シタルトキ

第四十一條 組合會ニ於テ議決スヘキ事項左ノ如シ

- 一、經費豫算並ニ賦課徵收ニ關スル事項
- 二、經費決算並ニ業務成績報告認定ニ關スル事項
- 三、役員ノ選任又ハ解任ニ關スル事項
- 四、部長ノ解任ニ關スル事項
- 五、定款ノ變更ニ關スル事項
- 六、訴訟行爲ニ關スル事項
- 七、積立金及不動産ノ管理處分ニ關スル事項

八、諸規程設定ニ關スル事項

九、同業者ノ罹災救助ニ關スル事項

十、其ノ他組合ニ係ル重要事項

第四十二條 評議員會ニ於テ議決スヘキ事項左ノ如シ

- 一、組合會へ提出スル議案審査ニ關スル事項
 - 二、組長ノ諮問ニ關スル事項
 - 三、組合ノ財産及業務ノ狀況其ノ他組合會ニ報告スヘキ事項
 - 四、豫算中全款内項目ノ流用ニ關スル事項
 - 五、組合員ノ違約處分ニ關スル事項
 - 六、同業者間ニ生シタル紛議ノ仲裁ニ關スル事項
 - 七、官廳ノ諮問ニ對スル答申又ハ建議ニ關スル事項
 - 八、其ノ他本定款ニ於テ評議員會ノ議決權限ニ屬スル事項
- 第四十三條 組合會ノ議長ハ第四十一條第一項第二號及第三十八條但書ノ場合ヲ除ク外組長之ニ當ル但シ組長故障アルトキハ副組長之ニ代ル組長副組長共ニ故障アルトキハ代議員中ヨリ互選ヲ以テ之ヲ定ム
- 評議員會ノ議長ハ評議員中ヨリ互選ヲ以テ之ヲ定ム
- 第三十八條但書及第四十條但書ノ場合ニ於ケル議長ハ招集者之ニ當ル
- 第四十四條 會議ヲ招集スルニハ少クトモ開會五日前ニ會議ノ目的タル事項日時及場所ヲ示シテ通知スヘシ但緊急ノ場合ハ此ノ限リニ在ラス
- 第四十五條 會議ハ議員定數ノ三分ノ二以上出席スルニアラサレハ開會スルコトヲ得ス
- 第四十六條 會議ノ議事ハ重要物産同業組合法施行規則第二十一條第一項ノ場合ヲ除クノ外出席議員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス但シ

可否同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニ依ル

第四十七條 組長及其ノ委任若ハ囑託ヲ受ケタル者ハ會議ニ列シテ議事ニ參與スルコトヲ得但シ議決ニ加ハルコトヲ得ス

第四十八條 議長及議員ハ自己又ハ父母、祖父母、妻子、孫、兄弟、姉妹ノ一身上ニ關スル事件ニ付テハ其ノ議事ニ參與スルコトヲ得ス但シ議會ノ同意ヲ得タルトキハ會議ニ出席シ發言スルコトヲ得

第四十九條 會議ノ議長ハ會議ノ顛末及重要物産同業組合法施行規則第二十七條各號ノ事項ヲ記載シ出席議員二名以上ト共ニ之ニ記名捺印スヘシ

第五十條 議事ニ關スル細則ハ各其ノ會議ニ於テ別ニ之ヲ定ム

第七章 組合事務報告會ニ關スル規定

第五十一條 組合ハ毎年一月定時組合會開會當日組合事務ニ於テ組合員ヲ會同シ組合事務報告會ヲ開ク

第五十二條 組合事務報告會ハ組長之ヲ招集シ其ノ報告スヘキ事件ハ前年中ニ屬スル組合事務ノ大要トス

第八章 會計ニ關スル規定

第五十三條 本組合ノ經費ハ組合員ノ負担トス

第五十四條 本組合ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ルモノトス

第五十五條 組合員負擔金ノ賦課標準左ノ如シ

- 一、營業場割 負擔總額ノ三
- 二、造石高割 負擔總額ノ七

第五十六條 營業場割ハ毎年四月一日現在ノ製造場ニ對シ均一ニ之ヲ賦課ス

造石高割ハ前年度ノ査定石高一石ニ付縣外販賣ハ三、縣内販賣ハ七ノ割合ヲ以テ之ヲ賦課ス

第五十七條 組合員ハ前條第二項ノ査定石高ヲ縣外販賣縣内販賣ニ區分シ毎年二月二十日迄ニ組長ニ届出スヘシ

第五十八條 組長ハ經費徵收告知書ヲ作成シ部長ニ送付スヘシ部長ハ告知書ヲ組合員ニ配付シ又組合員ノ納金ヲ組長ニ送付スヘシ

組合員ハ徵收告知書ニ現金ヲ添ヘ所定ノ期間内ニ所屬部長ニ納付スヘシ

第五十九條 經費豫算並ニ徵收法ノ認可ヲ得タルトキハ之ヲ組合員ニ告知スルコトヲ要ス

第六十條 經費決算並ニ業務成績報告ハ遲クモ會計年度經過後三ヶ月内ニ組合會ニ提出シテ其ノ認定ヲ經ルコトヲ要ス

第九章 違約處分ニ關スル規定

第六十一條 左記各號ノ一ニ該當スルモノハ評議會ノ議決ヲ經テ壹圓以上五拾圓以下ノ過怠金ヲ課ス

- 一、未検査諸味ヲ揚槽シタル者
- 二、検査ヲ忌避シ若クハ拒否シタル者

第六十二條 過怠金ハ處分確定シ通知ヲ受ケタル日ヨリ二週間内ニ組長ニ完納スヘシ

第十章 獎勵及仲裁ニ關スル規定

第六十三條 組長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者アルトキハ評議員會ノ議決ヲ經テ之ヲ表彰スルコトヲ得

- 一、組合員ニシテ醸造上ニ關スル發明ヲ爲シ公益ヲ與ヘタル者
- 二、組合員ニシテ斯業ノ改良ヲ圖リ其ノ功績顯著ナル者
- 三、事務員ニシテ特種ノ功勞アリタル者
- 四、徒弟職工ニシテ十年以上一定ノ雇主ニ使役セラレ忠實勤勉ニシテ他ノ模範ト爲スニ足ルヘキ者
- 五、前各號ノ外本組合ノ爲メ殊特ノ功勞アリタル者

第六十四條 本組合ハ組合員間ニ生シタル營業上ニ係ル紛議ノ仲裁ヲ爲スコトアルヘシ

第六十五條 仲裁判斷ニ付テハ當事者雙方ノ請求ニ依リ評議員會ニ於テ選定シタル委員之ヲ行フモノトス

第六十六條 組長及委員ハ當事者ヲ招致シ其ノ事件ノ辨明ヲ聞クコトアルヘシ

第十一章 加入及脱退ニ關スル規定

第六十七條 本組合ノ地區内ニ於テ組合員タル事業ヲ開始シタルトキハ直ニ組合ノ定メタル加入申込書ニ署名捺印シ所屬部長ヲ經

由シテ組長ニ届出ツヘシ

第六十八條 組長ハ加入申込書ニ署名捺印シ所屬部長ヲ經

由シテ組長ニ届出ツヘシ

第六十九條 組長ハ加入申込書ニ署名捺印シ所屬部長ヲ經

由シテ組長ニ届出ツヘシ

第七十條 組長ハ加入申込書ニ署名捺印シ所屬部長ヲ經

由シテ組長ニ届出ツヘシ

第七編 第八章 同業組合

第六十八條 組合員營業ヲ廢止シタルトキハ直ニ組合ノ定メタル脱退書ニ署名捺印シ所屬部長ヲ經由シテ組長ニ届出ツヘシ

第六十九條 本組合ヲ脱退シタル組合員ハ組合財産ニ付分配ヲ要求スルコトヲ得ス

第十二章 解散及清算ニ關スル規定

第七十條 本組合ハ組合員三分ノ二以上ノ同意アルニ非サレハ解散スルコトヲ得ス

第七十一條 本組合解散シタル場合ハ正副組長ヲ清算人トス但シ組合會ニ於テ必要ト認ムルトキハ代議員中ヨリ三名以上ノ清算人ヲ選任スルモノトス

第七十二條 清算ノ結果組合ノ財産ニ剩餘ヲ生シ又ハ組合財産ヲ以テ債務ヲ完済スルニ足ラサルトキハ之ヲ解散當時ノ組合員タリシ者ニ分配又ハ分賦スルモノトス

前項分配又ハ分賦ノ方法ハ解散當時ノ代議員タリシ者ノ集會ヲ求メ其過半数ノ同意ニ依リ之ヲ定ム

第十三章 雜 則

第七十三條 本組合ノ印章ヲ定ムルコト左ノ如シ

千葉縣君津
醬油醸造
同業組合
之印

千葉縣君津
醬油醸造同
業組合組
長之印

千葉縣君津
醬油醸造同
業組合副
長之印

千葉縣君津
醬油醸造同
業組合第
部長之印

第七十四條 本組合ニ左ノ帳簿及記録ヲ備フルモノトス

- 一、組合員名簿
- 一、役員名簿
- 一、賦課徴收簿
- 一、歳出簿
- 一、日誌
- 一、其他組合ニ於テ必要ト認ムル帳簿
- 一、歳入簿
- 一、現金出納簿
- 一、造石高臺帳
- 一、經費決算並業務成績綴
- 一、定款
- 一、備品臺帳
- 一、議事録綴

君津郡木炭同業組合

沿革、大正八年より縣郡指導の下に郡を區域とし其區域内に於ける木炭製造業者及販賣業者を以て其木炭の製造販賣上の弊害を矯正し其の利益を増進する爲大正九年七月松崎金吾、鳥井市之助、三枝吉五郎、潤米岩太郎、門馬將興、熊切萬吉、森伴二、楠見藤三郎、茂木吉之助、島野廣治の諸氏發起となり、同年九月十五日認可となる

君津郡木炭同業組合定款

第一章 總 則

- 第一條 本組合ハ千葉縣君津郡一圓ヲ以テ地區トシ其ノ地區内ニ於ケル木炭製造業者及販賣業者ヲ以テ組織ス
- 第二條 本組合ハ君津郡木炭同業組合ト稱シ事務所ヲ千葉縣君津郡木更津町木更津千三百九十七番地ニ置ク但シ必要ニ應ジ組合會ノ決議ヲ經テ樞要ノ地ニ出張所ヲ置クコトヲ得
- 第三條 本組合ハ組合員協同一致シテ木炭ノ製造及販賣上ノ弊害ヲ矯正シ其ノ利益ヲ増進スルヲ目的トシ左ノ業務ヲ執行ス
 - 一、品質ノ改良、包装及量目ノ統一ヲ期スル爲製品ノ検査ヲ行フコト
 - 二、營業上ノ取締ヲ爲スコト
 - 三、木炭商況ヲ調査シ販路ノ擴張ヲ圖ルコト
 - 四、木炭製造方法ノ改善ヲ期スルコト

第七編 第八章 同業組合

第七編 第八章 同業組合

- 五、功勞者ヲ表彰スルコト
- 六、共進會、品評會ヲ開キ又ハ選拔獎勵ヲ爲スコト
- 七、前各號ノ外組合員ノ共同利益ヲ増進スルニ必要ナル施設ヲ爲スコト

第二章 木炭製造標準

第四條 本組合員ノ製造スル木炭ノ種類ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、白炭

檜、丸檜、上檜、小丸檜、檜、檜、丸檜、上檜、檜淺、丸淺、上淺、淺

二、黒炭

檜、檜最上、檜上、柗、柗最上、柗上、檜、檜最上、檜上、雜、雜最上、雜上

三、鍛治炭

松其ノ他ノ針葉樹

前項各種ノ木炭ハ之ヲ他種ニ混入スルコトヲ得ス

第五條 本組合員ノ製造スル木炭ノ俵裝及量目ノ標準ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、白炭

量目、正味三貫五百匁及三貫匁ノ二種トシ風袋八百匁以内トス

俵裝、長サハ二尺三寸(正味三貫五百匁入)及二尺一寸(正味三貫匁入)トス

兩口ハ粗朶ヲ充テテ口繩ハ六方取リトス

繩掛ハ二重廻シ三個所縛リトス

札木ハ長八寸幅一寸五分厚サ三分以上トシ俵ノ片棧口ニ附着ス

俵ハ茅トス

二、黒炭

量目、大俵、小俵ノ二種トシ大俵ハ正味三貫五百匁、風袋八百匁以内、小俵ハ正味二貫匁風袋四百匁以内トス

俵裝、長サハ大俵一尺九寸、小俵一尺六寸トス

兩口ハ粗朶ヲ充テ、口繩ハ六方取リトシ、表口ハ中央ヲ開ケルモ差支ナシ、但シ小俵ハ粗朶ニ代フルニ葉ヲ以テスルコトヲ得

繩掛ハ大俵ハ二重廻シ三個所縛リトス、小俵ハ二重廻シ一個所縛リトス

札木ハ大俵ハ長八寸、幅一寸五分、厚サ三分以上、小俵ハ長サ六寸、幅一寸、厚サ二分以上トシ俵ノ片棧口ニ附着ス

俵ハ茅トス

三、鍛治炭

量目、正味二貫五百匁、風袋三百匁以内トス

俵裝、長サハ一尺三寸トス

繩掛ハ二重廻シ一個所縛リトス

俵ハ藁トス

第六條 樅、松、樺等ノ枝木ノ黒炭ハ之ヲ枝炭ト稱シ別俵ニ製スルコトヲ得但シ量目、俵裝共ニ黒炭ニ準ス

第七條 本組合員ハ未燃焼ニシテ煤煙ヲ發スルモノ又ハ水浸ニシタルモノ若ハ六分目篩ヨリ脱漏スル粉炭ヲ混入シテ俵裝スルコトヲ得ス

第三章 組合員ノ加入及脱退

第八條 本組合地區内ニ於テ第一條ノ營業ヲ爲ス者ハ其ノ住所氏名及營業種類ヲ詳記シタル加入届ヲ組長ニ差出スベシ

本組合地區外ノ者ト雖地區内ニ於テ木炭ノ製造又ハ販賣ニ従事スル者ハ假住所若ハ代理人ヲ定メ前項ノ手續キチ爲スヘシ

前二項ニ依リ本組合ニ加入シタル者ハ製造業者ニ在リテハ金五十錢及販賣業者ニ在リテハ金一圓五十錢ノ料金ヲ納メ左ノ證

票ノ交付ヲ受クヘシ但シ證票ハ貸借讓渡又ハ交換スルコトヲ得ス

第七編 第八章 同業組合

三寸

證 第 號
表 君津郡木炭同業組合員之證
住 所 木炭業 氏 名
票 寸 二
裏 大正年月日交付 組合印

第九條 組合員ニシテ證票ヲ紛失毀損又ハ住所氏名及營業ノ種類ヲ變更シタルトキハ遲滯ナク組長ニ届出テ證票ノ再渡若ハ書換ヲ請求スベシ

前項ノ場合ハ左ノ區別ニ從ヒ手数料ヲ納付スヘシ但シ家督相續ノ場合ハ此ノ限リニ在ラス

一、製造業者 金五拾錢

一、販賣業者 金壹圓五拾錢

第十條 組合員廢業其ノ他ノ事由ニ依リ本組合ヲ脫退セントスルトキハ届書ニ證票ヲ添ヘ組長ニ差出スヘシ

前項ノ事由ニ依リ本組合ヲ脫退シタル者ハ既納金ノ還付並組合財産ノ分配ヲ請求スルコトヲ得ス

第四章 組合員ノ權利義務

第十一條 組合員ハ代議員ヲ選舉シ若ハ役員又ハ代議員ニ選舉セラル、權利ヲ有ス

第十二條 組合員ハ本組合ノ目的及業務執行ニ關シ組長ニ意見ヲ開陳スルコトヲ得

第十三條 組合員ハ執務ニ支障ナキ限リ何時ニテモ組合事務所又ハ出張所ニ備付クル帳簿ヲ檢閲ストコトヲ得

第十四條 組合員ハ本定款諸規程及會議ノ決議ヲ遵守シ組合經費ヲ負擔スル義務アルモノトス

第十五條 組合員ハ其ノ營業上ニ關シ代理人、家族、傭人等ニ於テ本定款ニ違背シタル場合ト雖其ノ責ヲ免ル、コトヲ得ス

第十六條 組合員ハ組長又ハ職員ノ要求ニ應ジ營業ノ帳簿記録ヲ閱覽ニ供シ又ハ提出スルコトヲ得

第十七條 組合員ハ役員及職員ノ業務執行ヲ拒ミ又ハ之ヨリ生スル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

第五章 役員及代議員

第十八條 本組合ニ左ノ役員ヲ置キ名譽職トス但シ組合會ノ決議ヲ經テ報酬又ハ實費ヲ給スルコトヲ得

組 長 一名

副 組 長 一名

評 議 員 九 名

組長ハ組合ヲ統轄シ其ノ事務ヲ擔任ス

副組長ハ組長ノ事務ヲ補助シ組長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

評議員ハ組長ノ諮問ニ應ジ業務執行ノ狀況ヲ監査シ組長、副組長共ニ事故アルトキハ互選ニ依リ其ノ職務ヲ代理ス

第十九條 役員ハ組合會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選舉ス但シ組長、副組長ハ組合員ニ非サル者ヨリ選舉スルコトヲ得

役員ノ選舉ハ無記名投票ヲ以テ之ヲ行ヒ有功投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス得票同數ナルトキハ年長者ヲ取リ同年ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム但シ會議ノ決議ヲ以テ指名推選ノ法ヲ用ルルコトヲ得

第二十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ役員タルコトヲ得ス

一、本組合ニ於テ違約處分ヲ受ケ滿二ケ年ヲ經過セサルモノ

二、禁錮以上ノ刑ニ處セラレ滿期又ハ赦免後滿二ケ年ヲ經過セサル者及刑ノ執行猶豫中ノ者

三、復權セサル破産者及家資分散者

四、未成年者、禁治産者及準禁治産者

五、重要物産同業組合法ニ依リ處分ヲ受ケ滿二ケ年ヲ經過セサル者役員ニシテ前項ノ事項發生シタルトキハ其ノ職ヲ失フモノトス

前項ノ規定ハ代議員ニ之ヲ準用ス

第二十一條 役員ノ任期ハ三ケ年トシ再選ヲ妨ケス

第七編 第八章 同業組合

役員ハ任期滿了後ト雖後任者ノ就職スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス但シ第二十四條ニ依リ解職セラレタル役員ハ此限ニ在ラス

第二十二條 役員ニ欠員ヲ生シタルトキハ補欠選舉ヲ行フ但シ業務執行上差支ナシト認ムルトキハ次ノ會議迄之ヲ行ハサルコトヲ得

補欠員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第二十三條 役員ハ正當ノ事由ナクシテ當選ヲ辭シ又ハ辭職スルコトヲ得ス

第二十四條 役員其ノ職務ヲ怠リ又ハ不正ノ行爲アリタルトキハ組合會ニ於テ出席議員三分ノ二以上ノ決議ヲ經テ之ヲ解職スルコトヲ得

第二十五條 代議員ノ定數ハ二十四名トシ左ノ選舉區ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選舉ス

- 第一區 木更津町 一人
- 第二區 真舟村、鎌足村、波岡村 一人
- 第三區 清川村、中川村、中郷村、巖根村 一人
- 第四區 金田村、神納村、檜葉村、長浦村 一人
- 第五區 根形村、平岡村 一人
- 第六區 馬來田村 一人
- 第七區 小櫃村、富岡村 一人
- 第八區 久留里町 一人
- 第九區 松丘村 二人
- 第十區 龜山村 二人
- 第十一區 三嶋村 二人

第十二區 秋元村、小糸村 一人

第十三區 中村、周南村、八重原村、周西村 一人

第十四區 貞元村、飯野村、青堀村、富津町 一人

第十五區 吉野村、佐貫町、大貫町 一人

第十六區 湊町 一人

第十七區 環村 一人

第十八區 關村、豊岡村 二人

第十九區 駒山村 一人

第二十區 天神山村、竹岡村、金谷村 一人

代議員ノ選舉ニ就テハ第十九條及第二十條ノ規定ヲ準用ス

第二十六條 代議員ノ任期ハ三ヶ年トシ再選ヲ妨ケス

代議員ニ欠員ヲ生シタルトキハ補欠選舉ヲ行フ補欠員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第六章 會議

第二十七條 會議ヲ分チテ左ノ三種トス

一、通常組合會

一、臨時組合會

一、評議員會

組合會ハ代議員、評議員會ハ評議員ヲ以テ組織ス

第二十八條 通常組合會ハ毎年一月之ヲ開ク

臨時組合會及評議員會ハ組長ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ組合會ニ在リテハ評議員會及代議員定數ノ五分ノ一以上評議員

第七編 第八章 同業組合

會ニ在リテハ評議員定數ノ三分ノ一以上ヨリ會議ノ目的及事由ヲ示シテ請求アリタルトキ之ヲ開ク
第二十九條 會議ハ組長之ヲ召集ス

會議ヲ召集スルニハ日時場所及會議ノ目的事項ヲ示シ開會ノ日ヨリ少クトモ五日前ニ書面ヲ以テ通知スルモノトス但シ臨時
急施ヲ要スル場合ハ此ノ限リニ在ラス
前項通知以外ノ事項ト雖輕微ナルモノハ議事ニ付スルコトヲ得

第三十條 會議ノ議案ハ凡テ組長之ヲ發ス

第三十一條 會議ノ議長ハ評議員會ニ在リテハ評議員ノ互選ヲ以テ之ヲ定メ組合會ニ在リテハ組長之ニ當ル組長事故アルトキハ副
組長之ニ代リ組長副組長共ニ事故アルトキ並業務成績及經費決算報告ノ認否ニ關スル會議ノ議長ハ代議員ノ互選ニ依リ之ヲ
定ム

第三十二條 組合會ニ於テ議決スヘキ事項左ノ如シ

- 一、役員ノ選舉及進退ニ關スルコト
- 二、經費ノ豫算賦課徵收方法ニ關スルコト
- 三、組合財産ノ管理及處分ニ關スルコト
- 四、定款變更ニ關スルコト
- 五、其他法律命令ニ依リ組合會ノ權限ニ屬スル事項又ハ組長ニ於テ必要ト認メタル事項

第三十三條 評議員會ノ職務權限左ノ如シ

- 一、組合會ニ提出スル議案ヲ審査スルコト
- 二、組長ノ諮問ニ應スルコト
- 三、財産及業務執行ノ狀況ヲ監査シ每事業年度一回以上組合會ニ報告スルコト
- 四、豫算編成ノ目的ニ反セサル款内各項ノ流用ニ關スルコト

五、其ノ他法律命令又ハ定款ノ規定ニ依リ其ノ職務權限ニ屬スル事項

第三十四條 會議ハ議員定數ノ半數以上出席スルニ非サレバ之ヲ開クコトヲ得ス

前項ニ定メタル議員出席セサルトキハ出席議員ノ過半數ヲ以テ假決議ヲ爲シ其ノ趣旨ヲ各議員ニ通知シ更ニ一ヶ月以内ニ第
二回ノ會議ヲ召集スヘシ

第二回ノ會議ニ於テハ出席議員ノ過半數ヲ以テ假決議ノ認否ヲ決ス
組合會ノ議決ヲ經ヘキ事項ニシテ組長ニ於テ輕微ナルモノト認ムルトキハ書面ニ依ル代議員ノ表決ヲ以テ組合會ノ決議ニ代
フルコトヲ得

前項ノ規定ハ評議員會ニ之ヲ準用ス

第三十五條 會議ノ議事ハ出席議員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス但シ定款變更ノ議決ハ第六十條ニ依
ル組長ニ於テ實行シ難シト認ムル議決ハ之ヲ再議ニ付スルコトヲ得

第三十六條 凡テ會議ハ決議録ヲ作り議長並ニ出席議員二名以上署名捺印スルモノトス

第三十七條 組長ハ役員及職員ヲシテ會議ノ議事ニ參與セシムルコトヲ得但シ其役員及職員ハ議決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

第三十八條 凡テ會議ニ出席シタル議員ニハ旅費ヲ支給ス

第七章 職員

第三十九條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

- 幹事 若干名
- 書記 若干名
- 検査員 若干名
- 検査員補 若干名
- 幹事及書記ハ組長之ヲ任免ス

第七編 第八章 同業組合

第七編 第八章 同業組合

第四十條 幹事ハ組長ノ指揮ヲ受ケ組合業務ヲ處理ス

書記ハ組長ノ指揮ヲ受ケ庶務及會計ノ事務ニ從事ス

第四十一條 職員ノ服務並選任解任給與ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第八章 業務執行

第一節 検査

第四十二條 本組合ハ適當ノ場所ニ検査員ヲ配置シ組合員ノ製品ヲ検査ス但検査員配置ノ場所ハ組合會ノ決議ヲ經テ組長之ヲ定ム

第四十三條 本組合地區内ニ於テ木炭ヲ製造シタル場合ハ甲號荷票ヲ添付シ検査ヲ受クルニ非サレハ何等ノ名義ヲ以テスルモ之ヲ

他ニ販賣スルコトヲ得ス但シ數量一俵ニ充タサルモノハ此ノ限ニ在ラス

本組合地區外ノ木炭ニシテ本組合地區内ニ移入シタル場合ハ乙號荷票ヲ添付スヘシ

甲	表	千葉縣君津郡同業炭炭	製造人	千葉縣君津郡同業炭炭
號	○	津郡同業炭炭	大	取扱人
		郡合	小	正味
			荷	賞
			票	百
			炭	匁
				検査年月日

乙	表	千葉縣君津郡同業炭炭	取扱人	千葉縣君津郡同業炭炭
號	○	津郡同業炭炭	外	正味
		郡合	品	賞
			百	匁
			匁	検査年月日

裏	○	千葉縣君津郡同業炭炭	組
		郡木炭同業	合
		組	印

裏	○	千葉縣君津郡同業炭炭	組
		郡木炭同業	合
		組	印

第四十四條 製品検査ハ生産地又ハ組合員ノ店舗其ノ他ノ場所ニ於テ之ヲ行フ

捺ス

第四十五條 第五條、第六條ノ條件ヲ具備スルモノヲ合格トシ左記甲號検査印ヲ押捺シ、其ノ他ノ者ヲ不合格トシ左記乙號検査印ヲ押捺ス



第四十六條 不合格ノ木炭ハ之ヲ賣買又ハ讓渡スルコトヲ得ス但シ製造者又ハ取扱者ニ於テ手直チナシ更ニ検査ヲ受ケタルモノハ

此ノ限ニ在ラス

第四十七條 検査ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第二節 取引保護

第四十八條 組合員ハ其ノ取引先ニ於テ賣買契約ヲ履行セサルカ又ハ代金ノ支拂ヲ爲ササル時ハ其ノ事實ヲ具シ組長ニ申告スヘシ

第四十九條 組長前條ノ申告ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ事實ナルトキハ相手方ニ對シ期間ヲ定メテ義務履行ヲ勸告スルモノトス

第五十條 取引先ニ於テ組長ノ勸告ヲ受ケタルモ尙之ニ應セサルトキハ組長ハ評議員會ノ決議ヲ經テ其ノ義務履行終了スル迄一般

組合員ニ對シ取引ヲ停止セシムヘシ

組合員ハ取引停止中ノ者ト取引ヲ爲スコトヲ得ス

第五十一條 取引停止ノ處分ヲ受ケタルモノ其ノ義務ヲ履行スルカ又ハ他ノ方法ヲ以テ事件解決シタルトキハ其ノ組合員ハ直チニ

其ノ旨ヲ組長ニ申告スヘシ但シ之ニ要シタル實費ハ其ノ組合員ノ負擔トス

第五十二條 組長ハ前條ノ申告ヲ受ケタルトキハ評議員會ノ決議ヲ經テ取引停止ヲ解除シ其ノ旨ヲ一般組合員ニ公示スヘシ

第九章 會計

第七編 第八章 同業組合

第七編 第八章 同業組合

第五十三條 本組合ノ事業年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第五十四條 組合ノ經費ハ證券料、荷票料其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充テ尙不足アル場合ハ組合員ニ賦課ス

第五十五條 組合經費豫算並賦課徴收方法ハ每事業年度開始前組合會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム

第五十六條 組合經費ノ收支決算及業務成績ハ評議員會ノ認定ヲ經テ組合員ニ公示ス

第五十七條 組合員ハ指定期間内ニ賦課金ヲ納付セザルトキハ組長ハ更ニ期日ヲ定メテ督促シ手数料ヲ徴收ス

第五十八條 本組合ハ金員物件ノ補助又ハ寄附ヲ受クルコトヲ得

前項ノ補助又ハ寄附ヲ受ケタルトキハ其ノ目的ニ依リ之ヲ使用シ特定ノ目的ナキモノハ基本財産トシテ蓄積ス

第五十九條 基本財産ノ管理及處分方法ハ組合會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム

第十章 定款變更及解散

第六十條 本定款ノ變更ハ組合會ニ於テ代議員定數ノ三分二以上ノ同意アルニ非サレハ之ヲ議決スルコトヲ得ス

第六十一條 本組合ノ解散ハ組合員三分ノ二以上ノ同意アルニ非サレハ議決スルコトヲ得ス

第六十二條 前條及法律命令ニ依リ解散シタルトキハ組長、副組長清算人トナル組長、副組長清算人トナルコト能ハサルトキハ評議員ノ互選ヲ以テ清算人二名ヲ定ム

第六十三條 本組合解散ノ場合ニ於ケル組合財産ニ剩餘ヲ生シタルトキ又ハ組合財産ヲ以テ債務ヲ完済スルコト能ハサルトキハ解散當時ノ組合員ニ分配又ハ分賦ス其ノ分配又ハ分賦ノ方法ハ解散當時ノ組合會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム

第六十四條 組合員ニシテ本定款ニ違背シタルトキハ組長ハ左ノ區別ニ從ヒ評議員會ノ決議ヲ經テ過怠金ヲ徴收ス

一、第四十六條ニ違背シタルトキ 一俵ニ付金五錢

二、第八條第三項、第九條第一項及第四十三條ニ違背シタルトキ 金一圓以上五圓以下

三、第十五條、第十六條ニ違背シタルトキ 一回ニ付金一圓

四、荷票ヲ再用シタルトキ 一票ニ付金一圓

五、第五十條第二項ニ依リ取引停止中ノモノト取引シタルトキ 一件ニ付金百圓以下

第六十五條 過怠金ハ其ノ處分通告ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ組合ニ納付スヘシ

前項期間中ニ納付セザルトキハ評議員會ノ決議ヲ經テ一ヶ月以内商取引ヲ停止シ又ハ違約物件ヲ沒收スルコトヲ得

第六十六條 本組合ハ組合員相互間ニ生シタル紛議ヲ調停ス

第六十七條 前條ノ調停ハ當業者ノ一方若ハ双方ノ請求ニ依リ評議員會ノ決議又ハ評議員會ニ於テ選定シタル委員之ヲ行フ

第六十八條 本組合ニ於テ使用スル印章左ノ如シ

第十三章 雜則

第六十九條 本定款ハ認可ノ日ヨリ三十日後ニ於テ之ヲ施行ス

第七十條 本組合創立費ハ組合初年度經費中ヨリ之ヲ償却スルモノトス

第七十一條 本組合初期ノ役員ノ資格及選舉方法ハ本定款ノ規定ヲ準用ス

第七十二條 本組合初期ニ選舉セラレタル役員ノ任期ハ大正十三年ニ於テ選舉スル役員ノ就職スル迄トス

第七十三條 本組合創立總會ノ議事ニ關シテハ發起人ノ定ムル所ニ依ル

第七十四條 本定款施行前製造シタル木炭ハ郡外品ニ準シ乙號荷票ヲ添付シ検査ヲ受ケヘシ

烙印 千葉縣君津郡木炭同業組合印

朱印 全上

千葉縣君津郡木炭同業製造之組合印

千葉縣君津郡木炭同業組長印

第十四章 附則

第七編 第八章 同業組合

一、組合員數

大正十年度末組合數は製造業者一千二百十四名、販賣業者七百三十四名、合計一千九百四十八名にして之を各町村別に區別すれば左の如し

町村別	業別		計	町村別	業名		計
	製造業者	販賣業者			製造業者	販賣業者	
木更津町	5	58	63	眞舟村	1	7	8
清川村	1	10	11	巖根村	1	3	4
金田村	1	25	26	神納村	1	4	5
平岡村	1	17	18	馬來田村	7	21	28
小櫃村	1	34	35	久留里町	8	23	31
松丘村	13	18	31	龜山村	10	22	32
中川村	1	16	17	富岡村	6	16	22
鎌足村	3	16	19	波岡村	1	6	7
八重原村	1	18	19	周西村	1	21	22
中元村	5	19	24	小糸村	1	23	24
秋元村	5	16	21	三島村	1	16	17
周南村	3	33	36	貞元村	1	17	18
飯野村	5	15	20	青堀村	1	31	32
富津町	1	40	41	吉野村	1	22	23
大貫町	1	8	9	佐貫町	2	25	27
湊町	1	24	25	環浦村	1	22	23
檜葉村	1	15	16	長浦村	1	22	23
中郷村	1	16	17	根形村	1	19	20

關東同組合村	144	15	159	竹岡村	73	17	90
天神山村	65	7	72	計	1,214	734	1,948
金谷村	1	5	6				

二、組合員の異動

組合員の異動は季節に因り固より消長あるを免れずと雖も漸次其の數を増加する傾向あり、殊に十年度に於ては諸物價低落に比し炭價は却て昂騰の氣勢を示したるの結果農家の副業的製炭も益々増加するに至れり、隨て後期に於ては組合員の數亦著しく増加せり、今年度に於ける組合員の異動を調査するに新舊加入者一千九百四十八名にして製造業より販賣業に變更せしもの十名又廢業者三十六名計異動共延人員一千九百九十四名なり、而して其の内變更者及廢業者業態の内譯を示せば左の如し

變更者 一〇名 製造業者 一六名 販賣業 二〇名 計 四六名

三、生産數量

大正十年度に於ける木炭の生産額は需用の趨勢と組合員の増加とに因り漸次發展するに至りたるのみならず、炭價の氣配頗る組合員に有利なるものありたる結果其の産額に於て亦多大の増加を示せり、即ち十年十一月より十一年三月迄の生産額は白炭十九萬七千七百九十一貫、木炭三十八萬六千五百八十八貫、鍛冶炭七萬七千四百五十七貫、合計六十六萬一千七百三十六貫餘にして此の價格を概算せば約三十七萬七千三百十二圓餘を超えたり、而して本郡産木炭の大部分京濱地方に移出せらるゝも未だ廣き分布を見ざるは甚遺憾とする所なるも其の半面よりするときは却て販路擴張の餘地あるを語れるものと謂ふべく、今其の郡内、郡外生産數量を細別すれば左の如し

大正十年度中町村別生産數量

町村別	種別	白炭	黒炭	炭	銀治炭	郡外炭	計
木更津、真舟、中川	炭	—	—	—	—	—	—
清川、鎌足、波岡	炭	—	—	—	—	—	—
根形、中郷、岩根、金	炭	—	—	—	—	—	—
田、檜葉、長浦、神納	炭	—	—	—	—	—	—
馬來、田、平岡	炭	—	—	—	—	—	—
小櫃、富岡	炭	—	—	—	—	—	—
久留里	炭	—	—	—	—	—	—
松丘	炭	—	—	—	—	—	—
龜山	炭	—	—	—	—	—	—
小糸、秋元	炭	—	—	—	—	—	—
三島	炭	—	—	—	—	—	—
八重原、中、周南、貞元	炭	—	—	—	—	—	—
飯野、青堀、富津、周西	炭	—	—	—	—	—	—
吉野、佐貫、大貫	炭	—	—	—	—	—	—
湊町	炭	—	—	—	—	—	—
關、豐岡組合村	炭	—	—	—	—	—	—
駒山	炭	—	—	—	—	—	—
天、神山	炭	—	—	—	—	—	—
竹岡、金山	炭	—	—	—	—	—	—
環谷村	炭	—	—	—	—	—	—
合計	炭	—	—	—	—	—	—

四、製品の検査成績

十年度に於ける検査業務の成績は一般木炭界の好調に伴ひ客年初冬の頃より急激なる生産増加を示し検査を了せしもの三十五万余俵の數に及び、而して検査の方法は夫々成規に依り郡外品に對しては乙號荷票を付し郡内製品に對しては大俵、小俵の二種に分ち甲號荷票を附し以て其の申請に依り之を行ふ、而して開始以前よりの持越に係る製品は十年十二月を限度とし努めて處分せしめ尙ほ殘品に對しては改俵を命し嚴重取締をなし一面時勢の推移と市場に於ける取引關係とに鑑み定款所定の木炭製造標準に一部改正並に檢印捺印方の改正をなし以て検査の正確を期し改造と荷票再度使用の惡弊を防止し以て検査の嚴正勵行に勉めたり

以上改善の成績益々顯著にして市場の聲價頓に昂上一躍先進地の優等品と伍して敢て遜色なきに至りたるのみならず、今後の發展囑望に値するもの尠しとせず、今検査並査閱品の總括を示せば左の如し

検査合格品 二十二萬九千四百四俵
 郡外品 十二萬二千八百六十五俵
 計 三十五萬二千二百六十五俵

更に之を細別して検査の成績を示せば左記の如し

月別	種別	白炭	黒炭	炭	銀治炭	郡外炭	計
十一月	炭	四、六〇三	五、三六〇	—	二、七六五	七、一七六	八三、九〇四
十二月	炭	一七、三五五	二九、二五二	—	七、三〇三	二四、一九六	七八、一〇六
一月	炭	九、九一〇	二四、二六一	—	五、三四七	一〇、〇三二	四九、五五〇
合計	炭	—	—	—	—	—	一一二七

二	月	一二、六六〇	三二、九九九	六、七三四	一九、六九七	六二、〇九〇
三	月	一六、八一	四四、三五八	九、六八六	二七、七六〇	七八、六一五
計		六一、三三九	一三六、二三〇	三一、八三五	一二三、八六一	三五二、二六五

備考

不合格品に對しては其の不合格の主因か他種類混入量目不足俵装の不整なるに由り何れも直ちに改造せしめたるを以て表中に現はれず

五、検査施行の状況

検査業務開始に關しては二十五名の検査員を採用し各擔當區域を定め業務の圓滑を圖り尙相當區域の均衡を得るの目的に於て検査員の指導鞭撻に努め以て検査勵行を期し違反者の取締を嚴にして業務の發展を圖り一面移出入驛港其他郡界所在の検査に對しては特に之が取締を嚴正にし而して各支部に於ては隨時検査員の打合せを開催して業務の統一公正に資し且又組合に於ては時季を見計らひ検査員總集會を開催して組合事業の刷新と検査執行の激勵に努め内外相呼應して本郡木炭界の向上發展に邁進したる結果漸次市場に於ける信用を昂め取引上の安定を保證せらるゝに至れり

六、検査の營業品に及ぼしたる効果

検査開始以來日尙淺しと雖も品質量目大に改まるものありと雖も品質にありては無煙のものを生産するに力め尙且つ量目の正確と俵装の改善に向つて今後一層の努力を拂ふに於ては本郡木炭界の革新は徹底的に達成せらるゝのみならず、取引市場に於ける聲價を發揚するに一段の光彩を添へ販路の擴張に資すること蓋し鮮少ならざるなり

七、組合經費徵收成績

大正十年度本組合經費は左の科目課額を定めて之を徵收せり

一、證票料	製造業者	金五拾錢
	販賣業者	金一圓五十錢
一、荷票料	大荷票一枚に付	金三錢
	小荷票及乙號荷票一枚に付	金二錢

但し賦課金は曾つて徵收せしことなし

而して證票料の徵收は經費徵收規程に依り荷票料は荷票販賣規程により本組合に於て徵收事務を處理せり

八、荷票販賣

本組合の發行する荷票は郡内(大荷票、小荷票)及郡外荷票の三種に區別し荷票販賣規程に依り組長の囑託したる賣捌人をして需用者に販賣せしむるものにして郡内各町村に之を設置せり、尤も地區の關係上萬不得止場合は當該検査員をして便宜取扱はしめ、其總箇所數三十七にして大正十年度中の發行數は郡内大荷票拾六萬三千六百五十枚、小荷票拾貳萬五千八百十枚、郡外荷票拾三萬九千二百四十枚總計四拾貳萬八千七百枚とす、其の内譯左の如し

荷票販賣所 町村名	十一月	十二月	一月	二月	三月	合計
天神山村	六、五〇〇	一	一	一	一	一一二九
合計	五、〇〇〇					一一、五〇〇

關豊岡村	三、〇〇〇	四、〇〇〇	八、六〇〇	三、〇〇〇	七、五〇〇	二六、五〇〇
駒山村	一六、五〇〇	二、〇〇〇	四、八〇〇	四、八〇〇	三、五〇〇	八、三〇〇
環村	一六、五〇〇	二、〇〇〇	一、五〇〇	八、五〇〇	二八、五〇〇	五、〇〇〇
佐貫町	五、〇〇〇	七〇〇	二、一〇〇	二、五〇〇	二、八〇〇	一九、一五〇
周南村	一一、〇五〇	七〇〇	六、五〇〇	二、一〇〇	四、〇〇〇	一八、八〇〇
湊町	九、三〇〇	七〇〇	六、五〇〇	二、一〇〇	四、〇〇〇	一八、八〇〇
富津町	一一、一五〇	三、五〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	二、五〇〇	二五、〇五〇
木更津町	一六、五五〇	三、五〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	六、五〇〇
清川村	一、五〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一、五〇〇
鎌足村	一、五〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一、五〇〇
長浦村	一、五〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一、五〇〇
三島村	四、六五〇	一一、四五〇	七、一五〇	四〇〇	八、七〇〇	三三、三五〇
龜山村	二六、〇〇〇	一三、〇〇〇	四、〇〇〇	八、七五〇	一八、五〇〇	七〇、二五〇
松丘村	二二、〇〇〇	一三、〇〇〇	四、〇〇〇	三、〇〇〇	四、〇〇〇	二九、〇〇〇
久留里町	二六、〇〇〇	一一、〇〇〇	七、〇〇〇	八、〇〇〇	一八、〇〇〇	七一、〇〇〇
小櫃村	七、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三、二〇〇	六、五〇〇	二、五〇〇	二九、二〇〇
馬來田村	四、〇〇〇	五〇〇	五〇〇	一五、〇〇〇	一九、五〇〇	四、〇〇〇
周西村	三、〇〇〇	五〇〇	五〇〇	一、六〇〇	四、二五〇	一五、五五〇
秋元村	一、〇〇〇	三、〇〇〇	六、二〇〇	一、六〇〇	四、二五〇	一五、五五〇
平岡村	二、五〇〇	三、〇〇〇	六、二〇〇	一、六〇〇	四、二五〇	一五、五五〇
合計	一六八、二〇〇	六四、〇五〇	四六、二五〇	四五、〇五〇	一〇五、一五〇	四二八、七〇〇

本年度に於ては違約處分を受けたるものなし

九、違約處分

一〇、仲裁判斷調停

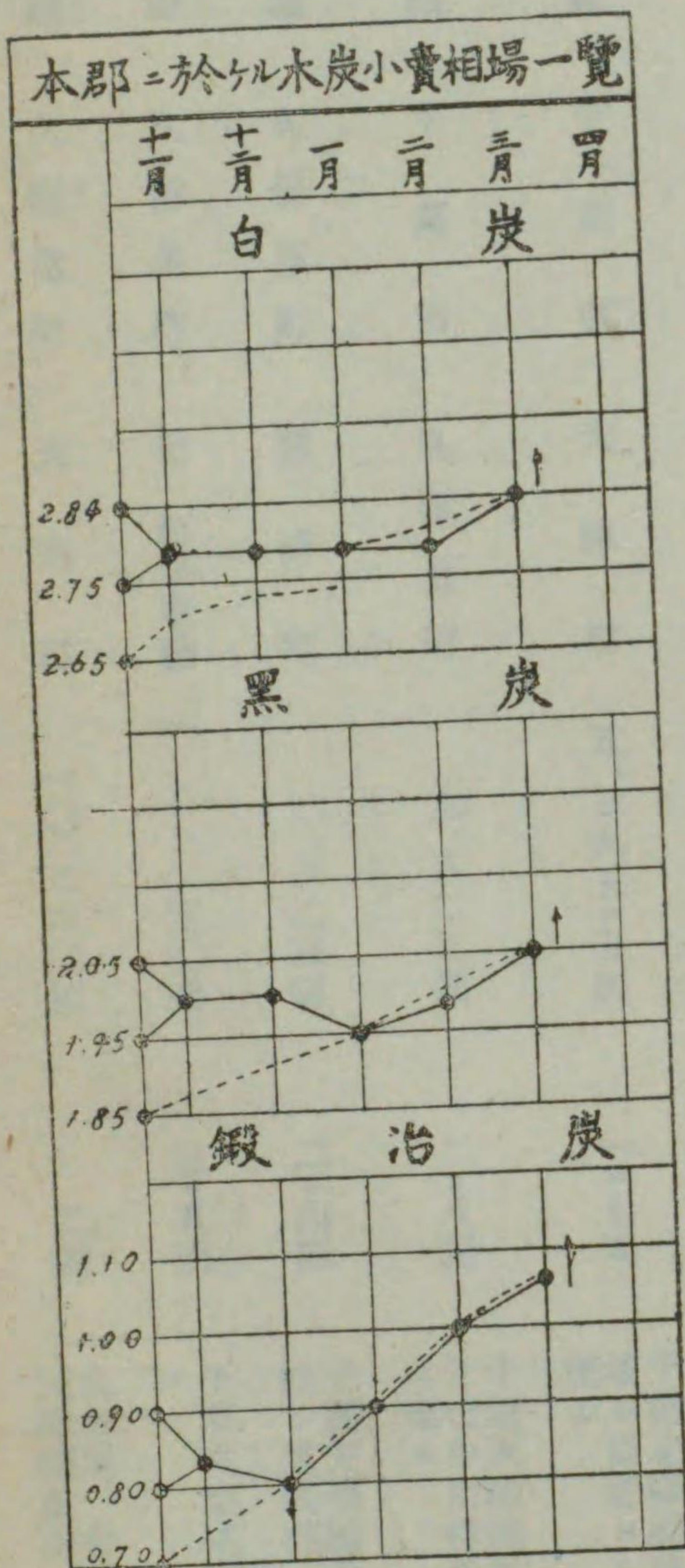
本年度に於ては仲裁判斷若しくは調停を爲したることなし

一一、組合未加入者

本組合地區内に於て組合員と同一の業務を営む者にして組員に加入を怠り居る者ありしも検査員又は警察官の注意と斡旋とに依り何れも未加入者に對し訴を提起したることなし

一二、木炭商況

前年來木炭の活況は更に變調なく經濟界の變動に遭遇するも獨り木炭は之が悪影響を蒙らず、寧ろ益々好調の趨を以て終始し加ふるに検査の勵行は各種の弊害を矯正し好評を博すると共に償額に於ても更に變調なく寧ろ順調の氣勢を示し他府縣産を凌駕するに至れり、今本郡産の小賣相場を圖示すれば次の如し



第八編 交通

第一章 道路

第一節 縣道

本郡内を通過する路線と其延長の大要次の如し

路線名	起點	終點	延長	平均幅員
千葉北條線	千葉市	北條町	二七、三七二間	二・七間
千葉天津線	千葉市	天津町	五、三九五・五間	一・七間
千葉久留里線	千葉市	久留里町	九、五二三間	二・八間
久留里勝浦線	久留里町	勝浦町	二、三二三間	二・四間
久留里停車場線	久留里町	同町停車場	三〇間	三・五間
久留里天津線	久留里町	天津町	一〇、三六〇間	二間

第八編 第一章 道路

一一三三

經過地
市原郡ヲ經テ長浦村ニ入り、檜葉、巖根、清川、木更津、眞舟、波岡、八重原、周南、貞元、吉野、佐貫、湊、天神山、竹岡、金谷ヨリ安房郡ニ入ル

千葉北條線重用市原郡八幡町ニテ分岐シ同郡ヨリ龜山村ニ入り安房郡ニ至ル

千葉天津線重用市原郡姊ヶ崎町ニテ分岐中川村馬來田小櫃ヲ經テ久留里ニ至ル

千葉久留里線重用市原郡白鳥村ニテ分岐シ夷隅郡ニ入ル

久留里、松丘ヲ經テ龜山村ヨリ千葉天津線重用

久留里湊線	久留里町	湊	町	一、二、〇四八・八間	二間	久留里停車場線重用久留里町ニテ分岐、秋元、環村ニ入り分岐シテ鴨川湊線重用
秋元千倉線	秋元村	千倉	町	八、九九二間	一・五間	久留里湊線重用秋元村ニテ分岐シ三島ヲ經テ安房郡ニ入ル
久留里木更津湊線	久留里町	木更津町		五、三九〇間	三・五間	千葉久留里線重用中川村ニテ分岐、清川村ヨリ千葉北條線重用、木更津町ニテ分岐ス
鶴舞木更津線	鶴舞町	木更津町		二、九六〇間	一・五間	千葉天津線重用市原郡明治村ニテ分岐シ平岡ヲ經テ中川村ニ至リ久留里木更津線重用
木更津富津線	木更津町	富津町		六、一六三間	二・二間	千葉北條線重用真舟村ニテ分岐、波岡、周西、青堀ヲ經テ富津町ニ至ル
久留里富津線	久留里町	富津町		一、〇九〇間	二・三間	久留里湊線重用秋元村ニテ分岐小糸中ヲ經テ八重原村ヨリ千葉北條線重用、同村ニテ分岐、周西、眞元、飯野ヲ經テ青堀村ニ入り木更津富津線重用
鶴舞佐貫線	鶴舞町	佐貫町		八、〇三〇間	二間	鶴舞木更津線重用中川村ニテ分岐、鎌足中村ニ至リ久留里富津線重用、八重原村ニテ分岐千葉北條線重用
佐貫富津線	佐貫町	富津町		五、四三八間	二間	大貫町ヲ經テ富津町ニ入り木更津富津線重用
上總湊停車場線	湊	上總湊停車場		七五間	二・五間	千葉北條線重用湊町ニテ分岐ス
青堀停車場線	青堀村	青堀停車場		四三間	二・五間	木更津富津線重用青堀村ニテ分岐ス
木更津停車場線	木更津町	木更津停車場		一四五間	四間	木更津富津線重用木更津町ニテ分岐ス
檜葉停車場線	檜葉村	檜葉停車場		九五間	三間	千葉北條線重用檜葉村ニテ分岐ス

鴨川湊線	鴨川町	湊	町	八、六八〇・五間	二・二間	鴨川保田線重用安房郡大山村ニテ分岐、豊岡、關、環、天神山村ヲ經テ湊町ニ入り千葉北條線重用
横田停車場線	中川村	横田停車場		一一三三間	三間	大正十二年四月縣道ニ編入
濱金谷停車場線	金谷村	濱金谷停車場		二五間	二・五間	大正十二年四月縣道ニ編入
鹿野山佐貫線	秋元村鹿野山	佐貫町		四、六二〇間	一・三間	佐貫町ニ入り千葉北條線重用
鹿野山木更津線	秋元村鹿野山	木更津町		二、七九一間	一・二五間	小糸村ニ入り久留里富津線重用八重原村ニ入り千葉北條線重用真舟村ニ入り木更津富津線重用
鹿野山湊線	秋元村鹿野山	湊	町	四、三二〇間	一問	湊町ニ入り鴨川湊線重用
鎌足木更津線	鎌足村	木更津町		五、〇四〇間	二間	大正十二年四月縣道ニ編入
鎌足久留里線	鎌足村	久留里町		五、六六二間	二間	大正十二年四月縣道ニ編入

第二節 町村道

主要なる町村道、郡制廢止により郡道より編入せられたるもの次の如し

路線名	延長	平均幅員
平岡檜葉停車場線	五、二八〇間	二間
櫻井周西停車場線	一三二間	二間
駒山湊線	五、八八〇間	二間
根形木更津線	二、八二〇間	二・二間
秋元青堀停車場線	五、一〇〇間	二間
久留里鴨川線	七、五〇〇間	二間

第八編 第一章 道路

一一三六

木更津鴨川線 六、四八〇間 二間
 木更津眞舟線 八四〇間 一・七間
 木更津金田線 三、一二二間 二間

備考 舊郡道に屬するもの猶六線あるも皆大正十二年四月縣道に編入せられたり
 町村道に編入の後町村毎に路線に關する施設を講じたれば線名の變更等多少の移動を免れざるべし

第二章 橋梁

縣道に架設せられたる主要なるもの次の如し

橋名	長	幅	構造	架設年月日	路線名	位置
小櫃橋	五〇間	二・五間	木造	明治三十七年二月一日	千葉北條線(小櫃川)	檜葉村坂戸市場地先
松川橋	一九間	二間	木造	大正四年二月	千葉北條線(小系川)	八重原村、周南村常代間
湊橋	三三間	三間	鐵骨	大正十四年七月二十日	千葉北條線(湊川)	湊町湊、天神山村海良間
人見橋	四〇間	二・五間	木造	大正十年	木更津富津線(小系川)	周西村人見
中川橋	三六間	二・五間	木造	明治四十三年四月一日	千葉久留里線(小櫃川)	中川村横田地先
天湊橋	二四間	二・五間	木造	大正十二年十月	鴨川湊線(湊川)	湊町更和、天神山村一川間
樟ヶ根橋	二二間	二間	木造	明治三十九年三月	鴨川湊線(湊川)	關村關地先
瀑見橋	二二間	二間	木造	明治三十九年三月	鴨川湊線(湊川)	關村御代原地先
東郷橋	二〇間	二・五間	木造	大正十二年八月	久留里湊線(湊川)	環村上後地先
千歳橋	一三間	二間	木造	不詳	千葉北條線(白虎川)	竹岡村竹岡
染川橋	一〇間	二間	木造	不詳	千葉北條線(染川)	佐貫町佐貫地先
釜神橋	一五間	二間	木造	大正十二年月不詳	久留里富津線(小系川)	貞元村釜神、周西村中野間
六三橋	二二間	二間	木造	不詳	久留里富津線(小系川)	周南村六手、八重原村三直間
中村橋	二四間	二・五間	木造	大正十二年二月	久留里富津線(小系川)	中村大井地先
王守橋	二七間	二間	木造	大正十一年月不詳	久留里天津線(小櫃川支流)	久留里町王守地先
富川橋	三〇間	二間	木造	明治四十三年四月一日	鶴舞佐貫線(小櫃川)	富岡村阿部、中川村横田間

第三章 鐵道

第一節 北條線

明治四十三年四月房總線第一期豫定線として蘇我町、木更津町の建設事務を開始し大正元年八月廿一日を以て開通す、兩國驛を距る四十五哩一分、千葉驛を距る廿二哩四分、本郡始めて汽車を見たり之より前明治四十五年三月更に北條町まで延長することとなり、大正四年一月十五日を以て上總湊驛まで開通し、大正五年十月十一日濱金谷驛まで開通したり、本郡に於ける本線の延長實に三十哩餘に達し其間八驛を置きて旅客貨物の輸送に便せり

驛名	位置	前驛への延長	營業開始年月日	乗客	降人員	發貨	到物
檜葉	檜葉村奈良輪	五・八	大正元年八月一日	八五、八九七	八四、〇六二	四、一五三	一、九〇〇
木更津	木更津町木更津	四・三	全	三九三、八五八	三八三、〇三三	二〇、一四〇	三二、九五四
周西	周西村中野	四・四	大正四年一月十五日	七七、六〇〇	七五、五〇〇	一、六四〇	三、一一〇
青堀	青堀村大堀	二・三	全	九一、一九五	八九、一六一	一、八六〇	七、一八五
大貫	大貫町千種新田	二・九	全	七一、一七一	六九、九五四	一、八九四	三、五二二
佐貫町	佐貫町龜田	二・五	全	八九、三二四	八七、九〇〇	二、二七六	二、三七四
上總湊	湊町長町	二・八	全	九八、一〇八	一一一、三二五	八、八七二	三、六〇五
濱金谷	金谷村荒戸	五・五	大正五年十月十一日	八四、二九八	八四、三二五	三、四四三	六、三七二
計		二・二		九九一、四四一	九八五、二六〇	四四、二七八	六一、〇二二

第一節 久留里線

木更津町、久留里間十四哩一分、軌間二呎六吋の輕便鐵道は明治四十四年七月十八日千葉縣に於て免許を受け三十七萬一千三百圓を投じて敷設し、大正元年十二月廿八日營業を開始せしが、大正十二年九月一日鐵道省に移管せられ更に久留里町より大原町に延長することとし遠からず起工せらるべしといふ

驛名	位置	前驛への延長	營業開始年月日	旅客乗車人員	降車人員	發貨噸	到物噸
上總	清川村菅生	二・六	大正元年十二月廿八日	一五、三七五	一四、六〇八	一	三八五
横田	中川村横田	三・二	全	二二、二九五	二二、五四〇	一一一	一、一八七
馬來田	馬來田村眞里	二・八	全	三七、六七八	三七、〇四九	一、〇二〇	六三八
小櫃	小櫃村末吉	二・七	全	一、三七八	一、三七〇	五九	二二
俵田	小櫃村俵田	一・二	大正十年七月	一二、五一九	一二、二八六	七三四	四五七
久留里	久留里町市場	一・六	大正元年十二月廿八日	五〇、四一三	五一、〇六〇	一一、八三七	四、六八一
計		一四・一		一三九、六五八	一三八、九一三	一三、七六一	七、三七〇

第三節 軍用線

青堀驛より富津町に至る約三哩は大正十三年八月敷設せられたるも軍用なるを以て一般の便に供せられず

第四章 水運

第一節 筏

小糸川、湊川上流地方より川口に近き陸揚場へ竹、丸太材等を搬出する方法として古より筏を組みこると行はる、湊川は夏、秋の候大雨出水を利用して行ひ小糸川は夏季灌漑用として川水を使用する時の外、常に行はれしも近來陸上運輸の發達に伴ひ漸次衰へつゝあり

第二節 川船

小糸川、小櫃川上流地方より周西村人見河岸を經由し江戸表への運輸交通の機關として古より川船の發達あり、薪炭、米穀(公租、献穀をも含む)等の運搬を主とせしものゝ如し、其最も盛なりしは維新前後なりしが其後陸上の交通運輸發達するに隨ひ漸次衰微し、現今僅に一艘を存し毎月一回位小櫃川を上下するのみとなれり

第三節 船舶

郡内に於ける船舶は次の如き數量を示し、漁用、交通運輸用、小回用として京濱地方を主とし其他東京灣内各地に回航し米穀、薪炭、石材、木材、魚類、蔬菜、雜貨を運輸す

五 十 石 未 滿 船

一一四二

七間船	六間船	四間船	三間船	全	稅	半	間	稅	船	計	五十石以上	西洋型
三艘	二艘	三艘	六四艘	二、二三四艘	二、二五二艘	四、七六一艘	一四、八四八石	一五二艘	四一艘	一九三噸	日本型	發動機船

備考 二間船全稅物は主として漁船及小回船を含み半稅船は海苔採船とす

發動機船にして船客貨物を扱ひ定期に回航するもの左の如し

富津、横濱間。 湊、大貫、横濱間。 大貫、横須賀間

東京、館山間を定期回航する汽船、上下航各二隻づゝ、金谷村に寄船し交通運輸に便するも季節により隻數一定せざることあり

第五章 車馬

第一節 自動車

郡内に於ける自動車左の如し

種別	營業用	乗	家用	用	計	貨物用	特殊車	計
數	一八	一	一九	三	一	二三		

備考 特殊自動車はサイドカーを附したるオートバイにして稅務上自動車として取扱はる

營業として定期に運轉し乗客、貨物を扱ふもの左の如し

區	域	種別	經營者	備
木更津	久留里間	貨物	木更津貨物自動車株式會社	
久留里	木更津間	旅客	桑田邑次郎	大正九年七月運轉開始、同十一年一月株式會社なる資本金一萬五千圓とす
木更津	秋元間	旅客	君津自動車株式會社	大正八年十一月營業開始
青堀	富津間	旅客	島秀吉	
佐貫	鹿野山間	旅客	金井勝次郎	大正十四年六月開始
湊	豊岡間	旅客	萬歳自動車株式會社	

第二節 馬車

營業として定期に運轉するもの十一臺を算す